

## 山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定について

### 【提出資料一覧】

- ①指定管理者評価表
- ②指定管理者選定委員会審査集計表
- ③募集要項
- ④仕様書
- ⑤審査基準表
- ⑥企画提案書

# 指 定 管 理 者 評 価 表

施 設 名	山陽小野田市商工センター					
指 定 管 理 者	小野田商工会議所					
指 定 期 間	自	H28.4.1	至	H31.3.31	指 定 期 間	3.0 年
評 価 対 象 年 度	平成29年度			施 設 所 管 課	商工労働課	
指 定 管 理 料	3,900,000 円		税抜き	評 価 年 月 日	平成30年6月1日	
利 用 料 金 制 度	有			ア ン ケ ー ト	未実施	
選 定 方 法	公募			単 独 指 定 回 数		

	項 目	評 価	コ メ ン ト 欄
管理 運 営 の 状 況	開館日数及び開館時間は適切か	3	条例どおりの開館が行われている
	保守管理業務は適切に行われたか	3	老朽化が激しい施設であるため、日々の見回りを実施
	清掃業務は適切に行われたか	3	きれいに清掃されている
	保安警備業務は適切に行われたか	3	閉館時：機械警備、夜間等シルバーク
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	定期的に清掃されている。
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	迅速に対応されている
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	適切である
	個人情報の管理は適切か	3	適切である
	現金の管理は適切か	3	金庫で保管している
	減免申請に対する取り扱いは適正か	3	適切である
	修繕は適切に行われたか	3	老朽化が激しく、予算の範囲内で適正に修繕している
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	適切である
	人 員 配 置 等	人員配置は適切か	3
必要な有資格者は適切に配置されているか		3	防火管理者を配置済み
労働条件は適切か		3	
職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか		2	職員研修を開催している
事 業 実 施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	
	講座やイベントは満足できる内容であったか	-	
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	-	
サ ー ビ ス 向 上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	2	利用者への聞き取りで対応している。
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	3	
	接客態度は良いか	3	
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	3	HPを利用し、貸館の概要が周知されている。
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	
	利用者の満足度は高いか	3	
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	2	
状 況 利 用	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	-	
収 支 状 況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	
	収入増加の取組は行われたか	-	
	経費節減の取組は行われたか	-	

別①(人員配置について)

平成29年度

山陽小野田市商工センター

前年度	貸室事務及び管理運営にあたる職員を事務局から常時1名配置するとともに、就業時間外も会館管理人2名が交代で管理にあっている。また、会館の管理上、事務局に防火管理者を配置している。
計画	貸室事務及び管理運営にあたる職員を事務局から常時1名を配置し、就業時間外も会館管理人2名が交代で管理にあたる。また、会館の管理上、事務局に防火管理者を配置する。
実績	計画どおり

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
第1会議室	0	0	0	0
第2会議室	420	423	423	331
第3会議室	210	226	226	175
講堂	4,900	3,061	3,061	2,947
合 計	5,530	3,710	3,710	3,453

利用評価
0

評価	
----	--

備考

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
利用料金	0	0	0	0
指定管理料	3,908,000	4,212,000	4,212,000	4,212,000
その他	281,000	55,156	0	16,429
合 計	4,189,000	4,267,156	4,212,000	4,228,429

収入評価
2

評価	
----	--

備考

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
人件費	1,852,000	1,909,357	1,935,000	1,983,777
事務費	19,000	5,278	39,000	4,241
管理費	2,318,000	2,352,521	2,238,000	2,240,411
合 計	4,189,000	4,267,156	4,212,000	4,228,429

支出評価	収支評価
1	4

評価	
----	--

備考

総合評価

89

特に評価される点	施設の管理については、専門業者を利用した保守点検を徹底し、適切に維持管理されているため、施設の利用に関するトラブルの報告は無い。
改善すべき点	商工センター(3、4階の管理業務)は、その施設の性質上、貸館業務が主であり、指定管理制度導入の主旨である、住民サービス・地域福祉の向上の効果を図るのが難しい施設ではあるが、利用者のサービス向上に向けた取り組みの実施を検討する必要がある。
その他	施設の老朽化に伴い、修繕等が必要な箇所が多々ある。今後、指定管理者として管理する上で必要となる部分(点検や修繕等)の負担が増大することが想定されるため、指定管理料の算定見直しを検討する必要がある。条例に基づき開館しているため、貸し館のない日であっても開館している状況にあり、指定管理に係る人件費が嵩んでいる。

評価基準

基準	点数
該当なし	-
計画を大きく下回っている 期待する水準を大きく下回っている 達成度イメージ 60%未満	0
一部分を除き事業計画どおりである 一部分を除き期待する水準どおりである 達成度イメージ 60%～79%	1
ほぼ事業計画どおりである ほぼ期待する水準どおりである 達成度イメージ 80%～99%	2
事業計画どおりである 期待する水準どおりである 達成度イメージ 100%以上	3

利用状況及び収入状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 $\geq$ 実績 かつ 計画 $>$ 実績	0
前年度実績 $<$ 実績	1
計画 $\leq$ 実績	2
前年度実績 $<$ 実績 かつ 計画 $\leq$ 実績	3

支出状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 $\leq$ 実績 かつ 計画 $<$ 実績	0
前年度実績 $>$ 実績	1
計画 $\geq$ 実績	2
前年度実績 $>$ 実績 かつ 計画 $\geq$ 実績	3

収支状況について

利益率 = 収入実績  $\div$  支出実績

利益率	点数
0.6未満	0
0.6～0.7未満	1
0.7～0.9未満	2
0.9～1未満	3
1以上	4

【山陽小野田市商工センター】指定管理者選定委員会 審査集計表

平成30年11月14日

申し込み団体 小野田商工会議所

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F		合 計	平均点	補正後 平均点
I 事業計画書等の内容が、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。(12点満点)	11	9	11	9	11	12		63	10.5	
II 事業計画書等の内容等が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(12点満点)	9	7	9	8	9	11		53	8.8	
III 事業計画書等に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、または確保できる見込みがあるか(19点満点)	16	17	15	15	17	18		98	16.3	
IV 事業計画書等の内容が、施設の経費節減が図られたものであるか。(7点満点)	5	4	4	4	4	4		25	4.2	
<b>合 計 (50点満点)</b>	41	37	39	36	41	45		239	39.8	39.8

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

## 山陽小野田市商工センター指定管理者募集要項

山陽小野田市商工センターの指定管理者を下記により募集します。

### 記

#### 1 施設の概要

##### (1) 施設の所在地及び名称

山陽小野田市中心二丁目3番1号

山陽小野田市商工センター 3階・4階部分

##### (2) 施設の目的

本市の商工業の健全な発展と振興等を図る

##### (3) 施設の内容

建築年度 昭和54年9月竣工

建物面積 2,206.721 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造

3階部分 590.231 m<sup>2</sup>

講堂（ステージ付）、第1会議室、第2会議室、第3会議室、

配膳室

4階部分 224.907 m<sup>2</sup>

機械室、電気室、倉庫、塔屋 51.552 m<sup>2</sup>

##### (4) 施設の利用状況（平成29年度実績）

区 分	利用状況
講堂、第1～第3会議室	3,453人

#### 2 応募資格（以下の要件を全て満たしていること）

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 市から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成15年法

律第154号)に基づく会社更生手続又は会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。

- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 市内の商工業振興団体であること。
- (6) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- (7) 共同体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

### 3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び例規の規定を順守すること。
- (2) 施設整備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 施設管理に係る情報は市に準じた開示を行うこと。
- (4) 関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

### 4 指定管理者の業務等

- (1) 施設の使用許可に関する業務
- (2) 商工業振興の企画及び実施に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

### 5 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

### 6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必

要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 事業計画書

ア 施設の管理運営方針

イ 指定期間内の業務計画（年度ごと、全体）

ウ 指定期間内の収支計画（年度ごと、合計）

エ 指定管理料（年度ごと、合計）

オ 管理運営体制（組織・人員体制、雇用計画等）

カ その他必要事項

(3) 応募の資格及び要件に関する書類

(4) 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

(5) 登記事項証明書（法人の場合）

(6) 市税の滞納がないことを証明する書類

※申請に当たって提出していただく書類は、原則として山陽小野田市情報公開条例による情報公開の対象となります（ただし、山陽小野田市情報公開条例第9条各号に定める非公開情報に該当するものを除く。）。

## 7 指定管理料

市は、指定管理者に対し、次の金額を限度として指定管理料を支払います。

単年度額 ※別に消費税及び地方消費税の額を加算します。	4,848,000円 (税抜き)
3か年合計額 ※別に消費税及び地方消費税の額を加算します。	14,544,000円 (税抜き)

この額には、以下の業務の費用が含まれています。

人件費、需用費、役務費、委託料【①設備保守委託料（空調設備保守、自家用電気工作物保守、エレベーター設備保守、消防設備保守）、②清掃委託料（館内清掃、ガラス・絨毯クリーニング、受水槽清掃、水質検査）】。

応募の際は、指定管理料が市の示す上記限度額を上回ることがないようにしてください。

なお、指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として変更は



行いません。

指定管理料の算定に当たっては、消費税及び地方税に関して、税抜き額で算定してください。

## 8 質問事項の受付

- (1) 受付期間 平成30年10月 1日（月）から  
平成30年10月15日（月）まで
- (2) 受付方法 質問票に記入の上、商工労働課にファックス、郵送又は電子メールで提出してください。

## 9 申請書の提出先、提出方法及び提出期間

- (1) 提出先 山陽小野田市商工労働課（市役所2階）  
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
電話 0836-82-1150 ファックス 0836-83-2604
- (2) 提出方法 書留郵便又は持参  
※電子メール、ファックスでの提出は認めません。
- (3) 提出期間 平成30年10月1日（月）から平成30年10月31日（水）  
まで（土・日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分  
までとします。※郵送の場合、最終日の午後5時15分までに  
必着のこと。
- (4) 提出部数 正本1部及び副本10部

## 10 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が選定基準に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補者として選考します。

なお、指定管理者選定委員会で審査した結果、施設の管理を行うに相当と認められる者がいないと判断された場合は、再度募集します。

### 【選定基準】

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。

ア 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針について

- (ア) 施設の「設置目的」の理解度
- (イ) 市が示した管理基準との整合性
- (ウ) 団体の経営（運営）モラルの妥当性

イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果について

- (ア) 実施事業の平等性
- (イ) 利用者ニーズに対する対応
- (ウ) 利用者トラブルの未然防止及び対処方法

(2) 施設の効用が最大限に発揮されること。

ア 利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果について

- (ア) 広報活動やイベント等の内容及び実現性
- (イ) 地域・関係団体との連携

イ サービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果について

- (ア) サービス向上策の内容と実現性
- (イ) 施設の活用策の内容と実現性

ウ 施設の維持管理及び保守点検管理の内容、的確性について

- (ア) 施設の管理方法
- (イ) プライバシーポリシー（個人情報の保護対策）
- (ウ) 情報の開示方法

(3) 施設の管理を安定して行う能力を有していること。

ア 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性について

- (ア) 収支計画の妥当性

イ 安定的な運営が可能となる人的能力について

- (ア) 組織の配置人員の妥当性
- (イ) 職員の確保の妥当性
- (ウ) 指導育成、研修体制の妥当性
- (エ) 緊急時の対応の妥当性

ウ 安定的な運営が可能となる経理的基盤について

- (ア) 団体の財政状況

- (イ) 団体の活動状況
- (ウ) 当該施設又は類似施設の管理経験

(4) 施設の管理経費の縮減が図られること。

ア 経費縮減策、省エネ対策の内容について

- (ア) 維持管理経費の縮減策と実現性
- (イ) 光熱水費等の縮減策と実現性
- (ウ) 指定期間中（年額）の提案数値

### 1.1 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

### 1.2 無効又は失効

以下の事項に該当する場合は、無効又は失効となることがあります。

- (1) 申請書の提出先、提出方法、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 事業計画書等において、市が示した上限額を超える指定管理料の額を提示した場合。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

### 1.3 選定委員会

平成30年11月14日（水）午後1時に実施します。

当日は申請団体によるプレゼンテーションを行っていただきますので、出席方お願いします。

時間、場所、方法、手順等については後日連絡します。

### 1.4 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

## 1 5 指定管理者の決定及び指定管理料

- (1) 指定管理者は平成30年12月山陽小野田市議会の議決を経て決定(指定)されます。(予定)
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の指定管理料は当該年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった指定管理料の提案価格を下回る場合があります。

## 1 6 その他

- (1) 既定の様式は別添のとおりです。
- (2) 提出書類はお返しできません。
- (3) 提出された書類は、選定協議の目的で使用する場合に限り複写します。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。

問合せ先 山陽小野田市商工労働課 担当：福田

電話 0836-82-1150

ファックス 0836-83-2604

電子メール [shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp](mailto:shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp)

# 事業計画書

## 1. 基本的事項

施設名			
団体名		代表者	
団体所在地			
設立年月日		従業員数	人
電話番号		Fax 番号	
Eメール			
主たる業務内容			
団体の運営方針			
経理状況	H29年度決算書別添のとおり	類似施設運営の実績の有無	有( 年)・無

## 商工センター管理業務仕様書

山陽小野田市商工センターの管理業務の仕様を下記のとおり定める。

### 記

- 1 施設の使用許可については、山陽小野田市商工センター条例及び同条例施行規則の規定に基づき業務を行うものとする。
- 2 使用許可等事務に関する必要な帳簿を備え適宜報告すること。
- 3 施設の維持管理に関する業務については、施設及び施設に附属する物件の維持保全について山陽小野田市商工センター条例及び同条例施行規則の規定に基づき、善良な管理者として注意を払うこと。

なお、次の事項について保守点検等を実施すること。

- ① 自家用電気工作物の保安管理 隔月1回点検、年次点検1回
- ② 空調設備維持管理
- ③ エレベーター保守管理
- ④ 消防設備の保守点検業務 年1回
- ⑤ ガラス・絨毯清掃 年1回
- ⑥ 貯水槽点検・清掃 年1回
- ⑦ 商工センター館内清掃

## 2. 管理運営方針

(1) 施設管理の方法（危機管理マニュアルを含む。）
(2) 年間の事業実施計画
(3) サービス向上の方策（広報、イベント、連携事業等を含む。）
(4) 利用者トラブルの防止及び対処（利用者の平等な利用の確保策を含む。）
(5) 個人情報の保護措置
(6) その他（利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等）

## 3. 管理運営体制

(1) 組織及び配置職員数
(2) 職員（資格者等を含む。）の確保
(3) 雇用の予定
(4) 職員研修の方針
(5) 緊急時の連絡体制

4. 収支計画 (H31年4月1日からH34年3月31日まで)

単位：千円

区 分		H31年度	H32年度	H33年度	計
項 目	内 訳				
収 入	指定管理料				
	合 計				
支 出	人件費				
	事務費				
	管理費				
	事業費				
	合 計				

※収支計画は税抜き額で作成してください。



# 山陽小野田市商工センター 指定管理者審査基準

審査項目	審査基準
<b>I 事業計画書等の内容が、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。(12点満点)</b>	
1. 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針	<p>①施設の「設置目的」を理解しているか。(2点満点)</p> <p>☆設置目的 本市商工業の健全な発展に寄与する。                      ◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法、(2)年間の事業実施計画」で確認のこと。商工センターは、貸館業務が主な業務であるため、適正な維持管理、運営が可能であるか、または、ヒアリングで確認できるかで判断する。</p>
	<p>②市が示した管理運営方針と団体が提案した管理運営方針が合致するか。(2点満点)</p> <p>☆管理基準                      ①関係法令及び例規の規定を遵守すること。                      ②施設整備及び物品の維持管理を適切に行うこと。                      ③施設管理に係る情報は市に準じた開示を行うこと。                      ④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。                      この内容が、◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)～(6)」やその他の添付資料に記載されているか、または、ヒアリングで確認できるかで判断する。</p>
	<p>③団体の経営(運営)モラルは適切か。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法」に関係法令を遵守することが、記載されているか、または、ヒアリングで確認できるかで判断する。</p>
2. 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	<p>①実施事業の内容は妥当か。また、偏りはないか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法～(6)その他」に記載内容を確認。また、ヒアリングで確認できるかで判断する。                      ①指定管理者が、公の施設の使用の許可権を有し、利用者の利用の公平と平等を確保しなければならないことを認識しているかどうかを判断する。</p>
	<p>②利用者のニーズに応えることができるか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(6)その他」の記載内容を確認。                      ①利用者からのニーズにどう対処していくのかを判断する。                      ②具体的な施策があれば、その効果や経費等の内容について聞き、実現性があるかを判断する。</p>
	<p>③利用者トラブルの未然防止及び対処方法は適切か。(2点満点)</p> <p>「定期的な安全点検の実施、事故発生の際の対処方法について」                      ◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(4)利用者トラブルの防止及び対処」の記載内容の確認。                      ①利用者からのクレームへの対処                      ②事故防止対策                      ③事故発生時の対応                      についてどうするのかを審査する。また、記載がなければ、ヒアリングで聞き、判断する。</p>
<b>II 事業計画書の内容等が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(12点満点)</b>	
1. 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	<p>①広報活動やイベント等の内容及び実現性はあるか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(3)サービス向上の方策」の記載内容の確認。                      ①これらの活動が実現性のあるものかどうかをヒアリングを行いながら判断する。                      ②具体的な内容が記載されていれば、事業内容、経費等を審査のうえ、実現性があるかどうかで判断する。</p>
	<p>②地域・関係団体との連携は図られているか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)～(3)」の記載内容の確認。                      ①地域全体の活性化、利用増につながる施策を尋ねる。またそれが実現性があるかを判断する。</p>
2. サービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	<p>①サービス向上の方策は適切か。また、実現性はあるか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(3)サービス向上の方策」の記載内容の確認。                      ①利用者へのサービス向上に対する取り組み方法をヒアリングを行いながら審査する。</p>
	<p>②施設の機能を活用した内容となっているか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(3)サービス向上の方策」の記載内容の確認。                      ①施設の活用策として、独創的な企画をもっているかをヒアリングする。またそれが商工センターの設置目的にあったものであり、実現可能なものかを判断する。</p>
3. 施設の維持管理の内容及び適格性及び実現の可能性	<p>① 施設管理の方法(防火、防犯、利用者の事故対応を含む。)は適切か。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「3管理運営体制」、または、その他添付資料の記載内容の確認。                      ①人的管理-十分な職員体制であるか、防火管理者は置いているか、いなければどうするのか。平日、土、日の勤務体制が整えられているか。                      ②機械警備-十分な体制であるか。</p>
	<p>② 利用者の個人情報保護は適切か。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(5)個人情報の保護措置」の記載内容の確認。                      ①個人情報の保護対策についての考え方を尋ねる。                      ②個人情報保護条例に基づくマニュアルを作成し、運用する準備があるかどうか。                      ③個人情報保護対策に対する従事者への指導の考え方を確認する。</p>

Ⅲ 事業計画書等に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、または確保できる見込みがあるか。(19点満点)

1. 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	① 収支計画の整合性は図られているか。(3点満点)	◎事業計画書「4収支計画書」の内容の確認。 ①収支計画書の内容が事業計画と合致しているか。 ②利用増を目的とした事業費があれば、その内容を聞く。	
	② 収支計画の実現性はあるか。(2点満点)	◎事業計画書「4収支計画書」の内容の確認。 ①実現可能な収支計画となっているか。	
	2. 安定的な運営が可能となる人的能力	① 組織及び配置職員数は適切か。(2点満点)	◎事業計画書「3管理運営体制(1)組織及び配置職員数」の記載内容の確認。 ①総括責任者や従事者の配置がなされているか。具体的に記載されているか。 ②従事者は専任か。勤務体制はどのようになっているのか。専任の場合、当該従事者が休みの場合の対応はどうか。 ③総括責任者にはどのような人が配置予定であるか。
		② 職員の確保は適切か。(2点満点)	◎事業計画書「2(1)施設管理の方法」及び「3管理運営体制(1)組織及び配置職員数、(2)職員の確保、(3)雇用の予定」の記載内容の確認。 ①従事者に類似施設の管理あるいは運営に精通している者が配置予定か。記載がなければ内容について聞く。 ②従事者は、地元からの雇用を優先しているか。記載がなければ内容について聞く。
3. 安定的な運営が可能となる経理的基盤	③ 職員の指導育成、研修体制は十分か。(2点満点)	◎事業計画書「3管理運営体制(4)職員研修の方針」の記載内容の確認。 ①従事者に類似施設の管理あるいは運営に精通している者が配置予定か。記載がなければ内容について聞く。 ②接遇研修、管理運営に必要な研修を適切に行う計画があるか。	
	④ 緊急時の対応は十分か。(2点満点)	◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法」及び「3管理運営体制(5)緊急時の連絡体制」の記載内容の確認。 ①施設内での事故、急病への対応や火災、地震等への対応が具体的に記載されているか。記載がなければ内容について聞く。 ②緊急時における市との連絡体制が記載されているか。	
4. 類似施設等の運営実績	① 団体の財政状況は健全か。(2点満点)	◎添付書類(財務諸表及び納税証明)の審査。 ①市税の滞納がないこと。記載がなければ聞く。 ②債務超過でないこと。財務内容がわかりにくければ聞く。 ③リスクに耐えうる財力があるか。	
	② 団体の活動状況(2点満点)	◎事業計画書「1基本的事項」の記載内容の確認。 ①定款等が出されているか。 ②過去からの活動実績があり、収支報告も適正になされているか。	

Ⅳ 事業計画書等の内容が、施設の経費節減が図られたものであるか。(7点満点)

1. 経費縮減策、省エネ対策の内容	① 維持管理経費の縮減策と実現性はあるか。(2点満点)	◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法」又は「4収支計画」の記載内容の確認。 ☆過去の実績と比べ、どのようにして経費縮減を図っていくか、ヒアリング等で確認する。 ①創意工夫をもって全体的な経費の縮減が図られているか。 ②必要な経費を落としていないか。 ③無理な縮減をしていないか。
	② 光熱水費等の縮減策と実現性はあるか。(2点満点)	◎事業計画書「2基本的事項(1)施設管理の方法」又は「4収支計画」の記載内容の確認。 ☆過去の実績と比べ、どのようにして光熱水費縮減を図っていくか。 ①サービス低下や安全性、利便性を極端に低下させない範囲で、省エネ対策を講じているか。 ②単に「使わない」ことで光熱水費の縮減を図っていないか。 ③無理な縮減をしていないか。
	③ 指定期間中(年額)の提案数値(3点満点)	◎事業計画書「4収支計画」の収入欄の「指定管理料」の確認。 ☆指定管理料(年額)が幾らかで判断。管理料が少なければ、少ないほど評価が大となる。

# 山陽小野田市商工センター 指定管理者審査基準表

審査委員

審査項目	審査基準	配点	小野田商工会議所
<b>I 事業計画書等の内容が、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。(12点満点)</b>			
1. 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針	①施設の「設置目的」を理解しているか。(2点満点)		
	理解が深い。	2	
	理解がある。	1	
	理解していない。	0	
	②市が示した管理運営方針と団体が提案した管理運営方針が合致するか。(2点満点)		
	管理基準に関する記載がある。	2	
	記載がないが、ヒアリングで確認できた。	1	
	管理基準に関する考えがない。	0	
	③団体の経営(運営)モラルは適切か。(2点満点)		
記載があり、かつ妥当性が高い。	2		
記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1		
記載がない。妥当性に欠ける。	0		
2. 平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	①実施事業の内容は妥当か。また、偏りはないか。(2点満点)		
	平等な利用を図るための記載がある。	2	
	記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1	
	記載がない。平等な利用に対する考えがない。	0	
	②利用者のニーズに応えることができるか。(2点満点)		
	利用者のニーズの把握に努め、対応も盛り込まれている。	2	
	利用者からの直接的なニーズに対しては、対応が盛り込まれている。	1	
	対応策がない。	0	
	③利用者トラブルの未然防止及び対処方法は適切か。(2点満点)		
「定期的な安全点検の実施、事故発生の際の対処方法について」			
記載があり、かつ実現性が高い。	2		
記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1		
記載がない。対処方法を考えていない。	0		
<b>II 事業計画書の内容等が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(12点満点)</b>			
1. 利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	①広報活動やイベント等の内容及び実現性はあるか。(2点満点)		
	記載があり、かつ実現性が高い。	2	
	記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1	
	記載がない。対処方法を考えていない。	0	
	②地域・関係団体との連携は図られているか。(2点満点)		
	利用増が期待でき、実現性がある。	2	
実現性はあるが、あまり効果は期待できない。	1		
取り組む姿勢が見られない。	0		
2. サービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	①サービス向上の方策は適切か。また、実現性はあるか。(2点満点)		
	利用者の向上につながる具体的な提案がなされ、かつ、実現性がある。	2	
	提案はあるが、具体性に乏しい、または実現性に乏しい。	1	
	具体的提案がない。	0	
	②施設の機能を活用した内容となっているか。(2点満点)		
	独創的な企画力を持っており、施設の新たな活用が期待でき、かつ実現性が高い。	2	
効果は期待できるが、実現性に乏しい。	1		
具体的提案がない。	0		
3. 施設の維持管理の内容及び適格性及び実現の可能性	①施設管理の方法(防火、防犯、利用者の事故対応を含む。)は適切か。(2点満点)		
	記載があり、かつ十分な管理体制である。	2	
	記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1	
	管理方法に対する考えがない。	0	
	②利用者の個人情報保護は適切か。(2点満点)		
	効果的な記載がある。	2	
記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1		
記載がない。対処方法を考えていない。	0		

Ⅲ 事業計画書等に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、または確保できる見込みがあるか。(19点満点)

1. 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	① 収支計画の整合性は図られているか。(3点満点)		
	事業計画に基づく綿密な積算を行っており、整合性が図られている。	3	
	過去の実績を参考に、事業計画に基づく積算を行っており、整合性が高い。	2	
	過去の実績は把握しているが、過少な部分があり、赤字の可能性が高い。	1	
	根拠もなく過小に積算し、実現性がない。	0	
	② 収支計画の実現性はあるか。(2点満点)		
適切な収支計画となっており、実現性がある。	2		
実現性に乏しい。	1		
実現性がない。	0		
2. 安定的な運営が可能となる人的能力	① 組織及び配置職員数は適切か。(2点満点)		
	総括責任者及び従事者が適正に配置されている。	2	
	総括責任者や従事者の配置があいまいで、具体的な配置や勤務時間が記載されていない。	1	
	記載がない。	0	
	② 職員の確保は適切か。(2点満点)		
	従事者に類似職種に精通している地元者を雇用予定にし、適切に配置するなど円滑な運営に心がけている。	2	
	従事者に類似職種に精通している者を雇用予定にし、適切に配置するなど円滑な運営に心がけているが、地元採用の予定がない。	1	
	従事者の業務に対する精通具合や、配置などの具体的な計画がない。	0	
	③ 職員の指導育成、研修体制は十分か。(2点満点)		
	具体的な研修計画が記載されていて、かつ実現性が高い。	2	
	記載内容が具体性に乏しい、または実現性に乏しい。	1	
	研修計画がない。	0	
④ 緊急時の対応は十分か。(2点満点)			
緊急時の対応が記載され、かつ実現性が高い。	2		
記載はあるが、具体性に欠ける。	1		
緊急時の対応が妥当でない。	0		
3. 安定的な運営が可能となる経理的基盤	① 団体の財政状況は健全か。(2点満点)		
	適正な財務処理がされていて、債務超過がなく、リスクに耐える良好な財務状況が認められる。	2	2
	過去の実績からは判別できないが、諸条件から適切な財務状況と推定される。	1	
	財務状況に懸念がある。債務超過であるなど安定経営に疑問がある。	0	
	② 団体の活動状況(2点満点)		
	活動実績があり、定款等もあって、収支報告も適正になされている団体である。	2	2
過去の活動実績がない、または新たに設立された団体である。	1		
定款等もなく、活動実績のない団体である。	0		
4. 類似施設等の運営実績	① 当該施設又は類似施設の管理経験はあるか。(2点満点)		
	当該施設又は類似施設の管理実績がある団体である。	2	2
	その他管理施設の管理実績がある団体である。	1	
	上記の経験がない団体である。	0	

Ⅳ 事業計画書等の内容が、施設の経費節減が図られたものであるか。(7点満点)

1. 経費削減策、省エネ対策の内容	① 維持管理経費の削減策と実現性はあるか。(2点満点)		
	創意工夫を持って全体的な経費の削減を図り、実現性も高い。	2	
	実現性は高いが、人件費抑制など、特定の経費で削減を図っている。	1	
	経費削減の方法に根拠がなく、実現不可能。	0	
	② 光熱水費等の削減策と実現性はあるか。(2点満点)		
	安全性や利便性を極端に低下させない範囲で省エネ対策を講じ、かつ実現性が高い。	2	
	省エネ対策があいまいで、実現性が低い。	1	
	利用者の安全性や利便性を無視した内容で、実行すると著しいサービス低下となる。	0	
	③ 指定期間中(年額)の提案数値(3点満点)		
	指定管理料が464.8万円未満	3	1
	指定管理料が464.8万円以上474.8万円未満	2	
	指定管理料が474.8万円以上484.8万円未満	1	
指定管理料が上限額と同額484.8万円	0		

様式第1号 (第3条関係)

平成30年10月29日

山陽小野田市長様

申請団体所在地 山陽小野田市中央二丁目3番1号  
名称 小野田商工会議所  
代表者の氏名 会頭 藤田敏彦  
電話番号 0836-84-4111

指定管理者指定申請書

指定管理者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする団体

名称 小野田商工会議所  
事務所の所在地 山陽小野田市中央二丁目3番1号

2 管理を行おうとする公の施設の名称

山陽小野田市商工センター 3階・4階部分

3 添付書類

- 事業計画書
- 応募の資格及び要件に関する書類
- 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類
- 登記事項証明書
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 過去の指定実績がわかる書類
- 市長が必要と認める書類 ( )

## 事業計画書

### 1. 基本的事項

施設名	山陽小野田市商工センター 3階・4階部分		
団体名	小野田商工会議所	代表者	会頭 藤田 敏彦
団体所在地	山陽小野田市中心二丁目3番1号		
設立年月日	昭和21年9月1日	従業員数	15人
電話番号	0836-84-4111	Fax番号	0836-84-4180
Eメール	host@onoda-cci.or.jp		
主たる業務内容	<p>①商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し及び建議すること</p> <p>②行政庁等の諮問に応じて答申すること。</p> <p>③商工業に関する調査研究を行うこと。</p> <p>④商工業に関する施設を設置し維持し及び運用すること。</p> <p>⑤商工業に関する講演会及び講習会を開催すること。</p> <p>⑥商工業に関する技術及び技能の普及及び検定を行うこと。</p> <p>⑦商事取引に関する仲介及びあっ旋を行うこと。</p> <p>⑧商工業に関して相談に応じ及び指導を行うこと。</p> <p>⑨社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。</p> <p>⑩行政庁から委託を受けた事務を行うこと。</p>		
団体の運営方針	<p>地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。</p>		
経理状況	平成29年度決算書は別添のとおり	類似施設運営の実績の有無	①(39年)・無

## 2. 管理運営方針

### (1) 施設管理の方法（危機管理マニュアルを含む。）

山陽小野田市商工センター条例及び山陽小野田市商工センター条例施行規則に従い、善良な管理者として施設の管理運営にあたりると共に、施設の設置目的を十分に認識し、本市商工業の健全な発展と振興のための諸事業を積極的に推進していく。

また、施設の管理については、管理責任者を商工会議所事務局長とし、常時、担当職員を配置してこれにあたるほか、必要に応じ他職員の協力を得て効率的な運営を行い、商工業者をはじめ一般市民に平等なサービスを提供するよう努める。

施設の維持管理については、専門業者に施設の保守・管理・清掃業務等を委託して市に準じた機器のメンテナンスを行うほか、消防点検、水質検査などの必要な法定検査を実施して、施設の適正な維持管理に努める。

危機管理対策としては、平日日中は職員が建物内の巡回を行ない危険個所や破損個所の早期発見に努め、異常を発見した際は施設管理責任者に報告して、安全確保や事故防止のため立入禁止措置など迅速・適切に対処する。また、事故等が発生した際は、施設管理責任者は適切な措置をとると共に関係各署及び市担当部署に通報し指示を仰ぐ。また、火災に対しては策定した消防計画に従い自衛消防隊を組織して消火活動、消防署への通報、人員の避難誘導など必要な対応を行う。（自衛消防訓練を年2回実施。）職員の就業時間外の夜間、祝祭日等については管理人を置き商工センターの巡回警備、施錠を行なうと共に、事故、火災等が発生した際は施設管理責任者に連絡して関係各署への通報を行う。また、夜間の閉館から翌朝の開館までは警備会社による機械警備を実施する。

### (2) 年間の事業実施計画

山陽小野田市商工センター条例の趣旨に従い本市商工業の健全な発展に寄与するため次の事業を実施する。

#### ①施設の使用許可に関する業務

公共の施設である山陽小野田市商工センターの運用にあたっては、施設の目的を十分に認識し、山陽小野田市商工センター条例及び同施行規則を順守することによって、利用者に平等なサービスを提供するよう努める。

貸室業務については、年間の貸室スケジュール表及び収入金帳簿を作成して会議室等の使用状況を

管理する。利用者から会議室等の使用申請を受けた際は、利用目的、利用方法などを聴取し、適正な使用であると確認した場合は施設利用にあたっての注意事項を告げ、原則、使用料を納入いただいた上で使用許可書を発行する。この際、利用者への対応については公平性に留意し不当な扱いとならないよう努める。また、使用料については、原則、入金があった当日中に使用申請書及び納付書と併せて商工センター内の市役所出張所に納入し、極力、手元に現金を保管する事がないよう努める。

使用許可等の業務の実施状況については、毎月1回、市役所担当部署に報告する。

近年、施設の老朽化や設備の故障、改修等に伴い貸室の稼働率が低下し、利用件数、使用料収入とも大幅に減少しており、利用増を図るため、市内の企業や各種団体等を対象として利用案内・パンフレット等を作成し、DMなどを発送して周知を図り、利用促進に繋げていく。

初年度は、利用件数、使用料収入ともに、大幅に減少する前の平成27年度の実績（利用件数：123件、使用料収入：約85万円）まで戻すことを目標とし、以後は、対前年実績の5%増を目指す。

#### ②商工業振興の企画及び実施に関する業務

山陽小野田市商工センターの設置目的を十分に認識し、商工センターを地域商工業振興活動の拠点と位置付け、商工業者による地域ごと、業種ごと等の会議開催、或いは職員の巡回訪問を通じて地域商工業者の意見・要望を広く聴取し、地域振興、活性化のための事業の推進に反映していく。さらに施設を活用して政治、経済や商工業振興に関する講演会、講習会を開催するほか、商工業者を対象とした経営、金融、労務、法律、税務、創業、事業承継など事業支援相談会などを開催して地域商工業の振興、健全で安定的な発展に寄与していく。また商工業者以外の一般市民を対象とした市民公開講座の開催も計画していく。

このほか、組織内に地域の活性化、産学官連携、産業競争力強化、地域資源活用、農林水産業振興などの委員会を設けて地元企業紹介、大学を活用した街づくり、農商工連携や地元の魅力発信などの諸事業を推進していく。

#### ③施設の維持管理に関する業務

建物、設備など施設の維持管理については、職員による日常の巡回点検のほか、主要設備については専門業者に保守・管理・点検・清掃業務等を委託して市の基準に準じた機器のメンテナンスを行う。

##### 【職員による日常点検】

職員の巡回により、施設の目視による外観点検を毎日実施するほか、稼働中の設備の機能点検を



随時実施する。

**【専門業者に委託しての保守・管理・点検等業務】**

a) 自家用電気工作物の保安管理

商工センター内の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督業務について、専門業者に委託して電気設備の点検等を実施し、業者の指示、助言を得て設備の適正な維持及び安全な運用に努める。なお、委託契約については、経費の縮減を図るため複数年の契約を予定。

設備の点検頻度については、月次点検を隔月1回、年次点検を年1回実施する。

b) 空調設備維持管理業務

ボイラー及び空調設備の保守点検業務については専門業者に委託し、定期的な保守点検及び機器異常発生時の復旧修理を実施して設備の保全を図り、機器の安定的な稼働を維持していく。

保守作業については、冷暖房切替時に年2回、冷暖房運転中に年2回の整備を行うほか、定期年次整備を年1回実施する。また、機器異常発生時はその都度、整備を実施する。

c) エレベーター保守管理業務

エレベーターのメンテナンスについては専門業者に委託して、定期的、計画的な点検保守を実施する。保守作業については、毎月1回の定期保守点検（訪問点検は3ヶ月に一度、その他はリモート点検）のほか、機器の総合的な機能を確認するための品質検査を年1回実施する。また、故障等の緊急事態の発生時には、速やかに機器の運行状況を確認して適切な処置を行う。なお、委託契約については、経費の縮減を図るため複数年の契約を予定。

d) 消防設備の保守点検業務

防火対象物である商工センター及び消防用設備の保守点検業務について、専門業者に委託し、消防法に規定する法定点検を実施する。

1) 消防用整備保守点検業務

通報・消火・避難設備等の消防設備の定期点検を年2回実施する。

2) 防火対象物点検報告業務

建物全体の火災等災害に対応する設備の設置管理状況や災害予防の体制並びに、災害時の対処方法等について年1回の点検を実施する。

e) ガラス・絨毯清掃業務

商工センター3階講堂の絨毯クリーニング及び高所窓ガラスの清掃について、競争見積りにより清掃業者を選定し、年1回清掃を実施する。

f) 貯水槽点検・清掃業務

商工センター屋上の飲料水貯水槽及び別棟1回の受水槽の点検、清掃業務について、競争見積りにより清掃業者を選定し、年1回点検、清掃を実施する。

また、清掃後は、検査業者に委託して、飲料水の水質検査を年1回実施する。

g) 商工センター館内清掃業務

商工センターの館内清掃については、山陽小野田市シルバー人材センターより清掃員の派遣を受け、月6回の清掃を実施する。

これら業務のほか、職員による施設敷地内の草取りや清掃作業を随時実施し、年1回、専門業者に委託して敷地内の植木の剪定・草取りを実施する。

【施設の維持・管理経費の節減】

施設の維持に係る水光熱費については、館内照明のうち電力消費量の大きい白熱球から蛍光灯、LEDへと順次変更していき、3年間で館内の白熱球を全て撤去して消費電力の節減を図るとともに、照明の消し忘れ防止や、不用な電気機器の使用停止、電気機器更新時の省エネ型採用など、職員間で節電意識を共有する。また、電力消費や燃料消費など維持コストの最も大きい空調設備については、使用する部屋ごとの細かい調節ができないので、施設全体の使用状況に応じ、早めの稼働停止など適切な運用に努める。

(3) サービス向上の方策（広報、イベント、連携事業等を含む。）

商工センターの利用方法等については商工会議所事務室に掲示するほか、商工会議所会報やホームページなどを活用して、市内外の商工業者や諸団体、一般住民への周知を図っていく。

また、会議室等の施設の利用価値を高め利用者のニーズに対応していくため、既存のマイク、アンプなどの放送設備のほか、プロジェクター、移動式スクリーン、湯茶セットなどの商工会議所貸出し備品の活用、コピー機、印刷機の有料使用など事務機材の充実を図っていく。

このほか、建物内に国・県・市など行政庁からの連絡文書やポスターを掲示し行政の啓蒙活動に協力していく。また商工業に関する資料、情報誌等を商工センター玄関ロビーや商工会議所事務局カウンターに配置して商工業者はじめ一般市民に広く提供するほか、3階講堂前のロビーにもマガジンラック等を設置し、市内や周辺地域の観光・イベント情報を提供するなど、企業活動や市民生活の利便を図っていく。さらに、地域の諸団体と連携し、年間3回程度、施設及び駐車場を活用した集客イベントの実施を計画していく。

(4) 利用者トラブルの防止及び対処（利用者の平等な利用の確保策を含む。）

山陽小野田市商工センター条例及び同施行規則、その他関係法令を順守し、会議室等の使用申込み日付の管理やスケジュール表による施設の使用管理など適正に運用することによって、利用者に平等なサービスを提供するよう努める。

利用者への対応に当たっては公平性に留意し、事前に使用上の注意事項などを十分に説明し理解を得た上でご利用いただくよう努める。また施設管理責任者の小野田商工会議所事務局長を利用者トラブルの対応責任者として、施設側と利用者、または利用者同士で万一トラブルが発生した際は、施設の管理者として、トラブルの解消に向け誠意を持って対処する。

(5) 個人情報の保護措置

施設利用者などの個人情報の管理については、山陽小野田市の個人情報保護制度を順守すると共に、小野田商工会議所特定個人情報を含む個人情報保護方針及び、小野田商工会議所個人情報保護規定（平成20年12月9日制定）に従い個人情報の保護を図る。

個人情報の取得については施設管理に必要な範囲で取得して適正な方法で取扱い、取得目的以外の利用及び第三者への提供は行わない。日常の業務においては、個人情報の記載された施設使用申請書等の書類は、貸室事務を担当する職員が適正に管理し、業務終了後は、施錠した書庫に保管して管理する。

(6) その他（利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等）

利用者ニーズの把握に当たっては、施設利用時に利用者から意見、要望を聴取するほか、施設のロビーや商工会議所事務所のカウンターに意見箱を設置して、商工センターを利用する一般市民からも意見を収集し、施設の運用、各種事業の実施計画に反映していく。また、商工会議所の総務委員会にも運営方法について意見を求めるほか、商工業者や各種団体の会合等においても意見、要望を聴取していく。

### 3. 管理運営体制

#### (1) 組織及び配置職員数

管轄地域（旧小野田市の区域）内の商工業者等で組織される地域総合経済団体（別添①組織図のとおり。）で、所属会員数は、994事業所。（平成30年3月末現在）

組織の運営にあたる事務局の職員数は、専務理事を除き職員15名。商工センターの管理については事務局長を施設の管理責任者とし、貸室事務、管理運営にあたる職員を事務局職員から1名配置するとともに、日曜、祝祭日、夜間など職員の就業時間外も、会館管理人2名が交替で商工センターの管理にあたる。また、事務局他部署職員の協力により効率的な運用に努める。なお、防災管理上、事務局に防火管理者（現在、有資格者2名）を置く。

人員の配置及び業務の内容については別添②のとおり。

#### (2) 職員（資格者等を含む。）の確保

現在の商工会議所事務局職員及び管理人で対応する。

#### (3) 雇用の予定

現有の人員による効率的な運営を図るため、当面、職員採用の予定はない。但し、退職等で職員に欠員が出た場合は、速やかに、職員の補充採用を行う。

#### (4) 職員研修の方針

商工会議所の上部団体である日本商工会議所や山口県商工会議所連合会、山口県など、外部団体等が主催する職員の業務研修会に積極的に参加すると共に、所内においても接客・業務研修会を開催して職員の資質の向上を図り、商工業者はじめ一般市民へのサービスに努める。

#### (5) 緊急時の連絡体制

地震、台風などの自然災害や火災、事故等の発生の場合の緊急連絡体制（別添③災害時等緊急時の連絡体制）を整備し、「関係機関及び業者等への連絡先一覧」を事務局内に掲示し、職員に周知徹底して、誰もが関係先へ確実に通報・連絡がとれるよう努める。

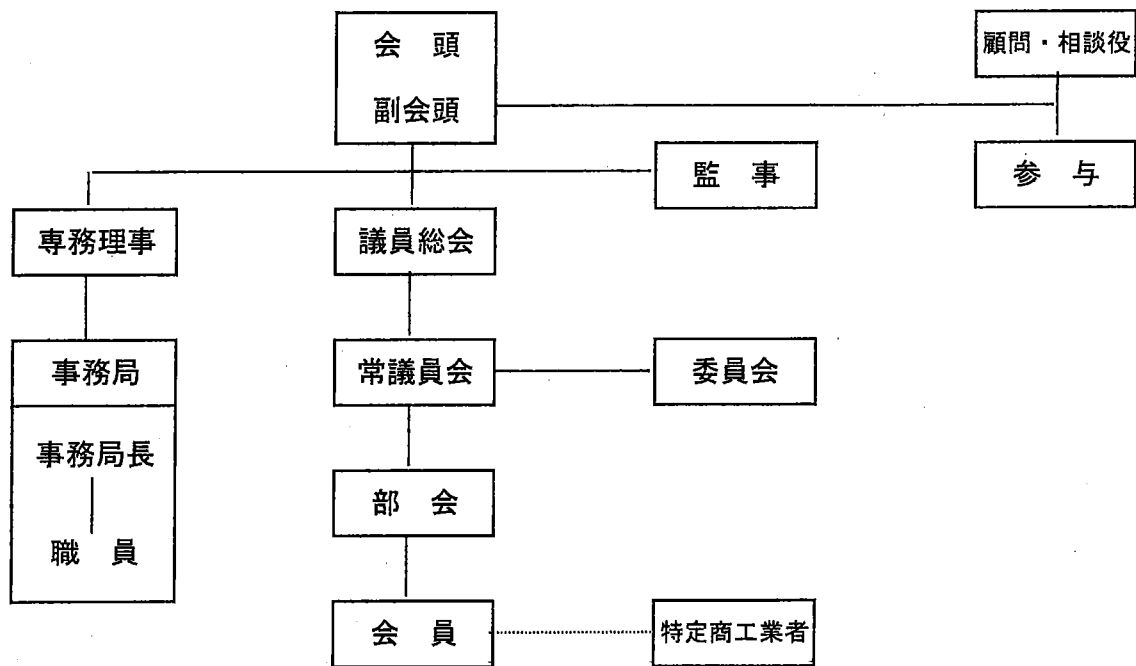
4. 収支計画 (H31年4月1日からH34年3月31日まで)

単位：千円

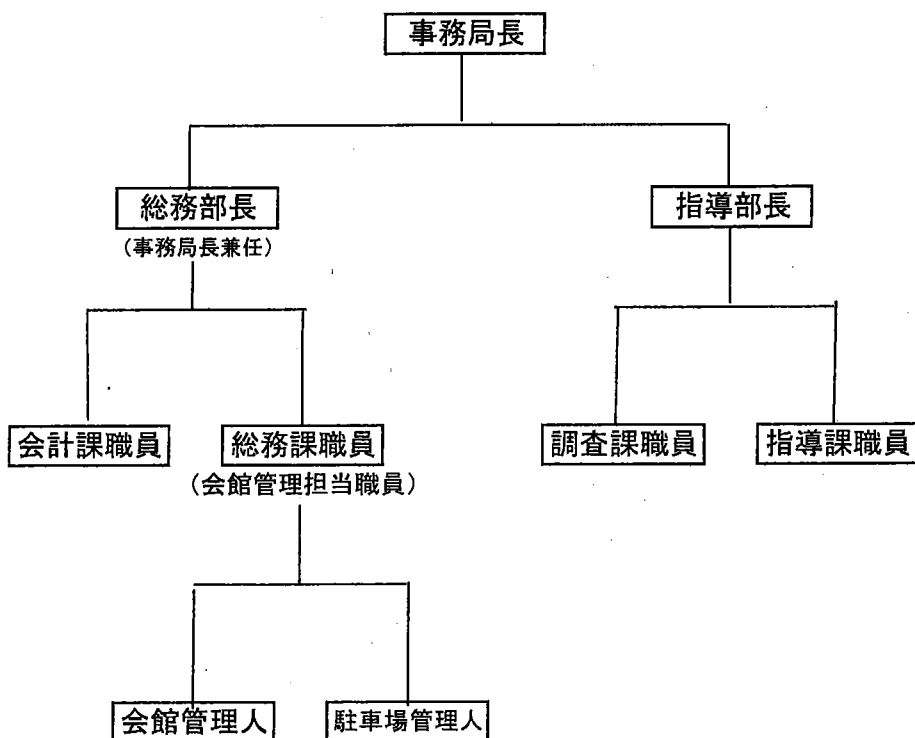
区 分		H31年度	H32年度	H33年度	計	
項 目	内 訳					
収 入	指定管理料	市指定管理料	4,840	4,840	4,840	14,520
	合 計		4,840	4,840	4,840	14,520
支 出	人件費	会館管理人人件費	2,200	2,250	2,300	6,750
		管理担当職員人件費	300	300	300	900
		小 計	2,500	2,550	2,600	7,650
	事務費	通信・消耗品費	30	30	30	90
	管理費	設備保守等委託料	1,660	1,660	1,660	4,980
		清掃業務等委託料	470	470	470	1,410
		小 計	2,130	2,130	2,130	6,390
	事業費		180	130	80	390
	合 計		4,840	4,840	4,840	14,520

※ 収支計画は、税抜額で作成。

### 小野田商工会議所 組織図



### 事務局 組織図



## 商工センター管理運営の人員配置及び業務の内容

1) 施設管理責任者 1名

(利用者トラブル対応責任者)

商工会議所事務局長

(業務の内容) 施設管理、運営事業の総括、利用者トラブルへの対応

2) 貸室等管理担当職員 1名

職員1名を常時配置し、以下の業務を行なう。

(業務の内容) 会議室等施設の利用申込受け、利用料金の収納、年間の貸室スケジュール管理、備品の管理、施設の日常点検及び報告、利用者のニーズ調査。

※ 必要に応じ、商工会議所他部署職員の協力を得て管理運営に当たる。

3) 会館管理人 2名

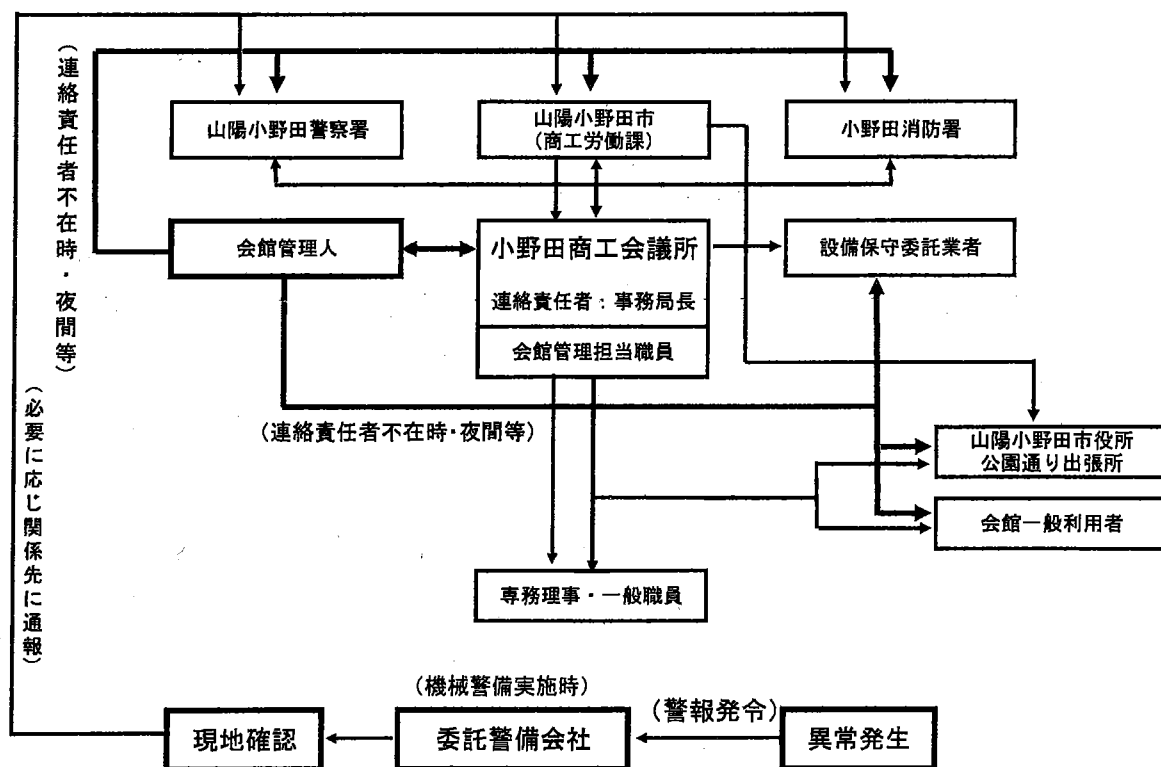
管理人2名が交替で、職員の勤務時間外の土曜、日曜、祝祭日及び夜間に以下の業務を行なう。

(業務の内容) 土曜、日曜、祝祭日及び夜間の貸室、備品の貸出し等の管理、建物・施設の見回り管理及び異常発生時の報告、閉館時の施錠及び開館時の開錠。

## 災害時等緊急時の連絡体制

地震、台風などの自然災害や火災、事故等の発生に備え、  
下記の緊急連絡体制を整備し対応を行う。

### 災害時等緊急連絡体制





## 応募の資格及び要件に関する書類

### 応募資格等について

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。  
該当なし
- (2) 市から指名停止措置を受けていないこと。  
該当なし
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく会社更生手続又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。  
該当なし
- (4) 市税を滞納していないこと。  
滞納の事実なし（別添 納税証明書参照）
- (5) 市内の商工業振興団体であること。  
当商工会議所は、山陽小野田市に主たる事務所を置く地域総合経済団体である。  
（別添 定款及び登記事項証明書参照）
- (6) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。  
該当なし
- (7) 共同体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。  
該当なし

上記のとおり相違ありません。

平成30年10月29日

山陽小野田市中央二丁目3番1号

小野田商工会議所

会頭 藤田敏彦

# 現在事項全部証明書

山口県山陽小野田市中央二丁目3番1号  
小野田商工会議所

会社法人等番号	2500-05-002329	
名称	小野田商工会議所	
主たる事務所	山口県山陽小野田市中央二丁目3番1号	
	山口県山陽小野田市中央二丁目3番1号	平成17年 3月22日変更 平成17年 3月22日修正
法人成立の年月日	昭和29年12月20日	
目的等	<p>目的 本商工会議所は地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もつて我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。本目的を達成するため下記の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、及び建議すること。</li> <li>2. 行政庁等の諮問に応じて答申すること。</li> <li>3. 商工業に関する調査研究を行うこと。</li> <li>4. 商工業に関する情報及び資料の収集及び刊行を行うこと。</li> <li>5. 商品の品質及び数量、商工業者の事業の内容その他、商工業に係る事項に関する証明、鑑定及び検査を行うこと。</li> <li>6. 輸出品の原産地証明を行うこと。</li> <li>7. 商工業に関する施設を設置し維持し、及び運用すること。</li> <li>8. 商工業に関する講演会及び講習会を開催すること。</li> <li>9. 商工業に関する技術及び技能の普及及び検定を行うこと。</li> <li>10. 博覧会、見本市等を開催し、及びこれらの開催のあつ旋を行うこと。</li> <li>11. 商事取引に関する仲介及びあつ旋を行うこと。</li> <li>12. 商事取引の紛争に関するあつ旋、調停及び仲裁を行うこと。</li> <li>13. 商工業に関して相談に応じ及び指導を行うこと。</li> <li>14. 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。</li> <li>15. 交通運輸並びに港湾の改善発達を図ること。</li> <li>16. 商工業に関して、観工事業の改善発達を図ること。</li> <li>17. 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。</li> <li>18. 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。</li> <li>19. 前各号に掲げるものの外、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</li> </ol>	
役員に関する事項	山口県宇部市大字小串91番地32 会頭 藤田 敏彦	平成28年11月11日重任 平成28年11月11日登記

山口県山陽小野田市中央二丁目3番1号  
小野田商工会議所

地区	平成17年3月22日現在における山陽小野田市の区域（平成17年3月21日現在における山陽町の区域を除く。） 平成17年 3月31日変更 平成18年 9月15日登記
----	--

COPY

COPY

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

(山口地方法務局管轄)

平成30年10月 4日

山口地方法務局宇部支局  
登記官

井 上 進



# 納 税 証 明 書

納税証明第 6001 号

納税義務者	住所（所在）	山口県山陽小野田市中央二丁目3番1号
	氏名（名称）	小野田 商工会議所

証明日現在において納期限の到来している市税については、未納の額はありません。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成30年10月 4日

山陽小野田市長 藤田 剛二



※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

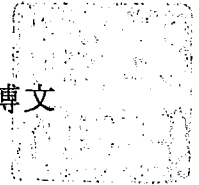
様式第2号(第4条関係)

山陽小野田市指令第7号

平成28年(2016年)1月18日

小野田商工会議所 様

山陽小野田市長 白井 博文



指定管理者指定等決定通知書

平成27年10月28日付けの指定管理者指定申請について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定区分

■指定管理者に指定する。

□指定管理者に指定しない。

2 指定に係る公の施設の名称

山陽小野田市商工センター

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 指定しない理由

5 備考

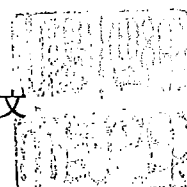
様式第2号(第4条関係)

山商第K5115-14号

平成23年(2011年)3月28日

小野田商工会議所 様

山陽小野田市長 白井博文



指定管理者指定等決定通知書

平成23年1月28日付けの指定管理者指定申請について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定区分

- 指定管理者に指定する。
- 指定管理者に指定しない。

2 指定に係る公の施設の名称

山陽小野田市商工センター

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 備考

定 款

小野田商工会議所

# 小野田商工会議所定款

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与することを目的とする。

### (名 称)

第 2 条 本商工会議所は、小野田商工会議所と称する。

### (人 格)

第 3 条 本商工会議所は、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）の規定に基づく法人である。

### (地 区)

第 4 条 本商工会議所の地区は、平成 17 年 3 月 22 日現在における山陽小野田市の区域（平成 17 年 3 月 21 日現在における山陽町の区域を除く。）とする。

### (事務所の所在地)

第 5 条 本商工会議所の事務所は、山口県山陽小野田市に置く。

### (原 則)

第 6 条 本商工会議所は、営利を目的としない。

2 本商工会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

3 本商工会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

### (事 業)

第 7 条 本商工会議所は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、及び建議すること。
- (2) 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- (3) 商工業に関する調査研究を行うこと。
- (4) 商工業に関する情報及び資料の収集及び刊行を行うこと。
- (5) 商品の品質及び数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る証明、鑑定及び検査を行うこと。
- (6) 輸出品の原産地証明を行うこと。
- (7) 商工業に関する施設を設置し、維持し、及び運用すること。
- (8) 商工業に関する講演会及び講習会を開催すること。



- (9) 商工業に関する技術及び技能の普及及び検定を行うこと。
- (10) 博覧会、見本市等を開催し、及びこれらの開催のあっ旋を行うこと。
- (11) 商事取引に関する仲介及びあっ旋を行うこと。
- (12) 商事取引の紛争に関するあっ旋、調停及び仲裁を行うこと。
- (13) 商工業に関して、相談に応じ、及び指導を行うこと。
- (14) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。
- (15) 交通運輸並びに港湾の改善発達を図ること。
- (16) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- (17) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- (18) 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- (19) 前各号に掲げるものの外、本商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(公 告)

第 8 条 本商工会議所の公告は、本商工会議所の掲示場に掲示する。

(規 約)

第 9 条 この定款で定めるものの外、業務の執行に必要な事項は議員総会の議決を経て規約で定める。

## 第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 10 条 本商工会議所の地区内に引き続き 6 箇月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

- (1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体
  - イ) 協同組合
  - ロ) 信用金庫
  - ハ) 労働金庫
  - ニ) 公社
  - ホ) 経済関係団体
  - ヘ) 医療法人
  - ト) 社会福祉法人
  - チ) 弁護士法人
  - リ) 監査法人
  - ヌ) 税理士法人

- ル) 特許業務法人
  - ヲ) 産学連携、商工会議所事業に関わる学校法人
  - ワ) 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
  - カ) 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人
  - ヨ) 地域経済の振興等に資する中間法人
  - タ) まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
  - レ) 観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人
- (2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行う次に掲げる個人
- イ) 医師
  - ロ) 歯科医師
  - ハ) 助産師
  - ニ) 弁護士
  - ホ) 公認会計士
  - ヘ) 司法書士
  - ト) 税理士
  - チ) 行政書士
  - リ) 弁理士
- (3) 本商工会議所の地区内に引き続き6箇月に満たない期間営業所等を有する商工業者

2 この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。

- (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
- (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- (3) 鉱業を営む者
- (4) 取引所
- (5) 会社
- (6) 相互会社

3 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、②暴

力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）

（加 入）

第11条 会員となることを希望するものは、議員総会の議決を経て、別に定める加入手続きにより、加入の申込みをしなければならない。

2 前項の加入の諾否は、常議員会において決定する。

3 常議員会は、前項の諾否を決定するときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を附してはならない。

4 第2項の規定により常議員会の承諾を得たものは、所定の加入金及び会費を納めたときに、本商工会議所の会員となる。

（会員の表決権）

第12条 会員は、各々1箇の表決権を有する。

2 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名及びなつ印した書面又は代理人をもって、表決権を行うことができる。

3 前項の規定により表決権を行うものは、出席者とみなす。

4 第2項の代理人は、その代理権を証する書面を表決権を行う前に本商工会議所に提出しなければならない。

（会員の選挙権）

第13条 会員は、会費の持口数に応じて、それぞれ次に掲げる個数の1号議員の選挙権を有する。但し、1会員の選挙権の個数は、50個を超えることができない。

(1) 最初の1口を2個とする

(2) 2口以上5口までは、1口増すごとに1個を加える

(3) 6口以上21口までは、2口を増すごとに1個を加える

(4) 22口以上は、5口を増すごとに1個を加える

2 前条項第2項から第4項まで、（書面又は代理人による権利の行使）の規定は、選挙権について準用する。

（会員の被選挙権）

第14条 会員は、本商工会議所の議員に選任される権利を有する。

2 会員は、本商工会議所の会頭、副会頭、常議員又は監事に選任される権利を有する。  
(会員のその他の権利)

第15条 会員は、その営んでいる事業に係る本商工会議所の部会に所属し、その部会に出席して意見を述べ、又は表決に加わる権利を有する。

第16条 会員は、前4条に規定する権利の外、次に掲げる権利を有する。

- (1) 本商工会議所より情報を受け、資料及び刊行物の配布を受けること。
- (2) 本商工会議所の施設を利用すること。
- (3) 前2号に掲げるものの外、本商工会議所の行う事業により利益を受けること。
- (4) 何時でも、本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めること。
- (5) 総会員の10分の1以上の同意を得て、何時でも本商工会議所の会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めること。
- (6) 第30条の任意登録台帳に登録されること。

(会費)

第17条 会員は、毎年所定の納期までに1口以上の会費を納入しなければならない。

2 加入金及び会費1口の金額並びにその払込の方法は、議員総会の議決を経て別に定める。

(過怠金)

第18条 本商工会議所は、会費の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った会員に対して、常議員会の議決を経て、過怠金を課すことができる。

2 前項の過怠金の金額その他必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

(会員権の停止)

第19条 本商工会議所は、会費の滞納が、6箇月に及ぶ会員、その他会員たるの義務を怠った会員に対して、議員総会の議決を経て、会員権の行使を停止することができる。

2 前項の規定による会員権の行使の停止は、その権利の行使を停止された会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

(脱退)

第20条 会員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本商工会議所を脱退することができる。

2 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 第21条に規定する除名

3 会員が死亡したとき、その営む事業を承継する相続人は、前項の規定にかかわらず会員権を承継することができる。

(除 名)

第21条 本商工会議所は、次の各号の1に該当する会員を、議員総会の議決によって除名することができる。

この場合は、その会員に対して、その議員総会の会日の7日前までに、その旨を通知し、議員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 1年以上にわたって会費の納入その他会員たる義務を怠った会員
- (2) 本商工会議所の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員
- (3) 自ら又は第三者を利用して反社会的行為（①暴力的な要求行為、②法的な責任を越えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて取引の相手の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為、及び⑤その他上記①から④までに準ずる行為をいう。以下同じ。）を行った会員
- (4) 自ら又は第三者を利用してその他前2号から3号に準ずる行為を行った会員

2 第19条第2項（処分のお知らせ）の規定は、会員の除名について準用する。

3 除名された者は、除名された日から少なくとも2年間は本商工会議所の会員になることができない。

(特別会員)

第22条 会員たるの資格を有しないものであって、本商工会議所の趣旨に賛同するものは、本商工会議所の特別会員となることができる。

2 第10条第3項（会員の欠格事由）、第11条第1項、第2項及び第4項（加入）並びに第16条から前条まで（会員の権利、会費、過怠金、会員権の停止及び除名）の規定は、特別会員について準用する。

### 第 3 章 特定商工業者及び商工業者法定台帳

(特定商工業者の範囲)

第23条 本商工会議所の特定商工業者とは、毎年4月1日現在において、それまで6月以上引き続き本商工会議所の地区内に営業所等を有する商工業者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 4月1日現在における本商工会議所の地区内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以上である者
- (2) 4月1日現在における資本金額又は払込済出資総額が300万円以上である者

(特定商工業者の権利)

第24条 特定商工業者に係る1号議員の選挙権は、各々1個とする。

2 本商工会議所は、特定商工業者であって、負担金の滞納が6箇月に及ぶものその他特

定商工業者たるの義務を怠ったものに対して、常議員会の議決を経て、前項の権利の行使を停止することができる。

3 第12条第2項及び第4項（書面又は代理人による権利の行使）並びに第19条第2項（処分の通知）の規定は、特定商工業者について準用する。

第25条 会員以外の特定商工業者は、何時でも、本商工会議所の定款、規約及び議員総会の議事録並びに事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の閲覧を求めることができる。

（法定台帳）

第26条 本商工会議所に、商工業者法定台帳（以下「法定台帳」という。）を備える。

2 法定台帳に登録すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 事業の種類
- (3) 事業の開始の年月
- (4) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名
- (5) 本商工会議所の地区内の営業所等の事業の内容及び最近1年間における売上高
- (6) 第23条第1号に規定する従業員の数又は同条第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額

3 法定台帳は、毎年9月30日までに訂正する。

4 本商工会議所は、法定台帳に登録された事項に変更を生じたことを知ったときは、遅滞なくこれを訂正する。

5 特定商工業者は、第2項の事項のうち、次の事項について変更を生じたときは、すみやかに、その旨を本商工会議所に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- (2) 事業の種類
- (3) 本商工会議所の地区内の営業所等の名称、所在地及び管理者の氏名

（特定商工業者の資料提出）

第27条 特定商工業者は、本商工会議所の法定台帳の作成又は訂正に関して本商工会議所から資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

（法定台帳の運用及び管理）

第28条 本商工会議所は、法定台帳を第7条に掲げる事業の適正且つ円滑な実施に資するように運用する。

2 本商工会議所は、法定台帳を善良な管理者の注意をもって管理する。

3 本商工会議所は、法定台帳の作成又は訂正に関して知り得た商工業者の秘密に属する事項を他に漏らし、又は窃用しない。

（負担金）

第29条 本商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費にあてるため、  
2 事業年度ごとに、議員総会の決議を得た上で、山口県知事の許可を受けて特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課する。

2 前項の許可を申請する場合は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得ていなければならない。

(任意台帳)

第30条 本商工会議所に、任意登録台帳（以下「任意台帳」という。）を備える。

2 本商工会議所は、会員（特定商工業者たる会員を除く。）であって、任意台帳に登録を希望するものについて、所定の手続きにより、法定台帳の例にならぬ、任意台帳に登録する。

## 第 4 章 役 員

(役 員)

第31条 本商工会議所に次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 頭   | 1人  |
| (2) 副 会 頭 | 3人  |
| (3) 専務理事  | 1人  |
| (4) 常 議 員 | 30人 |
| (5) 監 事   | 3人  |

(役員職務)

第32条 会頭は、本商工会議所を代表し、所務を総理する。

2 副会頭は、会頭を補佐し、あらかじめ会頭の定める順位により、会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会頭及び副会頭を補佐して庶務を掌理し、会頭及び副会頭に事故があるときはその職務を代行し、会頭及び副会頭が欠員のときはその職務を行う。

4 常議員は、会頭の委任する特別の事項に関する所務を処理する。

5 監事は、本商工会議所の業務及び経理を監査し、その監査の結果を議員総会に報告する。

(役員任免)

第33条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。

2 副会頭は、議員総会の同意を得て、会頭が会員のうちから選任し、又は解任する。

3 専務理事は、議員総会の同意を得て、会頭が選任し、又は解任する。

4 常議員は、議員総会において、議員（議員が法人その他の団体である場合は、第35

- 条第4項の議員の職務を行う者。)のうちから選任し、又は解任する。
- 5 監事は、議員総会において、会員のうちから選任し、又は解任する。
  - 6 役員を選任及び解任に関する議決は、あらかじめその旨を通知し、且つ、公告した議員総会においてのみすることができる。
  - 7 前6項に規定するものの外、役員を選任及び解任に関し必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。
  - 8 次の各号の1に該当する者は、役員になることができない。
    - (1) 第10条第3項第1号又は第2号(会員の欠格事由)に該当する者
    - (2) 未成年者
    - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者
    - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力でなくなった日から5年を経過するまでの者
  - 9 監事は、会頭、副会頭、専務理事、常議員又は職員の職を兼ねることができない。  
(役員任期)
- 第34条 役員任期は、3年とする。
- その期間は、役員改選年の11月1日から3年後の10月31日までとする。
- 2 役員は、再任されることができる。
  - 3 役員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
  - 4 補欠で選任された役員は、前任者の残任期間在任する。

## 第5章 議員総会及び常議員会

### 第1節 議員総会

(議員総会及び議員)

第35条 本商工会議所に、議員総会を置く。

- 2 議員総会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙した議員  
(この定款において「1号議員」という。) 46人
  - (2) 部会が部会員のうちから選任した議員(この定款において「2号議員」という。) 31人
  - (3) 前2号の議員の外、会頭が1号議員及び2号議員が選任した銓衡委員の同意を得て、会員のうちから選任した議員(この定款において「3号議員」という。) 13人
- 3 前項各号の議員の選挙及び選任並びに解任に関し必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。



- 4 法人その他の団体であつて、第2項の議員となつたものは、議員の職務を行う者1人を定め、書面をもって、本商工会議所に届け出なければならない。
- 5 第33条第8項各号（役員の欠格事由）の1に該当する者は、第2項の議員又は前項の議員の職務を行う者となることができない。
- 6 役員は、議員総会に出席して意見を述べることができる。
- 7 何人も、同時に、2以上の議員又は第4項の議員の職務を行う者となることはできない。また、議員と第4項の議員の職務を行う者とを兼ねることはできない。

（議員の任期）

第36条 議員の任期は、3年とする。

その期間は、議員改選年の11月1日から3年後の10月31日までとする。

- 2 議員は、再任されることができる。
- 3 議員は、任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 補欠で選任された議員は、前任者の残任期間在任する。

（議員の解任）

第37条 議員総会は、その決議によって、次の各号の1に該当する議員を解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認める議員
- (2) 会費又は負担金の納入その他本商工会議所に対する義務を怠った議員
- (3) 本商工会議所の体面を傷つけ、又は本商工会議所の目的遂行に反する行為を行った議員

2 第19条第2項（処分のお知らせ）及び第21条第1項後段（弁明の機会）の規定は、議員の解任について準用する。

（議員総会の招集）

第38条 議員総会は、通常議員総会及び臨時議員総会の2種とし、会頭が招集する。

- 2 通常議員総会は、毎年5月、臨時議員総会は、第4項に規定する場合の外、会頭が必要と認めたときに開催する。
- 3 前項の臨時議員総会を招集する場合は、常議員会の同意を得なければならない。但し、常議員会に附議するいとまがない場合は、この限りでない。
- 4 議員が総議員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会頭に提出して議員総会の招集を請求したときは、会頭は、その請求のあった日から30日以内に臨時議員総会を招集しなければならない。
- 5 議員総会の招集は、少なくとも会日の7日前までに、各議員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

（議員総会の決議事項）

第39条 次に掲げる事項は、議員総会の議決を経なければならない。ただし、第11号から第16号までの事項については、議員総会の議決を経て、常議員会に委任すること

ができる。

- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 会員の除名
  - (5) 議員の解任
  - (6) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更及び廃止
    - イ) 会費1口の金額、払込方法その他会費に関する事
    - ロ) 負担金の金額、払込方法その他負担金に関する事
    - ハ) 選挙に関する事
  - (7) 会頭、常議員及び監事の選任又は解任
  - (8) 副会頭及び専務理事の選任又は解任の同意
  - (9) 第66条第1項の規定による決算関係書類の承認
  - (10) 解散後における財産処分の方法の決定
  - (11) 次に掲げる事項に関する規約の設定、変更又は廃止
    - イ) 加入手続
    - ロ) 加入金の金額、払込方法その他加入金に関する事
    - ハ) 過怠金の金額、その他過怠金に関する事
    - ニ) 役員及び議員の選任又は解任に関する事
    - ホ) 部会について必要な事項
    - ヘ) 委員会について必要な事項
    - ト) 使用料及び手数料に関する事
    - チ) その他本商工会議所の業務の執行について必要な事項
  - (12) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
  - (13) 会員及び特別会員の権利の行使の停止
  - (14) 特別会員の除名
  - (15) 負担金の賦課
  - (16) 解散後における会費の徴収
- 2 定款の変更(法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るもの。)の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
- 3 定款の変更(法第25条第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係るものを除く。)の決議は、議員総会による当該変更の議決を持ってその効力を生じる。
- 4 解散及び解散後における財産処分の方法の決定の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(議員総会の議長)

第40条 議員総会の議長は、会頭をもってあてる。

2 会頭に事故があるとき又は欠員のときは、あらかじめ会頭が定める順位により、副会頭が議長となる。

3 会頭及び副会頭に事故があるとき又は欠員のときは、出席者の互選によって議長を定める。

(議員総会の議事)

第41条 議員総会は、第42条(議員総会の特別議決方法)に規定する場合を除き、総議員の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議員総会の議事は、第4項但書及び第42条(議員総会の特別議決方法)に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議員総会における議員の表決権又は選挙権は、各々1個とする。

4 議員総会においては、第38条第5項(招集の通知)の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、出席者の3分の2以上の同意があった場合には、この限りでない。

5 第12条第2項から第4項まで(書面又は代理人による権利の行使)の規定は、議員総会の表決及び選挙について準用する。

6 議員総会においては、延期又は続行の議決をすることができる。この場合においては、第38条第5項(招集の通知)の規定は適用しない。

(議員総会の特別議決方法)

第42条 次に掲げる事項は、議員総会において総議員の半数以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 会員の除名

(5) 議員の解任

(議事録)

第43条 議員総会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した議員の2人以上が署名しなければならない。

## 第 2 節 常議員会

(常議員会)

第44条 本商工会議所に、常議員会を置く。

2 常議員会は、常議員及び常議員以外の役員(監事を除く。)をもって組織する。

3 会頭は、必要があると認めるとき又は常議員が総常議員の5分の1以上の同意を得て請求したときは、会議の日時及び場所につき通知を発して、常議員会を招集しなければ

ならない。

4 常議員会における常議員及び常議員以外の役員（監事を除く。）の議決権は、各々1個とする。

5 監事は、常議員会に出席して意見を述べることができる。

（常議員会の決議事項）

第45条 次に掲げる事項は、常議員会の議決を経なければならない。

- (1) 議員総会に提案すべき事項
- (2) 第39条第1項第11号から第16号までに掲げる事項であって、第39条第1項ただし書の規定により議員総会から委任を受けた事項
- (3) 第39条第1項第11号から第16号までに掲げる事項であって議員総会に付議するいとまがない緊急なもの
- (4) 会員及び特別会員の加入の諾否
- (5) 会員及び特別会員に対する過怠金の賦課
- (6) 特定商工業者の権利の行使の停止
- (7) 部会の決議の承認
- (8) 青年部、女性会について必要な事項
- (9) 顧問及び参与の委嘱の承認
- (10) 事務局及び職員について必要な事項

2 前項第3号の事項についての決議は、次の議員総会に報告し、その承認を求めなければならない。

（準用規定）

第46条 第40条（議長）、第41条（第5項を除く。）（議事）及び第43条（議事録）の規定は、常議員会について準用する。

## 第6章 部会・委員会等

### 第1節 部会

（部会）

第47条 本商工会議所に、会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに、それぞれの事業の適切な改善発達を図るために、次の部会を置く。

- (1) 商業部会
- (2) 工業部会
- (3) 建設部会
- (4) 運輸交通部会
- (5) 観光サービス部会
- (6) 理財部会

2 会員は、その営んでいる主要な事業に係る部会に属する。

- 3 会員が主要な事業を2以上営んでいる場合は、2以上の部会に所属して意見を述べ、又は表決に加わることができる。
- 4 前項の規定により会員が2以上の部会に属している場合においては、あらかじめ本人の希望によって定める何れか1部会においてのみ、2号議員に選任され、又は当該議員を選任することができる。
- 5 第12条（表決権）の規定は、部会の表決及び選挙について適用又は準用する。

（部会及び副部会長）

第48条 部会には、部会長1人及び副部会長1人を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会において互選する。

（部会長及び副部会長の職務）

第49条 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

- 2 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて常議員会に出席して、当該部会に関する事項について意見を述べるることができる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその職務を代行し、部会長が欠員のときはその職務を行う。

（部会の決議の効力）

第50条 部会の決議は、常議員会の承認を得て、本商工会議所の決議とすることができる。

（議員総会への報告）

第51条 部会長は、部会の会務の状況を毎事業年度少なくとも1回議員総会に報告しなければならない。

（準用規定）

第52条 第41条第2項（議員総会の議決方法）及び第44条第3項（常議員会の招集）の規定は部会について準用する。

- 2 第34条（役員の任期）の規定は、部会長及び副部会長について準用する。

（部会の運営に必要な事項）

第53条 前6条に規定するものの外、部会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

## 第 2 節 委員会

（委員会）

第54条 本商工会議所に、その目的達成に必要な重要事項を調査研究するために、議員総会の議決を経て、委員会を置くことができる。

（委員会の組織）

第55条 委員会に、委員長1人、副委員長1人及び委員若干人を置く。

2 委員は、会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。

3 委員長、副委員長は、委員会において互選する。

(委員会の運営に必要な事項)

第56条 前2条に規定するものの外、委員会について必要な事項は、議員総会の議決を経て別に定める。

### 第 3 節 青年部、女性会

(青年部、女性会)

第57条 本商工会議所に、青年部、女性会を置く。

(青年部、女性会について必要な事項)

第58条 青年部、女性会について必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

### 第 7 章 顧問及び参与

(顧問)

第59条 本商工会議所に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本商工会議所の目的達成に必要な重要事項について会頭の諮問に応ずる。

3 顧問は、学識経験のある者及び本商工会議所に功労のあった者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。

4 第34条(役員の任期)の規定は、顧問について準用する。

(参与)

第60条 本商工会議所に、参与を置くことができる。

2 参与は、本商工会議所の事業遂行に関する重要事項に参与する。

3 参与は、学識経験のある者のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。

4 第34条(役員の任期)の規定は、参与について準用する。

### 第 8 章 事務局

(事務局)

第61条 本商工会議所に、事務局を置く。

(事務局長及び職員)

第62条 事務局に、事務局長1人の外必要な職員を置く。

2 事務局長は、専務理事の命を受け、庶務を統轄する。

3 事務局職員は、事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。

4 事務局長は、会頭が任命する。

(事務局及び職員に関する必要な事項)

第63条 前2条に規定するものの外、事務局及び職員に関して必要な事項は、常議員会の議決を経て別に定める。

## 第 9 章 管 理

(問合せ等)

第64条 本商工会議所は、その目的を達成するために必要な範囲内において、本商工会議所の地区内の商工業者に対し、文書又は口頭による問合せを行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 本商工会議所が前項の問合せを行い、又は資料の提出を求めたときは、本商工会議所の地区内の商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第65条 会頭は、定款、規約及び議員総会の議事録を本商工会議所の事務所に備えて置かなければならない。

2 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第16条第4号(会員の権利)又は第25条(特定商工業者の権利)の規定に基き前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第66条 会頭は、毎事業年度、通常議員総会の会日の1週間前までに、前事業年度における次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 収支決算書

(4) 財産目録

2 監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、通常議員総会の会日の前日までに、意見書を会頭に提出しなければならない。

3 会頭は、前項の監事の意見書を添えて第1項の書類を通常議員総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4 会頭は、毎事業年度、通常議員総会の会日の1週間前までに、第1項の書類を事務所に備えて置かなければならない。

5 会頭は、会員又は会員以外の特定商工業者が第16条第4号(会員の権利)又は第25条(特定商工業者の権利)の規定に基き第1項の書類の閲覧を求めた場合は、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(会計帳簿等の閲覧)

第67条 会頭は、会員が第16条第5号(会員の権利)の規定に基づき会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めた場合は、正当な理由がないのに、これを拒むことができない。

(報告)

第68条 会頭は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の事項を山口県知事に報告する。

- (1) 当該事業年度の収支決算
- (2) 当該事業年度末の財産の内容
- (3) 当該事業年度末の資産及び負債の状況
- (4) 当該事業年度における事業の状況
- (5) 当該事業年度における法定台帳の作成、管理及び運用の状況
- (6) 当該事業年度末の会員、議員、役職員及び施設の状況

## 第 10 章 会 計

(事業年度)

第69条 本商工会議所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(収 入)

第70条 本商工会議所の経費は、会費、負担金、使用料、手数料その他の収入をもってあてる。

2 負担金は、第29条(負担金)に規定する経費にあてる。

(会費及び負担金)

第71条 会費及び負担金は、毎事業年度所定の納期に徴収する。

2 納入期日を経過した会費及び負担金は、如何なる事由がある場合においてもその徴収を免除しない。

3 既納の会費、加入金及び負担金は、如何なる事由がある場合においても返戻しない。

(使用料及び手数料)

第72条 本商工会議所は、施設その他の物の使用又は証明、鑑定、検定、検査、調査、登録その他の事項の実施について、議員総会の議決を経て別に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。

## 第 11 章 解散及び清算

(解 散)

第73条 本商工会議所は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 議員総会の決議
- (2) 合併



(3) 破産手続開始の決定

(4) 設立許可の取消し

(清算人の選任)

第74条 清算人は、前条第1号の規定による解散の場合には、議員総会において選任する。

(財産処分の方法)

第75条 清算人は、就任の日より6箇月以内に財産処分の方法を定め、議員総会の決議を得て、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 議員総会が、前項の決議をしないとき又はすることができないときは、清算人は、経済産業大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

(解散後における会費の徴収)

第76条 本商工会議所は、解散後であっても、議員総会の決議を得て、その債務を完済するに必要な限度において、会費を徴収することができる。

(残余財産の帰属)

第77条 残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体に帰属させる。

## 附 則

(実施の時期)

1 この定款は通商産業大臣の認可を受けて組織変更の登記をした日（以下「組織変更の日」という。）から実施する。

(法定台帳の作成)

2 本商工会議所は、組織変更の日から1年以内に法定台帳を作成する。

(特定商工業者の範囲の特例)

3 組織変更当時の事業年度においては、第23条（特定商工業者の範囲）中「4月1日」とあるのは「組織変更の日」と、「個人にあっては前々年、法人にあっては前々年10月1日の属する事業年度から前年10月1日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度」とあるのは「個人にあっては組織変更の日の1年6箇月前の日の属する年、法人にあっては組織変更の日の1年6箇月前の日の属する事業年度から組織変更の日の6箇月前の日の属する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度」と読み替える。

(定数の特例)

4 組織変更当時の常議員の定数は、第31条（役員）の規定にかかわらず、19人とする。

(任期の特例)

5 組織変更当時の役員及び議員の任期は、第34条第1項（役員）及び第36条

第1項（議員の任期）の規定にかかわらず、1年2箇月とする。

（事業年度の特例）

- 6 組織変更当時の事業年度は、第67条（事業年度）の規定にかかわらず、組織変更の日に始まり、昭和30年3月31日に終る。

附 則

（実施の時期）

- 1 第34条（役員の任期）第36条（議員の任期）及び第57条第4項（顧問の任期）並びに第58条第4項（参与の任期）の改正規定は昭和39年5月8日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第31条の役員の定数中（4）の常議員の定数及び、第35条第2項各号の議員の定数の改正は、昭和49年7月24日から実施する。
- 2 前項により、あたらしく選任された常議員及び議員の任期は、第34条及び第36条の規定にかかわらず、従前の常議員及び議員の任期と同一とする。

附 則

（実施の時期）

- 1 第5条の事務所の所在地の変更は、昭和54年11月14日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第41条（議員総会の議事）第6項、第7項及び第8項並びに第63条（定款その他の書類の備付及び閲覧）第1項、第2項の改正規定については、昭和57年10月1日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第29条（負担金）の改正規定は、昭和62年5月18日から実施する。

附 則

（実施の時期）

- 1 第5条（事務所の所在地）の改正規定は、昭和63年4月22日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第39条第2項及び第3項(議員総会の決議事項)並びに第66条第1項及び第2項(届出及び報告)の改正条項は、平成5年10月22日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第66条(報告)の改正規定は、平成8年6月19日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第29条(負担金)の改正規定は、平成10年8月13日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第34条(役員の任期)、第36条(議員の任期)、第57条(顧問)及び第58条(参与)改正規定は、平成11年4月20日から実施する。

(任期の特例)

- 2 平成11年4月15日現在において就任している役員、議員、顧問及び参与の任期は、第34条(役員の任期)、第36条(議員の任期)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(任期の特例)

- 3 本改正規定実施後、最初に選挙、選任される役員、議員、顧問及び参与の任期は、第34条(役員の任期)、第36条(議員の任期)の規定にかかわらず、平成12年2月24日から平成13年10月31日までとする。

附 則

(実施の時期)

- 1 第31条(役員)及び第35条(議員総会及び議員)第2項の改正規定は、平成12年2月24日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第10条(会員の資格)、第33条(役員の任免)、第39条(議員総会の決議事項)の改正規定は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第47条(部会)第1項の改正規定は、平成12年8月9日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第10条(会員の資格)の改正規定は、平成14年9月19日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第4条(地区)、第5条(事務所の所在地)、第39条(議員総会の決議事項)、第42条(議員総会の特別議決方法)、第45条(常議員会の決議事項)及び第71条(解散)の改正規定は、平成17年3月31日から実施する。
- 2 第23条(特定商工業者の範囲)及び第26条(法定台帳)の改正規定は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第10条(会員の資格)及び第43条(議事録)の改正規定は、平成18年11月17日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第39条(議員総会の決議事項)、第45条(常議員会の決議事項)の改正規定は、平成19年6月20日から実施する。
- 2 第57条(青年部、女性会)及び第58条(青年部、女性会について必要な事項)、第57条を第59条とし以下の条文を2条ずつ繰り下げる改正規定は、平成19年6月5日から実施する。

附 則

(実施の時期)

- 1 第10条(会員の資格)、第21条(除名)及び第33条(役員の任免)の改正規定は、平成27年3月30日から実施する。
- 2 第39条(議員総会の決議事項)の改正規定は、平成27年3月30日から実施する。
- 3 第65条の見出しの改正は、平成27年3月30日から実施する。
- 4 第66条の見出しの改正は、平成27年3月30日から実施する。

平成 29 年度

事業報告書  
収支決算書

自 平成29年 4 月 1日

至 平成30年 3 月31日

小野田商工会議所

# 目 次

I 総括的概要 .....	1
II 事項別状況 .....	2
1. 定款および規約等 .....	2
(1) 定 款 .....	2
(2) 規 約 等 .....	2
2. 組 織 .....	2
(1) 会 員 .....	2
A 会 員 数 .....	2
B 部 会 .....	3
C 委 員 会 .....	4
(2) 特 別 会 員 .....	4
(3) 特 定 商 工 業 者 .....	4
(4) 役 員 .....	4
(5) 議 員 .....	6
(6) 部 会 長 及 び 副 部 会 長 .....	8
(7) 委 員 長 及 び 副 委 員 長 .....	8
(8) 顧 問 .....	9
(9) 相 談 役 .....	9
(10) 参 与 .....	9
3. 選挙および選任 .....	9
4. 事 務 局 .....	10
(1) 事 務 局 機 構 .....	10
(2) 事 務 局 員 .....	10
(3) 職 員 数 .....	10
5. 庶 務 .....	11
(1) 文 書 .....	11
(2) 表彰及び受章(賞) .....	11
(3) 慶弔その他 .....	12
6. 会 議 .....	12
(1) 議 員 総 会 .....	12
(2) 常 議 員 会 .....	12
(3) 監 事 会 .....	13
(4) 部 会 .....	13

(5) 合同委員会	13
(6) 委員会	14
(7) その他の会議	18
7. 事業	18
(1) 各種事業活動	18
① 会員交流・サービス事業	18
② 商店街活性化事業	19
③ 地域活性化事業	20
④ 中小企業労務改善事業	21
⑤ 地区委員会活動	22
⑥ 青年部活動	23
⑦ 女性会活動	31
(2) 意見活動	36
(3) 調査研究	36
(4) 広報、資料配布	36
(5) 証明、鑑定、検査	36
(6) 信用調査	37
(7) 各種行事	37
A 講演会、講習会、研究会（経営改善普及事業を除く）	37
B 会員従業員福祉事業	37
C 観光行事、商店街振興行事	38
(8) 技術、技能の普及、検定	39
A 検定試験	39
B 競技会	41
C 技能検定講習会	42
(9) 取引紹介	42
(10) 取引紛争のあっせん調停仲裁（相談を含む）	42
(11) 相談指導（経営改善普及事業を除く）	42
(12) 経営改善普及事業（小規模企業指導事業）	42
A 巡回、窓口相談指導	42
B 創業指導	43
C 講習会等の開催による指導	43
D エキスパートバンク（経営技術強化支援事業）	44
E 金融の斡旋	45
F 事務の代行	45

G 青年部・女性会 .....	45
(13) 企業診断 .....	45
(14) 受託事業 .....	46
(15) 会員福祉共済事業 .....	46
8. 登    録 .....	46
(1) 法定台帳 .....	46
9. 会館、事務所 .....	47
10. 関係団体への加入及び連繫 .....	47
(1) 日本商工会議所 .....	47
(2) 中国地方商工会議所連合会 .....	47
(3) 西瀬戸内商工会議所協議会 .....	47
(4) 山口県商工会議所連合会 .....	47
(5) 周辺地域との連携 .....	48
(6) 山口県西部地域商工会議所議員ゴルフ大会 .....	48
11. そ の 他 .....	48
諸会合出席状況 .....	48



# 平成29年度 事業報告書

平成29年4月1日から

平成30年3月31日まで

## I 総括的概要

平成29年度の我が国経済は、海外経済の緩やかな回復を背景に、輸出の持ち直しが続き、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が進展して緩やかな回復基調にある。しかし、景気回復が続く中で、企業の人手不足感はバブル期並みに高まっており、生産性の向上が課題となっている。

当地域においても、製造業を中心に緩やかな回復基調が続いているが、あらゆる業種で人手不足、人材不足が深刻化しており、運送費、原材料費の上昇などを懸念する声や、一般消費者の節約志向を指摘する声も多く、景気回復の実感は乏しい状況で推移した。

このした中、当市が練習拠点であるサッカーJ2・レノファ山口が、J2残留を決めた。また、山口東京理科大学は、平成30年4月からいよいよ県内初の薬学部がスタートすることから、産学官民の連携をこれまで以上に進め、地方創生を図っていくこととする。

一方、2月に開催した会員大会では、山口東京理科大学より池北理事長、森田学長を講師に招き記念講演を行った。また、「産業競争力強化委員会」、「地域資源活用委員会」から、地元企業の活用、小野田駅前の活性化等をテーマに、意見・活動発表を行うなど、地域経済の活性化に向けて意義ある大会とすることができた。

中小企業相談所では、中小企業が生き残り、発展していくためには、事業の生産性を上げて収益が向上する「経営力の強化」が求められていることから、巡回相談や窓口相談等を通じて、融資や補助金申請、創業、事業承継等の課題に対応できるよう、様々な支援メニューを講じて「経営力」を発揮できるようバックアップした。特に、経営をしっかりとサポートしていくため「個別相談会」の充実を図ると共に、「元気塾」を開講し、経営革新の支援にも積極的に取り組んだ。

また、まちづくりについては“住んでよし”“訪れてよし”の街、“若者が住みたくなる街”をつくり、定住人口と交流人口を増加させることの重要性を踏まえ、情報交換、交流会、地区委員会等を実施した。

商業振興については、小野田駅前商店街と連携して、夏の「ちょうちん七夕フェスティバル」、年4回の「街なかフリーマーケット」への積極的支援を通じて、賑わいと交流の場となる商店街づくりの推進に努めた。

青年部・女性会では、人材育成活動の支援や、市内外からの誘客を促す観光イベントとして「おのだ七夕まつり」を主管し盛大に実施した。また、「復活！住吉まつり」を通じて地域振興に貢献した。

労務改善事業では、小野田労働福祉協議会と一体となって、健康管理セミナーやソフトボール大会、ボウリング大会など福利厚生に関わる諸事業を実施した。

この他、「ビジネスドラフトやまぐち」の開催により販路開拓を推進したほか、各種検定を実施した。また、関係機関と連携のもと、支援施策の周知や活性化事業に積極的に取り組んだ。

以下、その活動状況を項を追って報告する。

## II 事項別状況

### 1. 定款及び規約等

#### (1) 定 款

本年度変更なし

#### (2) 規約等

##### A 年次有給休暇の時間単位取得制度導入に係る当所事務局就業規則の改訂 変更の内容

a) 当所事務局就業規則第18条の2（時間単位年休）を新設

変更の時期

平成29年6月1日から実施

平成29年5月31日開催の第256回常議員会及び第63回通常議員総会で承認

##### B ハラスメント防止規程の改定に伴う当所就業規則の改訂

変更の内容

a) 当所事務局就業規則第43条（懲戒の事由）の一部改訂

変更の時期

平成29年6月1日から実施

平成29年5月31日開催の第256回常議員会及び第63回通常議員総会で承認

##### C 男女雇用機会均等法改正に伴う当所ハラスメント防止規程の改訂

変更の内容

a) 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの条項追加に伴う全面改訂

変更の時期

平成29年6月1日から実施

平成29年5月31日開催の第256回常議員会及び第63回通常議員総会で承認

##### D 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法改正に伴う当所育児介護休業規程の改訂

変更の内容

a) 法改正に伴う該当箇所の全面改訂

変更の時期

平成29年6月1日から実施

平成29年5月31日開催の第256回常議員会及び第63回通常議員総会で承認

### 2. 組 織

#### (1) 会 員

##### A 会 員 数

##### 1) 個人、法人、団体別会員数

区 分	前年度末会員数	新規加入会員数	退 会 者 数	移 動	年度末現在会員数
個 人	518	20	24	▲5	509
法 人	473	10	13	5	475
団 体	10	0	0	0	10
計	1,001	30	37	0	994

※ 移動は、個人から法人に変更したもの

2) 会費負担口数別会員数

口数	法人	個人	団体	計
2口	234	479	5	718
3口	40	17	0	57
4口	40	4	1	45
5口	38	0	1	39
6口以上	27	1	1	29
10口以上	3	0	0	3
15口以上	5	0	0	5
20口以上	34	7	1	42
30口以上	27	1	1	29
50口以上	10	0	0	10
70口以上	17	0	0	17
計	475	509	10	994

B 部会

部会名	所属業種	会員数
工業部会	化学肥料、工業薬品及び医薬品、塗料、樹脂製品、その他化学製品製造業、石油精製業、各種窯業製品製造業及び関係製品製造業、機械器具製造業及び修理業、金属工業、内燃機関製造業及び修理業、車両工業、電気機器製造業及び修理業、溶接業、造船鉄工業、発電業、金属回収、鑄造材料業、醸造業、農産物加工業、水産加工業、清涼飲料水製造業、製麺業、菓子製造業、その他食品製造業	167
商業部会	呉服、服地、衣料品等繊維製品販売業、洋裁、洋服仕立業 米穀類、菓子類、青果物、酒類、鮮魚類、加工食品、その他食品販売業、化粧品、小間物類、荒物、金物、燃料、時計眼鏡、貴金属類、家具、家庭電器器具等販売業、その他物品販売業	213
建設部会	土木建築請負業、電気工事業、水道工事業、鉄骨製缶工事業、塗装工事業、板金工事業、造園宅地造成業、その他工事請負業、製材業、木工品製造業、建材業、畳製造業、測量業、炭鉱業、砕石業、砂利採取業、粘土採取業	295
運輸交通部会	旅客運搬業、陸運及び海運業、倉庫業、港湾荷役業、その他港湾関係業	33
理財部会	銀行業、保険業、証券業、小口金融業、質業、不動産業	36
観光サービス部会	旅館業、飲食、食堂、料理業、理容美容業、クリーニング業、興業及び遊技業、広告業、冠婚葬祭業、観光事業、塾及び各種学校、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、その他サービス業	250

C 委員会

委 員 会 名	主 な 審 議 事 項
総 務 運 営 委 員 会	商工会議所の総務、事業運営、組織の強化に関する事項 会員大会の開催
会 員 福 祉 委 員 会	中小企業者の労務改善、福祉共済制度の普及、技術開発功労者・ 優良技能社員・優良社員・特別協力功労者の表彰に関する事項
地 域 活 性 化 委 員 会	地域や商工会議所の活性化に関する事項 地域活性化中期ビジョンの策定
産 学 官 連 携 委 員 会	山口東京理科大学と地域、企業との交流活動推進に関する事項
産 業 競 争 力 強 化 委 員 会	地元企業紹介と地元企業活用の推進に関する事項
農 林 水 産 活 性 化 委 員 会	農林水産業の活性化と第6次産業化の推進に関する事項
地 域 資 源 活 用 委 員 会	小野田駅前の活性化、学園都市づくりに関する事項
食 の ブ ラ ン ド 委 員 会	食の地域ブランド開発に関する事項
レノファ山口活用委員会	プロサッカーチーム「レノファ山口」の活用による地域の活性化
広 報 委 員 会	商工会議所情報、地域情報の発信など広報に関する事項
会 員 増 強 委 員 会	商工会議所の会員募集活動の推進
小企業経営改善資金審査委員会	制度の運営管理
小規模企業振興資金審査委員会	制度の運営管理
珠 算 委 員 会	珠算の振興対策、検定試験の運営

(2) 特別会員           なし

(3) 特定商工業者

区 分	特定商工業者数	内 訳	
		会 員 数	非会員数
個 人	10	10	0 (0)
法 人	352	349	3 (0)
計	362	359	3 (0)

( ) は負担金納入数

(4) 役員

A 役員の数及び実数

区 分	定 数	実 数	備 考
会 頭	1	1	
副 会 頭	3	3	
専 務 理 事	1	1	
監 事	3	3	
常 議 員	30	28	

B 役員の氏名、企業の名称及び企業上の地位、企業の業種

役員名	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
会 頭	藤 田 敏 彦	富士商(株)会長兼社長	石油製品等販売
副 会 頭	藤 井 洋 二	田辺三菱製薬工場(株)取締役小野田工場長	医薬品製造販売
〃	畑 善 高	(有)畑会計事務所代表取締役	税理士
〃	江 田 方 志	若新(株)副社長	飲食
専務理事	嶋 田 正 平		
常 議 員	中 村 誠 一	太平洋セメント(株)小野田地区統括理事	セメント、関連製品製造
〃	西 田 雄 二	日産化学工業(株)執行役員小野田工場長	農薬、医薬品製造
〃	荒 卷 忠 伸	中国電力(株)新小野田発電所長	電力供給
〃	仁 保 享	西部石油(株)取締役山口製油所長	石油精製
〃	大 田 和 義	共英製鋼(株)取締役専務執行役員山口事業所長	鉄鋼製造
〃	大 本 理 恵	(株)山口銀行小野田支店長	金融
〃	久 保 恒 晃	戸田工業(株)小野田事業所長	トナー材・環境機能材・電池材製造
〃	内 山 哲 男	(協)山口県信用組合理事長	金融
〃	岡 本 耕 司	小野田化学工業(株)小野田工場長	化学肥料、飼料等製造
〃	吉 富 道 明	宇部フィルム(株)社長	プラスチックフィルム製造
〃	佐 藤 克 巳	山陽太平洋ライム(株)社長	石灰製造
〃	西 村 創之介	長沢建設(株)社長	建設
〃	阿 部 悦 雄	富士運輸(株)社長	一般貨物運送
〃	伊 藤 博	(株)明防社長	防水・防蝕工事
〃	岡 田 巧	(株)吉田興産社長	建設
〃	河 内 徹 彦	(株)小野田鉄工所社長	産業用機械製造
〃	佐々木 哲 夫	共同産業(株)社長	港湾荷役
〃	目 文 男	新沖産業(株)社長	碎石
〃	長 尾 浩 司	ジャパンファインスチール(株)社長	鋼線の製造販売
〃	野 村 信 幸	山口小野田レミコン(株)社長	生コンクリート製造
〃	藤 原 哲	第一薬局(株)社長	医薬品販売
〃	増 本 博 文	西日本医療サービス(株)常務	医療寝具賃貸販売
〃	山 下 孝 雄	(株)ササクラ小野田工場長	機械製造
〃	佐 藤 美 秀	小野田重機(株)社長	運送、クレーンリース
〃	重 枝 幸 芳	都市産業(株)社長	産業廃棄物処理
〃	清 水 俊 宏	(有)エヌエステクノ社長	機械器具設置、集塵装置
〃	白 川 英 夫	白川鉱業(株)社長	セメント関連製品製造
〃	竹 中 進	小野田通運(株)社長	運送
監 事	三 好 伸 康	(株)西京銀行日の出支店長	金融
〃	福 田 誠	エネックス(株)社長	プロパンガス販売
〃	野 口 嘉 一	小野田商業開発(株)専務	ショッピングセンターの運営管理

## (5) 議員

## A 議員の定数及び実数

区 分	定 数	実 数	備 考
1号議員	46	46	
2号議員	31	31	
3号議員	13	12	
計	90	89	

## B 議員の氏名、企業の名称及び企業上の地位、企業の業種

## 1号議員 46人

氏 名	企業の名称及び企業上の地位	企 業 の 業 種
秋 本 政 介	(有)秋本印刷社長	印刷
入 江 信 義	(有)入江硝子店社長	ガラス工事、アルミサッシ設計製作
宇都宮 秀 彰	(有)宇都宮帆布工房社長	テント・シート・帆布鞆の縫製、販売
梅 本 逸 郎	小野田液化ガス販売(株)社長	プロパンガス、オートガス販売
小 川 和 彦	富士自動車(株)課長	自動車整備・販売、損害保険
河 東 繁 太 郎	かわとうミシン電機商会代表者	家庭用電化製品、ミシン販売
神 田 眞 一	進栄建設(株)社長	建設
菊 池 今 朝 信	肉のきくち代表者	食肉、加工肉等販売
北 林 高 秀	(有)オートテクニカ小野田工場長	自動車部品製造
窪 井 紀 彰	雄善代表者	弁当、総菜、鮮魚
窪 田 幸 司	中原興業(株)社長	土木、建築
佐久間 慶 和	佐久間税理士事務所代表者	税理士
佐 藤 美 秀	小野田重機(株)社長	運送、クレーンリース
重 枝 幸 芳	都市産業(株)社長	産業廃棄物処理
清 水 俊 宏	(有)エヌエステクノ社長	機械器具設置、集塵装置
白 井 博 文	小野田・市民法律事務所代表者	弁護士
白 石 紀 之	ジェイトラベル山口(株)社長	一般旅行業、旅行保険代理業
白 川 英 夫	白川鋳業(株)社長	セメント関連製品製造
新 藤 勉	(有)新藤モータース社長	自動車小売、修理
末 廣 昌 生	(有)良文堂書店社長	書籍販売
杉 山 文 敏	杉山食品工業(株)社長	製麺
駄 阿 幸 男	末広自動車工業(株)社長	輸送用機械器具製造販売・加工・修理
高 松 秀 樹	SKYアド代表者	イベント企画、運営、商品レンタル
竹 中 進	小野田通運(株)社長	運送
田 中 照 男	(有)タナカ工業会長	鉄工
田 中 豊	小野田第一交通(株)所長	旅客運送
田 端 誠	(有)タバタ専務	文具、事務機器販売
田 原 利 律 子	アクサ生命保険(株)下関営業所所長	生命保険
玉 井 義 信	(有)セイコー堂社長	時計、眼鏡、貴金属販売
長 岡 康 則	(有)西部宣伝社長	広告看板、住宅塗装
中 務 佳 奈 子	アイナガサワ(株)取締役	不動産賃貸、売買、斡旋、仲介
中 務 敏 文	(有)白影社取締役	塗装、広告
縄 田 憲 之 祐	縄田雅海苔(株)社長	味付海苔、乾海苔加工卸
西 岡 フ ミ エ	(有)西岡板金工作所取締役	建築板金
西 村 勲	(有)西村・高杉合同事務所社長	司法書士、土地家屋調査士

氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
能野 信一	山陽物産運輸(株)社長	貨物取扱、産廃収集運搬
原 三千穂	平和産業(株)専務	運送、建築
福本 秀憲	山海食品工業(株)社長	製パン
藤 永 誠	小野田中央青果(株)社長	青果物卸
町田 正勝	小野田駅前商店街振興組合理事長	団体
松村 正勝	(有)グリーンハウス社長	施設園芸
松山 忠雄	松山電器代表者	家庭電化製品小売
村上 恭子	(有)観光タクシー取締役	旅客運送
森田 廣	山口東京理科大学学長	学校
吉津 卓美	富士海運(株)社長	内航海運送
吉本 稔	(株)太平洋コンサルタント所長	環境測定・分析・コンクリート試験

2号議員 31人

氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種	所属部会
阿部 悦雄	富士運輸(株)社長	一般貨物運送	運輸交通部会
石田 清廉	石田塗料商会代表者	塗料、塗装機器卸小売	商業部会
石部 孝司	(株)スポーツショップいしべ会長	スポーツ用品、遊具小売	商業部会
伊藤 博	(株)明防社長	防水・防蝕工事	工業部会
岡田 巧	(株)吉田興産社長	建設	建設部会
岡本 晋	長州産業(株)社長	住宅関連機器、半導体製造装置製造	工業部会
奥 良秀	(株)奥商会社長	セメント関連製品販売	建設部会
木谷 宏治	(株)丸喜社長	食料品、日用雑貨販売	商業部会
國吉 志穂	(有)葬儀の國吉企画社長	葬祭	観光サービス部会
河内 徹彦	(株)小野田鉄工所社長	産業用機械製造	工業部会
佐々木 哲夫	共同産業(株)社長	港湾荷役	運輸交通部会
目 文男	新沖産業(株)社長	砕石	建設部会
嶋田 栄作	嶋田工業(株)社長	建設	建設部会
島津 博行	(株)島津商会社長	ポリエチレン樹脂製袋	工業部会
杉山 晶等	太陽産業(株)社長	建設・運送	建設部会
恒松 恵子	(有)つねまつ菓子舗専務	菓子製造、小売	工業部会
土井 始	富士産業(株)社長	土木、建築	建設部会
長尾 浩司	ジャパンファインスチール(株)社長	鋼線の製造販売	工業部会
中塚 恵次	(株)イトオ楽器店社長	和洋楽器販売	商業部会
野村 信幸	山口小野田レミコン(株)社長	生コンクリート製造	工業部会
原田 一彦	(株)ジー・テイスト山口オフィス副本部長	飲食	観光サービス部会
福田 基博	合同会社住宅サポート代表社員	不動産代理業	理財部会
藤田 比呂史	小野田水産(株)社長	冷凍魚貝類加工販売	商業部会
藤原 聡	JFEマグパウダー(株)社長	フェライト仮焼品製造	工業部会
藤原 哲	第一薬局(株)社長	医薬品販売	商業部会
増本 博文	西日本医療サービス(株)常務	医療寝具賃貸販売	観光サービス部会
棟久 周二	(有)ピットインむねひさ社長	自動車販売	工業部会
山縣 博重	(株)HP Sヤマガタ社長	自動車・関連用品小売、修理	商業部会
山下 孝雄	(株)ササクラ小野田工場長	機械製造	工業部会
森 雅彦	西中国信用金庫小野田支店長	金融	理財部会
吉田 壮司	(有)ゼネラルクリーンサービス社長	ビルメンテナンス、清掃用品販売	観光サービス部会

3号議員 12人

氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
中村 誠一	太平洋セメント(株)小野田地区統括理事	セメント、関連製品製造
西田 雄二	日産化学工業(株)執行役員小野田工場長	農薬、医薬品製造
荒巻 忠伸	中国電力(株)新小野田発電所長	電力供給
仁保 享	西部石油(株)取締役山口製油所長	石油精製
大田 和義	共英製鋼(株)取締役専務執行役員山口事業所長	鉄鋼製造
大本 理恵	(株)山口銀行小野田支店長	金融
久保 恒晃	戸田工業(株)小野田事業所長	トナー材・環境機能材・電池材製造
内山 哲男	(協)山口県信用組合理事長	金融
岡本 耕司	小野田化学工業(株)小野田工場長	化学肥料、飼料等製造
吉富 道明	宇部フィルム(株)社長	プラスチックフィルム製造
佐藤 克巳	山陽太平洋ライム(株)社長	石灰製造
西村 創之介	長沢建設(株)社長	建設

(6) 部会長及び副部会長

部会名	役名	氏名	企業の名称及び企業上の地位	企業の業種
工業部会	部会長	西田 雄二	日産化学工業(株)執行役員小野田工場長	農薬、医薬品製造 化学肥料、飼料等製造
	副部会長	岡本 耕司	小野田化学工業(株)小野田工場長	
商業部会	部会長	野口 嘉一	小野田商業開発(株)専務(株)	ショッピングセンターの運営管理 時計、眼鏡、貴金属販売
	副部会長	玉井 義信	セイコー堂社長	
建設部会	部会長	岡田 巧	(株)吉田興産社長	建設
運輸交通部会	部会長	阿部 悦雄	富士運輸(株)社長	一般貨物運送
理財部会	部会長	大本 理恵	(株)山口銀行小野田支店長	金融 金融
	副部会長	内山 哲男	(協)山口県信用組合理事長	
観光サービス部会	部会長	平田和三郎	(株)ひらた社長	飲食

(7) 委員長及び副委員長

総務運営委員会	委員長	大本 理恵	(株)山口銀行小野田支店長
	副委員長	野口 嘉一	小野田商業開発(株)専務
会員福祉委員会	委員長	中務 敏文	(株)白影社取締役
	副委員長	岡田 巧	(株)吉田興産社長
地域活性化委員会	委員長	高松 秀樹	SKYアド代表
	副委員長	松村 正勝	(株)グリーンハウス取締役
	副委員長	窪井 紀彰	雄善代表
産学官連携委員会	委員長	伊藤 博	(株)明防社長
	副委員長	長岡 康則	(株)西部宣伝社長
	副委員長	向本 雅彦	(株)ベストエデュケーション社長
産業競争強化委員会	委員長	清水 俊宏	(株)エヌエステクノ社長
	副委員長	穂本 真一	コミュニティー&リノベーションわかやま代表
農林水産活性化委員会	委員長	松村 正勝	(株)グリーンハウス取締役
	副委員長	岡本 耕司	小野田化学工業(株)小野田工場長
	副委員長	今橋 誠	J A山口宇部青壮年部



地域資源活用委員会	委員長	三好伸康	(株)西京銀行日の出支店長
	副委員長	福田基博	合同会社住宅サポート代表社員
	副委員長	町田正勝	小野田駅前商店街振興組合理事長
食のブランド委員会	委員長	窪井紀彰	雄善代表
	副委員長	原 雅典	㈱きららナビデザインワークス統括責任者
	副委員長	西岡フミエ	(有)西岡板金工作所取締役
レノファ山口活用委員会	委員長	野口嘉一	小野田商業開発(株)専務
	副委員長	吉田壮司	(有)ゼネラルクリーンサービス社長
広報委員会	委員長	吉田博昭	エネックス(株)
	副委員長	原 雅典	㈱きららナビデザインワークス統括責任者
	副委員長	石部智子	エステートいしべ代表
会員増強委員会	委員長	土井 始	富士産業(株)社長
	副委員長	石部智子	エステートいしべ代表

(8) 顧問

新藤精二 元県議

(9) 相談役

岩佐謙三 元副会頭

壺岐典男 前専務理事

末廣裕幸 前副会頭

(10) 参与

大井淳一郎 青年部元会長 (大井淳一郎行政書士事務所)

石田英子 女性会前会長 (石田塗料商会)

3. 選挙および選任

(1) 役員・議員の補充選任

1) 議員職務執行者の変更

事業所の人事異動等に伴い、以下の議員職務執行者の変更があった。

1号議員	田中 豊	小野田第一交通(株)所長	平成29年4月1日就任
〃	白川英夫	白川鋳業(株)代表取締役	平成29年7月25日就任
〃	田原利律子	アクサ生命保険(株)下関営業所長	平成30年1月1日就任
2号議員	岡本 晋	長州産業(株)代表取締役社長	平成29年9月1日就任
〃	森 雅彦	西中国信用金庫小野田支店長	平成30年2月15日就任
3号議員	内山哲男	山口県信用組合理事長	平成29年6月26日就任
〃	大本理恵	(株)山口銀行小野田支店長	平成29年11月1日就任

2) 役員の変更

事業所の人事異動等に伴い、以下の役員の補充選任を行った。

副会頭 藤井洋二 田辺三菱製薬工場(株)取締役小野田工場長 平成29年4月1日就任

監 事	三好伸康	(株)西京銀行日の出支店長	平成29年4月3日就任
〃	野口嘉一	小野田商業開発(株)代表取締役専務	平成29年6月1日就任
常 議 員	内山哲男	山口県信用組合理事長	平成29年6月26日就任
〃	白川英夫	白川鋳業(株)代表取締役	平成29年7月25日就任
〃	大本理恵	(株)山口銀行小野田支店長	平成29年11月1日就任

#### 4. 事務局

##### (1) 事務局機構

総務部 総務課 (庶務、会計、財務、予算決算、議員総会他会議開催、会員管理、会館管理、駐車場管理、定期広報、共済事務管理、共済制度普及事業、集金業務、商工振興、観光行事、福祉行事、表彰行事、地区委員制度業務、商工技能検定、労福協業務、法定台帳)

指導部 指導課 (中小企業相談所～金融・税務・経理記帳・経営・労働の相談指導・斡旋業務、青年部・女性会業務、講演・講習会業務、青申会業務、小規模企業調査、カルテ作成管理、取引調査、紹介斡旋、制度融資調査、研究資料調査、企業診断調査、県連共同調査、国県委託調査)

##### (2) 事務局員

事務局長 宮本弘幸 (総務部長)  
 会計係長 大田美希  
 中村淳也、内田比呂子、松田健治  
 佐々木博 黒瀬昭雄

指導部長 岡田英哉 (中小企業相談所長・経営指導員)  
 指導係長 松尾裕美 (経営指導員)  
 調査係長 重富紀彦 (経営指導員)  
 小野敦子 (記帳専任職員)、藤重 香 (補助員)、平山 亮 (補助員)

##### (3) 職員数

区分	専任職員	経営指導員	補助員	記帳専任職員	備 人	計
男	3	2	1	0	2	8
女	2	1	1	1	0	5
計	5	3	2	1	2	13

## 5. 庶 務

(1) 文 書 発 信 9, 8 0 2 件 受 信 1, 7 6 2 件

### (2) 表彰及び受章(賞)

#### A 表 彰

第48回技術開発功労者表彰		平成29年 4月18日	4名
第48回優良技能社員表彰		平成29年 7月 3日	15名
第56回優良社員表彰		平成29年11月 1日	19名
第49回特別協力功労者表彰		平成30年 2月14日	2名
当所青年部元会長	西 村 創之介		
小野田珠算連盟理事	松 下 眞璃子		
第48回永年勤続役員・議員表彰		平成30年 2月14日	13名
50年勤続	相談役 末 廣 裕 幸		
35年勤続	相談役 岩 佐 謙 三		
20年勤続	会 頭 藤 田 敏 彦		
〃	常 議 員 河 内 徹 彦		
〃	議 員 梅 本 逸 郎		
〃	〃 田 端 誠		
15年勤続	常 議 員 岡 田 巧		
10年勤続	常 議 員 西 村 創之介		
〃	議 員 國 吉 志 穂		
〃	〃 恒 松 恵 子		
〃	〃 新 藤 勉		
〃	〃 西 岡 フミエ		
〃	〃 松 山 忠 雄		
第39回永年会員事業所表彰		平成30年 2月14日	
アポ企画 他23事業所			

#### B 受 章 (賞)

日本商工会議所会頭表彰(永年勤続功労)		平成29年 9月21日	
勤続20年	議 員 梅 本 逸 郎		
〃	書 記 中 村 淳 也		
中国地方商工会議所連合会会頭表彰(永年勤続功労)		平成29年 7月 5日	
勤続20年	書 記 中 村 淳 也		
山口県商工会議所連合会会頭表彰(永年勤続功労)		平成29年 5月30日	
勤続20年	書 記 中 村 淳 也		
山陽小野田市功労者表彰(産業功労)		平成30年 2月 9日	
	常 議 員 藤 原 哲		
	議 員 棟 久 周 二		
	〃 杉 山 文 敏		

### (3) 慶祝その他

#### 慶祝

平成29年

- 4月 1日 若山公園さくら祭り 藤田会頭
- 4月 2日 「幸せの鐘」除幕式 江田副会頭
- 4月 2日 竜王山公園さくらまつり 江田副会頭
- 4月 8日 山口東京理科大学入学式 藤田会頭
- 4月16日 江汐公園つつじまつり 嶋田専務
- 7月14日 江本郁夫県議会議員県議会土木建築委員長就任祝賀会 畑副会頭
- 9月 8日 山口県労働保険事務組合連合会創立40周年記念式典祝賀会 嶋田専務他

平成30年

- 1月 4日 新年互礼会 藤田会頭他
- 1月 9日 新光産業㈱賀詞交歓会 藤田会頭
- 1月 9日 小野田青年会議所新年会 江田副会頭
- 1月11日 小野田ライオンズクラブ新年会 藤田会頭
- 1月25日 東部中金会新年賀詞交歓会 藤田会頭
- 2月11日 建国記念の日奉祝式典 藤田会頭他
- 2月17日 公明党新春の集い 嶋田専務
- 3月21日 山口東京理科大学学位記授与式 江田副会頭

#### 弔事

平成29年

- 7月 4日 議員 長州産業㈱ 会長 岡本 要殿 お別れの会 藤田会頭他
- 10月28日 職員 中村淳也殿 御祖母様 香典贈呈

平成30年

- 3月 3日 会員 小丸山鍼灸物療院 代表 小丸山隆殿 香典贈呈
- 3月 6日 会員 (有)江本板金 代表 江本乃殿 御尊父様 葬儀参列 嶋田専務

## 6. 会議

### (1) 議員総会

#### A 通常議員総会

##### 第63回通常議員総会

期 日 平成29年5月31日

場 所 当所

出席者 76名(委任状含む)

- 議 題
- 1) 所属企業の人事異動に伴う当所役員、議員の変更について
  - 2) 平成28年度事業報告及び収支決算報告の承認について
  - 3) その他

### (2) 常議員会

#### A 常議員会

##### 第256回常議員会

期 日 平成29年5月31日

場 所 当所

出席者 31名

- 議 題
- 1) 所属企業の人事異動に伴う当所役員、議員の変更について
  - 2) 当所参与の委嘱について
  - 3) 平成28年度事業報告及び収支決算報告について
  - 4) 当所事務局就業規則の一部改定について
  - 5) その他

#### 第257回常議員会

期 日 平成30年1月31日

場 所 当所

出席者 29名

- 議 題
- 1) 所属企業の人事異動に伴う当所役員、議員の変更について
  - 2) 当所第38回会員大会について
  - 3) 「山口ゆめ花博」前売り入場券の販売について
  - 4) その他

### (3) 監事会

A 期 日 平成29年5月24日

場 所 当所

出席者 4名

- 監査事項
- 1) 平成28年度事業報告
  - 2) 平成28年度収支決算書、貸借対照表、財産目録

B 期 日 平成29年10月11日

場 所 当所

出席者 4名

- 監査事項
- 1) おのだ七夕まつり収支決算

### (4) 部会

#### ① 建設部会

A 平成29年4月26日 当 所 11名

- 1) 本年度の部会活動について
- 2) その他

B 平成29年11月22日 当 所 9名

- 1) 建設部会アンケートについて
- 2) 部会要望について
- 3) その他

### (5) 合同委員会

#### ① 産業競争力強化委員会・地域資源活用委員会合同委員会

A 平成29年7月6日 当 所 20名

1) 合同勉強会（講話）

演 題 「外から見た山陽小野田市」

講 師 厚狭税務署長 瀧口 信雄 氏

(6) 委員会

① 総務運営委員会

- A 平成29年12月26日 当 所 10名  
1) 第38回会員大会開催について  
2) その他
- B 平成30年2月6日 おのだサンパーク12名  
1) 第38回会員大会開催について  
2) その他

② 会員福祉委員会

- A 平成29年6月8日 当 所 6名  
1) 平成29年度優良技能社員被表彰者の選考
- B 平成29年10月3日 当 所 9名  
1) 平成29年度優良社員被表彰者の選考  
2) その他
- C 平成30年1月18日 当 所 8名  
1) 平成29年度特別協力功労被表彰者及び永年勤続役員議員被表彰候補者の選考  
2) その他
- D 平成30年3月28日 当 所 13名  
1) 平成30年度技術開発功労者被表彰者の選考  
2) その他

③ 産業競争力強化委員会

- A 平成29年4月20日 当 所 12名  
1) 山陽小野田市への要望について調整  
2) 今後の動きについて  
3) 「さんようおのだ就職フェア（合同就職説明会）」について
- B 平成29年6月12日 当 所 14名  
1) 山陽小野田市への要望書提出について報告  
2) 今後の動きについて  
3) 「さんようおのだ就職フェア（合同就職説明会）」について
- C 平成29年7月19日 当 所 12名  
1) 「会員大会」の要望事項について報告  
2) 山陽小野田市への要望について  
3) 「合同就職面接会」について報告
- D 平成29年8月9日 当 所 9名  
1) 山陽小野田市と正副委員長との調整会議

E	平成29年9月5日	当 所	10名
	1) 山陽小野田市への要望について最終調整		
	2) 今後の動きについて		
	3) 「さんようおのだ就職フェア（合同就職説明会）」について		
F	平成29年10月12日	当 所	15名
	1) 「会員大会」の要望事項について		
	2) 「合同就職面接会」について説明		
G	平成29年12月4日	当 所	15名
	1) 「小野田商工会議所データベースの構築」について 広報委員会正副委員長との意見交換		
	2) 「合同就職面接会」について		
	3) 今後の活動について		
H	平成30年1月15日	当 所	13名
	1) 「会員大会」の要望事項について		
	2) 「小野田商工会議所データベースの構築」の素案について		
	3) 今後の活動について		
I	平成30年1月31日	当 所	7名
	1) 正副委員長会議		
J	平成30年2月6日	当 所	11名
	1) 「会員大会」の要望事項について		
	2) 今後の活動について		
K	平成30年3月12日	(有)エヌエステクノ	13名
	1) 「会員大会」の要望事項について報告		
	2) 今後の活動について		

④ 地域資源活用委員会

A	平成29年4月19日	当 所	11名
	1) 委員長の選出について		
	2) 要望書について		
	3) 今後のスケジュールについて		
	4) 次回委員会日程について		
B	平成29年5月18日	当 所	12名
	1) 提言書について最終調整		
	2) 提出日時について		
	3) 今後のスケジュールについて		
	4) 次回委員会日程について		
C	平成29年6月28日	当 所	12名
	1) 山陽小野田市への提言書提出について報告		
	2) 今後の活動について		
	3) 産業競争力強化委員会との合同勉強会の開催について		
	4) 次回委員会日程について		

- |   |                                      |          |     |
|---|--------------------------------------|----------|-----|
| D | 平成29年7月26日                           | 山陽小野田市役所 | 8名  |
|   | 1) 市関係者との協議                          |          |     |
| E | 平成29年12月22日                          | 当所       | 6名  |
|   | 1) 正副委員長会議                           |          |     |
| F | 平成30年1月16日                           | 当所       | 12名 |
|   | 1) 市関係者との提言内容の協議について報告               |          |     |
|   | 2) 会員大会における委員会発表の内容について              |          |     |
|   | 3) 今後の方向性について                        |          |     |
|   | 4) 次回委員会日程について                       |          |     |
| G | 平成30年2月8日                            | 若新       | 15名 |
|   | 1) 会員大会における委員会発表の内容について              |          |     |
|   | 2) 次回委員会日程について                       |          |     |
| H | 平成30年3月6日                            | 平和産業(株)  | 10名 |
|   | 1) 「小野田駅前官民学連携街づくり協議会(仮)」準備会立ち上げについて |          |     |
|   | 2) 次回委員会日程について                       |          |     |
- ⑤ 農林水産活性化委員会
- |   |                          |            |     |
|---|--------------------------|------------|-----|
| A | 平成29年7月21日               | (有)グリーンハウス | 11名 |
|   | 1) 農業生産法人有限会社グリーンハウス視察見学 |            |     |
- ⑥ 会員増強委員会
- |   |                          |    |    |
|---|--------------------------|----|----|
| A | 平成29年12月19日              | 当所 | 9名 |
|   | 1) 会員増強活動の状況について         |    |    |
|   | a) 平成29年度の会員加入、退会の状況について |    |    |
|   | b) 委員の名刺作成について           |    |    |
|   | 2) 今後の推進活動について           |    |    |
|   | 3) その他                   |    |    |
| B | 平成30年3月16日               | 当所 | 9名 |
|   | 1) 会員増強活動の状況について         |    |    |
|   | a) 平成29年度の会員加入、退会の状況について |    |    |
|   | b) 委員の名刺作成について           |    |    |
|   | 2) 今後の推進活動について           |    |    |
|   | 3) その他                   |    |    |
- ⑦ (金融審査委員会)
- 小規模事業者経営改善資金審査委員会
- |  |            |    |    |
|--|------------|----|----|
|  | 平成29年4月5日  |    |    |
|  | 借入申込者審査 1件 | 当所 | 3名 |
|  | 平成29年5月17日 |    |    |
|  | 借入申込者審査 1件 | 当所 | 2名 |
|  | 平成29年7月13日 |    |    |



借入申込者審査 1件	当 所	3名
平成29年8月7日		
借入申込者審査 2件	当 所	3名
平成29年8月30日		
借入申込者審査 1件	当 所	3名
平成29年9月11日		
借入申込者審査 1件	当 所	3名
平成29年11月21日		
借入申込者審査 1件	当 所	2名
平成29年11月27日		
借入申込者審査 1件	当 所	2名
平成29年12月8日		
借入申込者審査 2件	当 所	3名
<u>合 計 11件</u>		

市中小企業振興資金審査委員会

平成29年4月21日		
借入申込者審査 1件	当 所	5名
平成29年7月21日		
借入申込者審査 2件	当 所	5名
平成29年8月24日		
借入申込者審査 2件	当 所	5名
平成29年9月20日		
借入申込者審査 1件	当 所	5名
平成29年10月24日		
借入申込者審査 2件	当 所	5名
平成29年11月21日		
借入申込者審査 1件	当 所	5名
平成29年12月19日		
借入申込者審査 1件	当 所	5名
平成30年1月22日		
借入申込者審査 1件	当 所	5名
平成30年3月19日		
借入申込者審査 1件	当 所	5名
<u>合 計 12件</u>		

⑧ (珠算委員会)

A 平成29年5月23日	当 所	6名
1) 平成28年度収支決算及び平成29年度予算について		
2) 検定事業報告について		
3) 珠算競技大会開催について		
B 平成29年6月6日	当 所	5名
1) 珠算競技大会の実施について		
2) 開催時期について		
3) 申込み期間について		
C 平成29年7月11日	当 所	6名
1) 珠算競技大会の実施について		
D 平成29年11月18日	湯田温泉『梅乃屋』	5名
1) 小野田珠算連盟研修会		
E 平成30年1月17日	廻鮮さかな市場	6名
1) 次年度の珠算事業について		
2) 新年会		

(7) その他の会議

汚染負荷量賦課金申告・納付説明会	平成29年 4月13日	当 所	14名
春季ソフトボール大会主将会議	6月12日	当 所	6名
秋季ソフトボール大会主将会議	11月 6日	当 所	3名
正・副会頭会議		16回開催	
会報編集会議	毎月1回開催	12回開催	

7. 事 業

(1) 各種事業活動

① 会員交流・サービス事業

A 第38回小野田商工会議所会員大会

平成30年2月14日 山陽小野田市商工センター 参加人員 160人

当所会員の相互交流を深め、連携をより一層強化することを目的に、行政、関係団体から多数のご来賓の出席を得て、本年度で38回目を迎える会員大会を盛大に開催した。

大会は、会員大会、記念講演会、懇親会の3部構成とし、会員大会では、表彰行事と地域の活性化に係る委員会の活動報告を行った。

1) 会員大会

a) 主催者挨拶

b) 表彰行事 1) 永年勤続役員議員表彰 (本年度13名表彰)

- 2) 特別協力功労者表彰（本年度2名表彰）
- 3) 永年会員事業所表彰（本年度24事業所表彰）
- c) 来賓祝辞 山口県知事、山陽小野田市長、山陽小野田市議会議長
- d) 活動報告 当所の産業競争力強化委員会、地域資源活用委員会の二つの委員会と、さんようおのだグルメガイド作成実行委員会から活動報告を行った。
  - 1) 産業競争力の強化について  
説明者 産業競争力強化委員会 委員長 清水俊宏 氏
  - 2) 小野田駅前の活性化における官民学連携街づくり協議会の立ち上げについて  
説明者 地域資源活用委員会 委員長 三好伸康 氏
  - 3) さんようおのだグルメガイドについて  
説明者 さんようおのだグルメガイド作成実行委員会 委員長 穂本真一 氏

## 2) 記念講演会

- a) 記念講演 演 題 『大学と街の未来のために』  
講 師 山口東京理科大学 学長 森田 廣 氏
- b) 記念講演 演 題 『開かれた“知の場”として山口東京理科大学の目指す姿』  
講 師 山口東京理科大学 理事長 池北雅彦 氏
- 3) 交流懇親会 福引大会を開催し、旅行券などの特別賞やレノファグッツが当たるレノファ賞をはじめ、当所の役員、議員事業所から提供された企業賞の抽選を行った。

## B 第1回会員親睦ゴルフ大会

平成29年11月25日 朝陽カントリークラブ 参加人員 19社 28名

会員事業所相互の親睦と、会員事業所の代表者・役員・社員及びそのご家族の健康増進を図り事業所の活性化に寄与するため、本年度、第一回目の『会員親睦ゴルフ大会』を開催した。

優 勝	徳田美智男	小野田商業開発(株)
準優勝	森本 冠	(株)リーテック
3 位	江田方志	若新(株)

## ② 商店街活性化事業

小野田駅前商店街振興組合、小野田駅前商店連盟と連携して、当市の夏の風物詩として多くの市民が小野田駅前広場に集う「ちょうちん七夕フェスティバル」や、中通りで年間4回実施した“街なかフリーマーケット”の支援・協力を行なった。

また、地元消費の拡大に向けて「商品券」事業を実施し、商店街への集客力を高め、活性化をはかる一方、これらイベントを展開するなかで、小売商業者の一致団結とヤル気の醸成、若手経営者の育成に大きな効果があった。

・小野田駅前商店街活性化事業

[イベント開催]

平成29年 7月29日 第26回ちょうちん七夕フェスティバル (駅前広場)

[フリーマーケット]

平成29年 6月11日 第66回小野田駅前街なかフリーマーケット (駅前中通り)

9月10日 第67回小野田駅前街なかフリーマーケット (駅前中通り)

12月10日 第68回小野田駅前街なかフリーマーケット (駅前中通り)

平成30年 3月11日 第69回小野田駅前街なかフリーマーケット (駅前中通り)

[会議等]

平成29年 4月26日 駅前商店連盟役員会 (商連事務所) 嶋田専務

5月28日 駅前商店連盟総会 (恵比須) 藤井副会頭他

5月31日 駅前振興組合役員会 (組合事務所) 嶋田専務

6月22日 駅前振興組合総会 (組合事務所) 嶋田専務

7月 4日 第26回ちょうちん七夕フェスティバル全体会議  
(勤労青少年ホーム) 嶋田専務

8月29日 駅前振興組合役員会 (組合事務所) 嶋田専務

9月20日 駅前商店連盟役員会 (商連事務所) 嶋田専務

10月 3日 秋の駅前ふれあい祭り全体会議 (勤労青少年ホーム) 嶋田専務

③ 地域活性化事業 (創業・経営革新等支援事業)

1) 元気塾

わが国の景気は緩やかに回復傾向にあると言われている。しかしながら、地方では未だ回復の実感を得られていないのが現状であり、人手不足の深刻化等、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。中小企業が経営を継続するには、売上の低迷や仕入れ価格の高騰、ライバル企業の出現など想定外のことも乗り越えなければならぬ。

セミナーでは、第一線で活躍中の二人の講師をお招きし、「段違いのビジネスコミュニケーション術」と題して接客の極意。そして、「未来予想図の設計」をテーマとした経営理念作成の秘訣について、詳しく解説された。

また、企業視察では、地域発展に大きく貢献している企業やお客様の要望に応える新たなサービスに取り組まれている企業を訪問し、経営理念や具体的な取り組み内容を研修した。

受講対象者 管内の中小・零細企業の経営者及び役員、後継者・幹部社員

受講人員 延べ46名

会場 当所1階講習会室、2階大会議室、視察研修先

開催日及び内容

a) 平成29年12月7日(木) 14時～16時  
 段違いのビジネスコミュニケーション術  
 ～顧客満足を実現し、好感度・売上ともにUP!～  
 株式会社UP-ting japan 代表取締役社長 爰野 寿美子(ここのすみこ)氏

b) 平成29年12月13日(水) 9時45分～16時  
 企業視察研修 1) 田辺三菱製薬工場(株)小野田工場  
 2) 西部石油(株)山口製油所  
 3) (株)タナカ工業

c) 平成30年1月15日(月) 19時～21時  
 未来予想図の設計 ～会計屋の試み～  
 株式会社ネットワーク経営広島  
 中小企業大学校講師 生塩 千秋(うしお ちあき)氏

④ 中小企業労務改善事業

中小企業事業所における労務改善、福利厚生事業の推進を図るため、小野田労働福祉協議会(会長野村信幸)を中心に講習会、文化・教養活動、情報提供など、次のとおり事業を実施した。

会 員 64社

会 議

労働福祉協議会理事会	平成29年	5月16日	当所	13名
労働福祉協議会総会		5月16日	当所	32名
労働福祉協議会関係官庁連絡会議		11月7日	当所	31名

講習会等

「新入社員研修講座」	平成29年	4月11日	当所	62名
平成29年度山口県労働セミナー(第1回)		6月14日	山口	1名
健康管理セミナー「脊柱管狭窄症等のお話」		7月13日	当所	13名
平成29年度山口県労働セミナー(第2回)		7月26日	山口	2名
平成29年度山口県労働セミナー(第3回)		9月7日	宇部	6名
救急救命講習会		10月26日	当所	10名
先進地商業視察「門司港レトロ地域」		12月5日		11名
健康管理セミナー				
「誤嚥性肺炎の原因と予防について」	平成30年	2月20日	当所	10名

## その他

事業所対抗ソフトボール大会（春季）	平成29年 6月18日		
	高千帆運動広場	8チーム参加	
事業所親睦ボウリング大会	平成29年 9月29日		
	ユーズボウル宇部	17チーム参加	
事業所対抗ソフトボール大会（秋季）	平成29年11月12日		
	岡石丸運動広場	5チーム参加	
生花教室	46回開催	当所	延296人

## 情報提供

「WEDGE」	64社	延 768部
「労働新聞」	事務局	1部
「山口労基」	事務局	1部
「労働時報」	事務局	1部

## ⑤ 地区委員会活動

本市を四つの地区（南部、須恵、小野田、高千帆）に分け、それぞれに地区委員を委嘱し、会議所施策、制度の普及、経営改善普及事業への協力、会員加入促進活動の協力、地域会員ニーズの上達など、会議所活動の促進を行った。

## 役員

南部地区（委員定数12名）	委員長	神田 真一（進栄建設㈱）
	副委員長	伊藤 博（㈱明防）
須恵地区（委員定数23名）	委員長	石田 清廉（石田塗料商会）
	副委員長	磯村 軍治（㈱磯村鮮魚店）
小野田地区（委員定数20名）	委員長	中務 敏文（㈱白影社）
	副委員長	河東繁太郎（かわとうミシン電機商会）
高千帆地区（委員定数25名）	委員長	町田 正勝（町田金物店）
	副委員長	縄田憲之祐（縄田雅海苔㈱）

## 会議

南部地区委員会	平成30年1月24日	ラ・ティエラ	6名
1) 委員長選任について			
2) 南部地区の提案要望について			
3) その他			
須恵地区委員会	平成29年12月19日	わかやま	10名
1) 副委員長の選任について			
2) 行政等への要望について			
3) その他			

小野田地区委員会 平成30年1月18日 うどんの庄住吉 10名

1) 小野田地区の提案要望について

2) その他

高千帆地区委員会 平成30年2月5日 敦煌 12名

1) 委員長選任について

2) 高千帆地区における提案要望等について

3) その他

## ⑥ 青年部活動

1. 会 員 20名

2. 役 員 会 長 宇都宮 秀 彰

副会長 原 雅 典

〃 瀬 口 康 道

3. 諸活動及び諸会議

1) 諸活動

【例会等】

平成29年

5月16日(火) 19時 当所・若新 11名

5月例会

「8月の新事業に関する打ち合わせ」

6月17日(土) 8時15分・18時 朝陽カントリークラブ・若新 6名

青年部OBを囲む会(交流ゴルフコンペ・懇親会) OB 7名

6月20日(火) 19時 当所・勝っちゃん 13名

6月例会(スピーチ)

「今年度達成すること」

7月18日(火) 19時 当所・若新 13名

7月例会(グループディスカッション) 小野田JC 3名

「願いが叶う街プロジェクト」叶える願いの協議」 市学校教育課 4名

9月1日(金) 19時 若新 9名

おのだ七夕祭り2017反省会(打上) 理大生 4名

9月19日(火) 19時 ユーズボウル宇部・若新 11名

9月例会(合同例会:山陽YEG主管) 小野田JC 8名

「小野田JC・山陽YEGとのボウリング大会及び交流会」 山陽YEG 16名

10月17日(火) 19時 当所・若新 11名

10月例会 オブザーバー 3名

「本気(マジ)例会～ウチと組んだら儲かりませ!?～」

11月3日(金)・4日(土) 福岡方面 6名

11月例会 OB 5名

「OBとの交流例会(旅行)」

12月13日(水) 20時 ファイナルアンサー 15名

## 忘年会

### 平成30年

1月23日(火) 19時	ファイナルアンサー	14名
1月例会(新年懇談会)	オブザーバー	1名
2月24日(土)・25日(日)	島根県	8名
視察研修		
3月20日(火) 19時	当所	13名
3月例会「今年度各自目標の達成度発表」		

### 【地域振興事業】

### 平成29年

7月2日(日) 11時	県立おのだサッカー交流公園	5名
レノファ山口トレーニングマッチ飲料販売(vs V.ファーレン長崎)		
7月30日(日) 11時	県立おのだサッカー交流公園	5名
レノファ山口トレーニングマッチ飲料販売(vs 大分トリニータ)		
8月11日(金) 18時	おのだ運動広場	16名
おのだ七夕祭り2017		

### 【準備作業等】

・6月6日(火) 17時	短冊小学校配布準備(当所)	8名
・7月14日(金) 19時	バザー出店者会議(当所)	5名
・7月20日(木) 18時	短冊パネル貼り(当所)	9名
・7月26日(水) 19時	全体会議(当所)	10名
・7月27日(木) 9時	七夕飾りコンテスト受付・飾り付け(サパ-ク)	8名
・7月28日(金) 10時	七夕飾りコンテスト受付・飾り付け(サパ-ク)	8名
・8月8日(火) 13時半	七夕飾りコンテスト審査(サパ-ク)	4名
・8月10日(木) 8時	会場準備	9名
・8月12日(金) 6時	片付(会場およびサパ-ク)	10名
10月28日(土) 17時	埴生漁港	5名
「第20回お祝い夢花火」参加協力		
会場内警備・ゴミ整理		
11月18日(土)・19日(日) 10時	山口東京理科大学	8名
竜王祭(山口東京理科大学祭)参加協力		
地元産品等の販売		
12月3日(日)	ソル・ポニエンテ	10名
公務員と出逢える街コン(46名参加-7組成立)		

### 【その他の事業】

### 平成29年

4月19日(水)	宇部市/ANAクラウンプラザホテル宇部	1名
宇部商工会議所青年部平成29年度定時総会懇親会		
5月20日(土)	きららビーチ焼野	1名
第53回山口ブロック球技大会開会式並びに前夜祭		
5月27日(土)	宇部市/ANAクラウンプラザホテル宇部	7名



県青連第28回親睦ソフトボール大会宇部大会前夜祭	宇部市／東部体育広場	15名
5月28日(日)		
県青連第28回親睦ソフトボール大会宇部大会	セントラルホテル	1名
6月20日(火)		
平成29年度山口県下商工会議所女性会会員大会	下関市／下関市民会館・シーモール	6名
6月24日(土)		
県青連第31回会員大会下関大会	三次市／広島県立みよし公園	3名
9月30日(土)		
第35回中国ブロック大会三次大会	山口市／ホテルニュータナカ	6名
10月7日(土)		
山口商工会議所青年部創立40周年記念式典・祝賀会	周南市／ユニマツト山口ゴルフ倶楽部	4名
11月23日(木・祝)		
第18回県青連親睦ゴルフ大会徳山大会		OB4名
平成30年		
1月4日(木)	不二輸送機ホール	1名
山陽小野田市新年互礼会		
1月9日(火)	当所	2名
小野田青年会議所新年会		
1月15日(月)	宇部市／ANAクラウンプラザホテル宇部	1名
宇部青年会議所新年懇親会		
1月16日(火)	みちしお	1名
山陽商工会議所青年部新春懇談会		
2月14日(水)	当所	1-1名
小野田商工会議所第38回会員大会		
2月16日(金)・17日(土)	岐阜市／岐阜メモリアルセンター、で愛ドーム	4名
第37回全国大会岐阜かかみがはら大会		

## 2) 諸会議

### 【総会】

平成29年

4月24日(月) 17時 当所 17名

第38回総会 (代理1名：委任状2名)

平成28年度事業報告・収支決算について

平成29年度役員案について

平成29年度事業計画案・収支予算案について

### 【臨時総会】

平成29年

12月13日(水) 19時 当所 12名

平成30年度会長予定者について (委任状4名)

平成30年度会費について

【役員会】

平成29年

4月5日(火) 19時 第3回役員会 平成28年度事業報告及び収支報告について 第38回総会について その他	当所	9名
5月10日(水) 19時 第4回役員会 第38回総会について(報告) 5月例会について 6月例会について その他	当所	11名
6月6日(火) 19時 第5回役員会 5月例会について(報告) 6月例会について 7月例会について その他	金來順	10名
7月4日(火) 19時 第6回役員会 6月例会について(報告) 7月例会について 七夕祭りについて その他	当所	9名
8月1日(火) 19時 第7回役員会 7月例会について(報告) 七夕祭りについて 9月例会について その他	当所	5名
9月12日(火) 19時 第8回役員会 七夕祭りについて(報告) 9月例会について 10月例会について その他	当所	10名
10月11日(水) 19時 第9回役員会 9月例会について(報告) 10月例会について	当所	7名

11月例会（OBとの懇親旅行）について  
公務員と出逢える街コンについて  
竜王祭参加について  
その他

11月15日（水）19時 当 所 10名

第10回役員会  
10月例会について  
OBとの視察研修について（報告）  
竜王祭について  
公務員と出逢える街コンについて  
臨時総会について  
その他

12月20日（水）19時 当 所 10名

第11回役員会  
竜王祭について（報告）  
公務員と出逢える街コンについて（報告）  
臨時総会について（報告）  
1月例会について  
視察研修について  
その他

平成30年

1月30日（火）19時 当 所 10名

第12回役員会  
1月例会について（報告）  
視察研修について  
3月例会について  
その他

2月20日（火）19時 当 所 11名

第13回役員会（新旧合同）  
視察研修について  
3月例会について  
その他

3月27日（火）19時 当 所 6名

第14回役員会  
3月例会について  
平成29年度事業報告・決算（暫定）について  
その他

【委員会】

（総務広報委員会） 委員長 大久保憲子

平成29年

4月12日（水）19時 当 所 9名

第1回委員会			
第38回総会について			
その他			
7月31日(月) 19時	当所		5名
第2回委員会			
第3回県青連会長会議引き受けについて			
その他			
9月6日(水) 19時	当所		4名
第3回委員会			
第3回県青連会長会議引き受けについて			
その他			
9月14日(木) 19時	当所		4名
第4回委員会			
第3回県青連会長会議引き受けについて			
その他			
10月19日(木) 19時	当所		4名
第5回委員会			
第3回県青連会長会議引き受けについて			
その他			
11月8日(水) 19時	当所		5名
第6回委員会			
第3回県青連会長会議引き受けについて			
その他			
12月5日(火) 19時	当所		5名
第7回委員会			
第3回県青連会長会議引き受けについて			
臨時総会について			
その他			
12月11日(月) 19時	当所		5名
第8回委員会			
第3回県青連会長会議引き受けについて			
臨時総会について			
その他			
12月15日(金) 19時	当所		4名
第9回委員会			
第3回県青連会長会議引き受けについて			
その他			
(地域振興委員会) 委員長 島津智行			
平成29年			
4月12日(水) 19時	当所		9名
第2回委員会			

七夕花火に代わる事業について		
5月22日(月) 19時	当 所	7名
第3回委員会		
新規事業について		
5月30日(火) 19時	当 所	7名
第4回委員会		
おのだ七夕祭りの事業説明と今後についての打ち合わせ		
6月6日(火) 19時	金来順	11名
第5回委員会		
おのだ七夕祭りの事業説明と今後についての打ち合わせ		
6月12日(月) 19時	当 所	10名
第6回委員会		
おのだ七夕祭りについて		
6月21日(水) 19時	当 所	8名
第7回委員会		
おのだ七夕祭りについて		
6月27日(火) 19時	当 所	6名
第8回委員会		
おのだ七夕祭りについて		
7月4日(火) 19時	当 所	9名
第9回委員会		
おのだ七夕祭りについて		
7月13日(木) 19時	金来順	11名
第10回委員会		
おのだ七夕祭りについて		
7月20日(木) 19時	あんど水産	9名
第11回委員会		
おのだ七夕祭りについて		
(願いが叶う街委員会) 委員長 松冨直人		
平成29年		
6月6日(火) 18時	当 所	8名
第1回委員会		
短冊仕分け		
6月22日(木) 19時	あんど水産	3名
第2回委員会		
7月例会について		
9月5日(火) 19時	金来順	4名
第3回委員会		
10月例会について		
願いが叶う街プロジェクトについて		
街コンについて		

【平成30年度役員会】

2月20日(火) 19時	当 所	10名
第1回役員会(新旧合同)		
平成30年度基本方針について		
平成30年度青年部組織について		
平成30年度青年部活動計画について		
3月13日(火) 19時	当 所	6名
第2回役員会		
平成30年度青年部組織及び活動計画について		
4月例会について		
第39回総会について		

【平成30年度委員会】

(地域活性化委員会)

平成30年

1月10日(水) 19時	当 所	9名
第1回委員会		
第2回おのだ七夕祭りについて		
1月25日(木) 19時	当 所	7名
第2回委員会		
第2回おのだ七夕祭りについて		
2月6日(火) 19時	当 所	9名
第3回委員会		
第2回おのだ七夕祭りについて		
2月26日(月) 19時	当 所	6名
臨時会議		
七夕まつり実行委員会組織について		
3月5日(月) 19時	当 所	6名
第4回委員会		
第2回おのだ七夕祭りについて		

【その他外部会議】

平成29年

4月8日(土)	防府市/アパホテル山口防府	8名
第1回県青連会長会議・第1回担当者会議		
4月22日(土)	三次市/グランラッセレ三次	3名
中国ブロック商工会議所青年部連合会第1回総会		
日本YEG第1回中国ブロック会長会議		
6月2日(金)	市役所	1名
山陽小野田観光協会総会		
6月24日(土)	下関市/シーモールホール	5名
第2回県青連会長会議・第1回会員アワー		

10月16日(月)	小野田商工会議所	2名
おのだ七夕祭り2017反省会		
11月17日(金)	泉屋	2名
県青連西部地域会長会議		
12月16日(土)	セントラルホテル	10名
第3回県青連会長会議・第2回会員アワー		
平成30年		
3月3日(土)	萩市/千春楽別館味楽亭	4名
第4回県青連会長会議・第3回会員アワー		

⑦ 女性会活動

1. 会 員                    23名 (平成30年3月31日 現在)
2. 役 員                    会 長    西 村 節 子  
                                 副会長    西 岡 フミエ  
                                 “         松 島 由紀子

3. 諸活動及び諸会議

1) 諸活動

【例会・講習会】

平成29年

12月 7日(木)                    活いか活魚料理 若新                    12名

12月例会・懇親会

講 話 『地域密着でオープンな商工会議所に！』

小野田商工会議所 専務理事 嶋田 正平 氏

平成30年

1月31日(水)                    当 所                    13名

女性会新年宴会

<会員13名、ご来賓8名 参加総人数21名>

3月20日(火)                    きらら交流館                    11名

3月例会・茶話会

内 容 『健康・食・地域の話題・時事ネタ

・経営の話・噂話・来年度活動で取上げたいこと』

【視察・研修】

平成29年

11月28日(火)                    岩国防災学習館、他                    11名

女性会視察研修

『岩国防災学習館－いりり山賊－毛利氏庭園』

平成30年

3月16日(金)                    山陽小野田市民館                    9名

劇団はぐるま座公演『動けば雷電の如く』鑑賞会

【地域振興事業】

平成29年

5月27日(土)	西岡会員宅	4名
第6回復活!住吉まつり本祭	バザー出店前日準備	
5月28日(日)	住吉神社	9名
第6回復活!住吉まつり本祭	バザー出店	
7月27日(木)・28日(金)	おのだサンパーク	延9名
第14回七夕笹飾りコンテスト受付1日目		(3名)
第14回七夕笹飾りコンテスト受付2日目		(6名)
8月8日(火)	おのだサンパーク	1名
第14回七夕笹飾りコンテスト審査		
8月9日(水)	当所	10名
おのだ七夕祭り	会場用笹飾り飾り付け	
8月11日(金)	小野田運動広場	12名
おのだ七夕祭り~光が織りなす天の川~		
8月12日(土)	おのだサンパーク	5名
おのだ七夕祭り	後片付け	
9月7日(木)	当所	8名
第67回小野田駅前街なかフリーマーケット	提供品値付け	
9月10日(日)	小野田駅前中通り	9名
第67回小野田駅前街なかフリーマーケット	バザー出店	

【その他の事業】

平成29年

10月6日(金)・7日(土)・8日(日)	北海きたえーる	9名
第49回全国商工会議所女性会連合会【北海道全国大会】		
演題	『「お、ねだん以上。」~ニトリの成長秘話~』	
講師	株式会社ニトリホールディングス	
	代表取締役会長兼CEO 似鳥 昭雄 氏	

2) 諸会議

【総会】

平成29年

4月24日(月)	当所	14名
第38回定時総会		
平成28年度事業報告・収支決算承認について		
平成29年度役員について		
平成29年度事業計画・収支予算決定について		

【役員会】

平成29年

4月11日(火)	当所	9名
第1回役員会		
4/24(月)総会開催について		



29年度事業計画・収支予算案について		
県下女性会大会引受けについて		
5月17日(水)	当 所	10名
第2回役員会		
県下女性会大会引受けについて		
住吉まつりについて		
エコキャップ活動について		
7月14日(金)	当 所	9名
第3回役員会		
県下女性会大会について報告事項		
住吉まつり収支報告		
8/11(金)「おのだ七夕祭り2017」開催について		
10/6(金)～北海道全国大会について		
10月27日(金)	当 所	10名
第4回役員会		
全国商工会議所女性会連合会北海道全国大会について		
「おのだ七夕祭り2017」反省会における報告事項		
11/28(火)岩国方面視察について		
12月例会・懇親会の日程について		
平成30年		
1月19日(金)	当 所	10名
第5回役員会		
新年宴会開催について		
役員改選について		
3月例会、今後の活動について		
2月20日(火)	コミュニティ&リカショップ わかやま	10名
第6回役員会		
3月の行事について		
1) 劇団はぐるま座公演《3月16日(金)18:00開場》		
2) 3月例会・講習会		
来年度活動について		
1) 総会開催日程		
2) 活動計画		
【県下大会関連】		
平成29年		
4月11日(火)	当 所	6名
第5回実行委員会		
前回からの進捗状況について確認		
大会冊子について		
大会手提げ袋の飾りつけ等について		
次回委員会開催日時について		

5月 2日 (火)	当 所	6名
第6回実行委員会		
前回からの進捗状況について確認		
大会冊子について		
大会手提げ袋の飾りつけ等について		
当日料理について		
次回委員会開催日時について		
5月17日 (水)	当 所	6名
第7回実行委員会		
前回からの進捗状況について確認		
大会冊子について		
手提げ袋の飾りつけ等について		
収支経過について		
次回委員会開催日時について		
6月 2日 (金)	小野田セントラルホテル	6名
第8回実行委員会・試食会		
当日料理の試食		
小野田セントラルホテルとの打合せ		
6月 7日 (水)	当 所	14名
全体会議		
当日の役割分担について		
当日のスケジュール・流れについて		
前日準備について		
6月13日 (火)	当 所	4名
大会用手提げ袋作成作業		
6月14日 (水)	当 所	3名
リハーサル (司会進行)		
6月19日 (月)	小野田セントラルホテル	17名
前日準備		
6月20日 (火)	小野田セントラルホテル	17名
平成29年度山口県下商工会議所女性会会員大会【小野田大会】		
<県下14女性会より124名、ご来賓8名  参加総人数132名>		
《記念講演会》		
演 題 「女性の活躍？」		
講 師 (株)西京銀行 代表取締役頭取 平岡 英雄 氏		
【その他会議】		
平成29年		
7月20日 (木)	当 所	1名
おのだ七夕祭り安全会議		
7月26日 (水)	当 所	10名
おのだ七夕祭りスタッフ全体会議		

9月 5日(火)	当 所	9名
第49回全国商工会議所女性会連合会【北海道全国大会】参加者会議		
10月16日(月)	当 所	3名
おのだ七夕祭り反省会		
平成30年		
1月23日(火)	当 所	3名
女性会新年宴会打合せ		
【その他外部会議】		
平成29年		
5月11日(木)	須恵公民館	1名
第6回復活!住吉まつり出店者会議		
5月22日(月)	山陽小野田市民館	1名
山陽小野田市女性団体連絡協議会総会		
5月31日(水)	当 所	1名
第63回通常議員総会		
7月 5日(水)	市役所	1名
山陽小野田市女性団体連絡協議会定例理事会		
7月 6日(木)	山陽小野田市民館	1名
山陽小野田市人権講座		
7月 9日(日)	山陽小野田市民館	1名
山陽小野田市防災フォーラム		
7月28日(金)	市役所	1名
山陽小野田市人権教育推進協議会		
8月29日(火)	きらら交流館	4名
山陽小野田市女性団体連絡協議会交流研修会		
11月16日(木)	市役所	1名
山陽小野田市人権教育推進協議会		
12月 4日(月)	市役所	1名
山陽小野田市女性団体連絡協議会定例理事会		
平成30年		
1月 9日(火)	当 所	1名
(社)小野田青年会議所新年会		
1月25日(木)	不二輸送機ホール	5名
山陽小野田市女性団体連絡協議会「新春の集い」		
2月13日(火)	山陽小野田市民館	1名
山陽小野田市人権教育推進協議会		
2月14日(水)	当 所	12名
第38回小野田商工会議所会員大会		
テーマ 『開かれた“知の場”として山口東京理科大学の目指す姿』		
講 師 山陽小野田市立山口東京理科大学		
理事長 池北 雅彦 氏		

学 長 森田 廣 氏

3月16日(金)

厚狭/喫茶やよい

1名

山陽小野田市女性団体連絡協議会定例理事会

(2) 意見活動

- 1) 山口県商工会議所連合会総会決議による行政等への要望  
平成29年9月4日 要望先 山口県知事他
- 2) 新規学卒予定者等に対する求人のお願について  
平成29年5月29日 要望先 田辺三菱製薬工場(株)小野田工場  
不二輸送機工業(株)
- 3) 公共工事発注や物品購入に係る地元業者、商店の活用について要望  
平成29年6月5日 要望先 山陽小野田市長
- 4) 小野田駅前の活性化における官民学連携街づくり協議会の立ち上げについて提言  
平成29年6月5日 要望先 山陽小野田市長

(3) 調査研究

当該年度なし。

(4) 広報、資料配布

「商工おのだ」第766号～第777号まで12回(毎月)	延	15,600部
平成28年度事業報告書・収支決算書(71頁)		1,150部
平成29年度事業計画書・収支予算書(29頁)		200部
ビジネスダイアリー		1,300部
確定申告広報案内	地元新聞社	1社
平成29年度地域総合活性化事業 創業・経営革新等支援事業報告書		1,500部

(5) 証明、鑑定、検査

A 証明

- 1) 貿易関係証明 29件
  - a) 原産地証明 27件
    - インド 5件
    - 南アフリカ共和国 1件
    - 中華人民共和国 6件
    - 英国 1件
    - サウジアラビア王国 1件
    - マレーシア 7件
    - ミャンマー連邦共和国 4件
    - 中華民国(台湾) 2件

- b) サイン証明 2件 中華人民共和国 1件  
 シンガポール共和国 1件
- c) インボイス証明 0件
- d) その他証明 0件
- 2) 国内取引関係証明 11件
- B 鑑定 当該年度なし
- C 検査 当該年度なし

(6) 信用調査

当該年度なし

(7) 各種行事

A 講演会、講習会、研究会（経営改善普及事業を除く）

開催年月日	題 目	場 所	講 師	受講者
29年4月11日	「新入社員研修講座」	当 所	コンサルタントネットワーク(株) 教育コンサルタント 蔵本幸子	62名
29年8月24日	セキュリティ対策セミナー 「サイバー空間の脅威と対策」	当 所	株式会社エム・アイ・シー CEO 又野芳里	29名
30年2月14日	「大学と街の未来のために」 「開かれた"知の場"として 山口東京理科大学の目指す姿」	当 所	山口東京理科大学 学長 森田 廣 山口東京理科大学 理事長 池北雅彦	160名

講 話

開催年月日	題 目	場 所	講 師	受講者
29年5月31日	島根原子力発電所の安全対策 について	当 所	中国電力(株)電源事業本部 原子力管理担当部長 三村秀行	56名
30年1月31日	山陽小野田市のガラス文化の 歩み	当 所	ガラス造形作家 西川 慎	29名

B 会員従業員福祉事業

(a) 第53回会頭旗争奪春季ソフトボール大会

平成29年6月18日 場 所 高千帆運動広場  
 参加人員 8チーム参加  
 優 勝 不二輸送機工業(株)  
 準優勝 田辺三菱製薬工場(株)  
 3 位 ジャパンファインスチール(株)  
 ” 小野田通運(株)

(b) 第50回会頭旗争奪秋季ソフトボール大会

平成29年11月12日 場 所 岡石丸運動広場  
参加人員 5チーム参加  
優 勝 (株)ササクラ  
準優勝 小野田通運(株)

(c) 第23回会員事業所・共済加入事業所親睦ボウリング大会

平成29年9月29日 場 所 ユーズボウル宇部  
参加人員 17チーム参加  
団体優 勝 アクサ生命保険(株)  
〃 準優勝 (株)ジー・テイストAチーム  
〃 3 位 太陽産業(株)

(d) 会員従業員福祉講座 「生花教室」

毎週水曜日 年46回 延受講人員 296人

C 観光行事、商店街振興行事

(a) おのだ七夕祭り

主催 小野田商工会議所

主管 小野田商工会議所青年部、小野田商工会議所女性会

後援 山陽小野田市、山陽小野田観光協会、山陽小野田市建設業協会  
一般社団法人 小野田青年会議所

協力 山口東京理科大学竜王祭実行委員会、小野田美容組合、レノファ山口FC

行事の規模 1) 来場者数 2万人(主催者発表)

2) 行事決算額 6,474,017円

行事の内容 1) 第14回七夕飾りコンテスト

市内9団体が創作した七夕飾りを7月29日から8月11日まで「おのだサンパーク」2階に展示し、審査員審査・一般投票によるコンテストを実施した。

グランプリ賞	地域密着型介護事業所なみおと
小野田商工会議所会頭賞	指定障害福祉サービス事業所のぞみ園
彦星賞(青年部会長賞)	地域密着型介護事業所いつは
織姫賞(女性会会長賞)	デイサービス施設明寿香園
山陽小野田観光協会会長賞	障害者支援施設みつば園
山陽小野田自治会連合会長賞	社会福祉法人大樹会伸宏保育園
宇部日報社賞	福祉作業所 かに工房

2) 市内小学生による七夕短冊作品展示

市内の13小学校2,867名の小学生に、それぞれの「夢・希望・願い」を短冊に書いてもらい、巨大短冊に見立てたパネルに貼り付け、7月29日から8月11日まで「おのだサンパーク」2階に展示した。

3) バザーコーナー

会場内にバザーエリアを設置し、市内15事業者が出店。来場者と交流を図りながら、お店のPR等を行った。

4) ステージイベント

会場北エリアにウォーキングスペース（ランウェイ）を設けたステージを設置し、ダンスステージ、七夕飾りコンテスト表彰式、浴衣コンテスト、よさこい演舞を行い、最終ステージでは、オペラ歌手の秋本真紀さんによるオペラショーの後半に小型煙火との競演を実施した。

イベントのフィナーレでは、光る風船1,000個を夜空に放ち、天空に天の川を演出した。

5) パブリックビューイング in おのだ七夕祭り

会場西エリアにLED搭載車両を配置してレノファ山口とジェフユナイテッド千葉のAウェイゲームを生中継し、熱い声援で会場を盛り上げた。

(8) 技術、技能の普及、検定

A 検定試験

(a) 珠算・暗算

1) 日本商工会議所 施行場所 当所

回	2 1 0 回		2 1 1 回		2 1 2 回		合 計	
	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数
月 日	2 9 . 6 . 2 5		2 9 . 1 0 . 2 2		3 0 . 2 . 1 1			
級 別	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数
1 級	4名	1名	4名	2名	3名	2名	11名	5名
2 級	12名	5名	7名	1名	6名	0名	25名	6名
3 級	6名	3名	3名	0名	6名	4名	15名	7名
合 計	22名	9名	14名	3名	15名	6名	51名	18名

2) 日本珠算連盟（下級検定・段位認定） 施行場所 当所

月 日	29.4.9		29.6.25		29.8.6		29.10.22		29.12.10		30.2.11		合 計	
	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数
珠算準1級	3名	3名	1名	0名	1名	0名	2名	0名	3名	1名	3名	1名	13名	5名
準2級	2名	1名	2名	1名	1名	1名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	5名	3名
準3級	3名	2名	1名	0名	1名	1名	0名	0名	1名	1名	1名	0名	7名	4名
4級	3名	2名	2名	1名	1名	0名	2名	1名	1名	0名	1名	1名	10名	5名
5級	2名	2名	1名	1名	0名	0名	2名	0名	3名	3名	4名	2名	12名	8名
6級	3名	3名	0名	0名	3名	3名	1名	1名	1名	1名	0名	0名	8名	8名
7級	3名	3名	1名	1名	0名	0名	2名	2名	1名	1名	1名	1名	8名	8名
8級	1名	1名	0名	0名	1名	1名	0名	0名	3名	3名	2名	2名	7名	7名
9級	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名
10級	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名
暗算1級	1名	1名	1名	1名	0名	0名	0名	0名	1名	0名	1名	0名	4名	2名
準1級	0名	0名	2名	1名	0名	0名	3名	1名	2名	0名	0名	0名	7名	2名
2級	1名	1名	1名	1名	0名	0名	0名	0名	1名	0名	0名	0名	3名	2名
準2級	2名	2名	0名	0名	1名	1名	0名	0名	1名	1名	0名	0名	4名	4名
3級	2名	1名	4名	1名	3名	1名	4名	1名	3名	1名	6名	3名	22名	8名

準3級	1名	1名	2名	1名	1名	1名	0名	0名	1名	1名	1名	1名	6名	5名									
4級	2名	2名	3名	3名	2名	2名	2名	2名	0名	0名	1名	1名	10名	10名									
5級	1名	1名	1名	0名	1名	1名	1名	0名	0名	0名	0名	0名	4名	2名									
6級	1名	1名	0名	0名	1名	1名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	2名	2名									
7級	0名	0名	3名	0名	0名	2名	0名	0名	0名	1名	0名	6名	1名	6名									
8級		0名			0名								0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名		
9級		0名			0名								0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名
10級		0名			0名								0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名
合計	31名	27名	25名	15名	17名	13名	21名	10名	22名	13名	22名	13名	138名	91名									

月 日	29.6.25	29.10.22	30.2.11	合 計
	受験数	受験数	受験数	受験数
段 位	5名	21名	1名	27名
段位(珠算)	0名	0名	2名	2名
段位(暗算)	1名	2名	0名	3名
合計	6名	23名	3名	32名

3) 日本珠算連盟(随時検定) 施行場所 小野田珠算連盟会員珠算塾

月 別	4月		6月		8月		10月		12月		2月		合 計											
	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数										
珠算準1級	0名	0名	0名	0名	1名	0名	0名	0名	1名	0名	1名	1名	3名	1名										
準2級	5名	2名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	1名	0名	0名	0名	6名	2名										
準3級	1名	1名	1名	1名	0名	0名	4名	2名	2名	0名	3名	3名	11名	7名										
4級	9名	7名	7名	4名	4名	3名	6名	2名	4名	2名	10名	8名	40名	26名										
5級	5名	4名	5名	2名	2名	1名	12名	9名	4名	4名	4名	2名	32名	22名										
6級	5名	4名	11名	9名	2名	2名	5名	4名	2名	1名	2名	1名	27名	21名										
7級	3名	3名	4名	4名	0名	0名	2名	1名	4名	4名	5名	4名	18名	16名										
8級	4名	3名	7名	6名	1名	1名	5名	5名	0名	0名	3名	2名	20名	17名										
9級	3名	2名	2名	2名	0名	0名	0名	0名	1名	1名	1名	1名	7名	6名										
10級		1名		0名										0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	1名	
暗算1級	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	1名	1名	1名	1名										
準1級	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名										
2級	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	1名	0名	2名	0名	3名	0名										
準2級	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名										
3級	3名	2名	1名	0名	0名	0名	3名	3名	0名	0名	2名	2名	9名	7名										
準3級	0名	0名	1名	1名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	3名	2名	4名	3名										
4級	5名	5名	2名	2名	0名	0名	5名	5名	2名	1名	1名	1名	15名	14名										
5級	1名	1名	4名	4名	1名	1名	3名	3名	0名	0名	1名	1名	10名	10名										
6級	3名	3名	1名	1名	3名	3名	2名	2名	0名	0名	0名	0名	9名	9名										
7級	4名	4名	1名	0名	0名	2名	0名	1名	0名	0名	0名	8名	7名	7名										
8級		0名											0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	
9級		0名											0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名
10級		0名											0名	0名	0名	0名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	0名
合計	51名	42名	47名	37名	14名	11名	49名	38名	23名	13名	39名	29名	223名	170名										



## (b) 簿記 施行場所 当所

回	1 4 6 回		1 4 7 回		1 4 8 回		合 計	
月 日	2 9 . 6 . 1 1		2 9 . 1 1 . 1 9		3 0 . 2 . 2 7			
級 別	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数
1 級	0名	0名	0名	0名			0名	0名
2 級	18名	10名	19名	10名	23名	5名	60名	25名
3 級	29名	16名	33名	15名	35名	15名	97名	46名
4 級	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名	0名
合 計	47名	26名	52名	25名	58名	20名	157名	72名

## (c) 福祉住環境コーディネーター 施行場所 当所

回	3 8 回		3 9 回		合 計	
月 日	2 9 . 7 . 9		2 9 . 1 1 . 2 6			
級 別	受験数	合格数	受験数	合格数	受験数	合格数
2 級	12名	8名	4名	2名	16名	10名
3 級	1名	0名	0名	0名	1名	0名
合 計	13名	8名	4名	2名	17名	10名

## (d) 環境社会 (e c o)

(第 2 2 回)	平成 2 9 年 7 月 2 3 日	施行場所 当 所
	受験者 5 名	合格者 3 名
(第 2 3 回)	平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日	施行場所 当 所
	受験者 6 名	合格者 3 名
合計	受験者 1 1 名	合格者 6 名

## B 競技会

(a) 第 6 0 回小野田珠算競技大会	平成 2 9 年 7 月 1 1 日	当 所	参加者 7 4 名
総合競技優勝	小学 2 年以下の部	松本碧衣 (小野田小)	
	小学 3 年の部	塚 悠輝 (須恵小)	
	小学 4 年の部	加藤紗奈 (川上小)	
	小学 5 年の部	岡村康生 (川上小)	
	小学 6 年の部	野口歩花 (川上小)	
	中高・一般の部	藤原美雲 (高千帆中)	
読上暗算競技優勝	小学 2 年以下の部	松岡宙輝 (川上小)	
	小学 3・4 年の部	平山茅人 (本山小)	
	小学 5・6 年の部	野口歩花 (川上小)	
	中高・一般の部	藤原美雲 (高千帆中)	
読上算競技優勝	小学 2 年以下の部	松本碧衣 (小野田小)	
	小学 3・4 年の部	加藤紗奈 (川上小)	
	小学 5・6 年の部	野口歩花 (川上小)	
	中高・一般の部	高見歩奈 (厚狭中)	

C 技能検定講習会

- (a) 仕事で使えるパソコン教室 開催場所 パソコン教室わくわく小野田校
- ① Word・Excelを使ったチラシ・地図・案内文書作成講座  
平成29年6月5日・7日・9日(全3回) 受講者 8名
- ② PC時短テクニック&Excelの便利な関数講座  
平成29年6月12日・14日・16日(全3回) 受講者 8名
- 講師 パソコン教室わくわく小野田校 統括インストラクター 佐々木翔汰 氏

- (b) 基礎簿記講座 当 所 受講者 6名  
平成29年9月11日～11月16日 (全19回)  
講師 学校法人昇陽学院 YICビジネスアート専門学校非常勤講師 中尾 直枝 氏

(9) 取引紹介

国内取引 なし  
国外取引 なし

- (10) 取引紛争のあっせん調停仲裁(相談を含む)  
なし

(11) 相談指導(経営改善普及事業を除く)

A 労働相談

退職金 2件 社会保険 2件 雇用 1件

B その他の相談

店舗 1件

(12) 経営改善普及事業(小規模企業指導事業)

A 巡回 窓口相談指導

巡回指導		窓口指導(通信電話等によるものを含む)	
指導内容	件数	指導内容	件数
1) 経営革新	6	1) 経営革新	15
2) 経営一般	37	2) 経営一般	48
3) 情報化	11	3) 情報化	23
4) 金融	9	4) 金融	58
5) 税務	25	5) 税務	294
6) 労働	18	6) 労働	358
7) 取引	0	7) 取引	0
8) 環境対策	0	8) 環境対策	0
9) その他	271	9) その他	20
計	377	計	816

B 創業指導

巡回指導		窓口指導	
指導内容	件数	指導内容	件数
1) 経営革新	0	1) 経営革新	0
2) 経営一般	0	2) 経営一般	1
3) 情報化	0	3) 情報化	0
4) 金融	0	4) 金融	0
5) 税務	0	5) 税務	1
6) 労働	1	6) 労働	4
7) 取引	0	7) 取引	0
8) 環境対策	0	8) 環境対策	0
9) その他	0	9) その他	0
計	1	計	6

C 講習会等の開催による指導

開催回数 155回 (講習会 17回 個別指導 138回)  
 対象人員 503人 (講習会 171人 個別指導 332人)

(a) 講習会

区分	講師氏名	題目	受講人員
経営	荒添美穂 河野芳宏 久保田浩二 新保康夫	経営力向上・IT基盤整備支援事業 プラスITセミナー 攻めのIT経営を目指そう!! 3回	43 (31)
	伊藤勝彦 山本たえ	消費税軽減税率対策窓口相談事業 実践講座 自社のオリジナルHPを作成して オウンドメディアでライバルに差をつけよう2回	23 (23)
	小平敏彦	消費税軽減税率対策窓口相談事業 会計の"いろは"経理塾 (初級編)	24 (24)
	小平敏彦	消費税軽減税率対策窓口相談事業 会計の"いろは"経理塾 (中級編)	22 (21)
	小平敏彦	消費税軽減税率対策窓口相談事業 会計の"いろは"経理塾 (上級編)	11 (11)
	小平敏彦	消費税軽減税率対策窓口相談事業 会計の"いろは"経理塾 (消費税編)	15 (15)
	爰野寿美子	小規模事業者等支援事業【元気塾】 段違いのビジネスコミュニケーション術	17 (3)
		小規模事業者等支援事業【元気塾】 企業視察研修 田辺三菱製薬工場(株)・西部石油(株)・(株)タナカ工業	15 (6)
	生塩千秋	小規模事業者等支援事業【元気塾】 未来予想図の設計 ~会計屋の試み~	15 (5)
	伊藤勝彦	経営計画作成ポイントセミナー 2回	7 (7)

創 業	伊 藤 勝 彦 小 平 敏 彦	創業のきほんの"き"セミナー	2回	38(24)
労 務	上 條 昭 夫	消費税軽減税率対策窓口相談事業 「有期契約労働者の無期転換制度」 「36協定締結の際の注意点」について		24(1)
合 計			17回	254(171)

( ) 内は、小規模事業所の参加人員数

(b) 個別指導

区 分	講 師 氏 名	題 目	受 講 人 員
金 融	日本政策金融公庫	一日公庫	4回 7(7)
創 業	小 平 敏 彦 伊 藤 勝 彦	創業個別相談会	40回 82(82)
税 務	畑 善 高	税務相談会	9回 11(11)
	坂 元 耕 樹 棟 近 潔 梅 本 修	源泉・年末調整個別相談会	8回 58(58)
	佐 久 間 慶 和 坂 元 耕 樹 棟 近 潔 修 梅 本 修 子 村 田 治 子	所得税決算確定申告個別相談会	18回 125 (125)
	畑 善 高	消費税確定申告個別相談会	2回 2(2)
	経 理	佐 久 間 慶 和 畑 善 高	記帳相談会
労 務	上 條 昭 夫	労務相談会	23回 27(18)
法 律	山 元 浩	法律相談会	12回 9(9)
知的財産	今 中 崇 之	知的財産権に係る個別相談	12回 9(9)
合 計			138回 341 (332)

( ) 内は、小規模事業所の参加人員数

D エキスパートバンク（経営技術強化支援事業）実施状況

- 1) 登録エキスパート（専門家）数 289名（平成29年8月現在）
- 2) 派遣エキスパート数 15件
- 3) 指導企業件数（内継続指導件数） 8件（7件）
- 4) 指導回数 15回
 

内訳	飲食業	3回
	その他	12回

E 金融の斡旋

斡旋の種類	斡旋延べ件数	貸付決定延べ件数	斡旋総額(千円)	貸付決定総額(千円)
日本政策金融公庫	31件 (11)	29件 (11)	156,090 (44,000)	138,090 (44,000)
その他の制度融資	12件	12件	76,500	76,500
計	43件 (11)	41件 (11)	232,590 (44,000)	214,590 (44,000)

( )内は、小規模事業者経営改善資金

会員向け提携融資

推薦件数(件)	2	推薦金額(千円)	20,000
---------	---	----------	--------

F 事務の代行

(a) 労働保険

区 分	件 数
委託事業者数	439
対象従業員数	1,503

(b) 小規模企業共済・倒産防止共済

加入累計

小規模企業共済加入実績	倒産防止共済加入実績
155名	10名

(c) 記帳継続指導

指導回数	指導対象小規模事業者数
176回	50名

G 青年部・女性会

区 分	青 年 部	女 性 会
講習会・研修会開催	1回 8名	3回 34名
交流会開催	3回 59名	2回 30名
地域振興活動事業	15回 110名	4回 40名
その他事業	8回 114名	8回 86名

(13) 企業診断 0件

(14) 受託事業

- A 公害健康被害補償等に関する法律に基づく汚染負荷量賦課金に係る業務の受託  
受託先：独立行政法人環境再生保全機構  
業務内容：汚染負荷量賦課金申告・納付手続きに係る申告書の受理、点検及び説明会の開催  
対象地域：山陽小野田市・美祢市・宇部市の一部（旧楠町）  
対象事業所数：22事業所
- B 容器包装リサイクル法に基づく再商品化委託申込に係る業務の受託  
受託先：日本商工会議所  
業務内容：再商品化委託申込書受付及び点検  
取扱件数：7件
- C GS1事業者コードの登録受付業務の受託  
受託先：日本商工会議所  
取扱件数：新規登録 0件 更新登録 6件

(15) 会員福祉共済事業

制度名	加入事業所数	加入人員	保険金額・口数
会員事業所共済	188	895	97,500万円
会員大型共済	33	37	47,250万円
福祉プラン共済	4	4	1,200万円
特定退職金共済	77	470	2,524口
終身年金共済	51	54	3,004万円
会員医療共済	22	22	1,040万円
総合医療共済	547	899	88,275万円
低払型定期保険	41	65	125,450万円
がん共済	365	452	13,689万円
終身・エスリー保険	107	119	49,700万円
アクセス共済	1	13	1,392万円
定期保険群集団	24	40	37,500万円
個人扱保険	1	2	559万円
会員火災共済	309	491	81,394口
会員火災共済・自然災害	116	188	35,200口
会員火災共済(県共済)	41	62	74,630万円
自動車事故費用共済	32	89	26,700万円

8. 登録

(1) 法定台帳

- A 作成(訂正) 平成29年9月30日
- B 登録業者数 362名
- C 運用の概要 取引紹介、斡旋、信用調査の資料として活用

## 9. 会館、事務所

- (1) 土地 借地 1, 830.18㎡ (市有地、駐車場使用)  
 (2) 建物 借用 1, 157.8㎡ (市所有、鉄筋コンクリート造4階建て1、2階部分)  
 (3) 倉庫 自己所有 40㎡

### (4) 施設

#### A 施設の状況

- (a) 事務室等 会頭室兼応接室 1 専務室兼応接室 1 事務室 1 管理人室 1 倉庫 3  
 (b) 会議室等 大会議室 1 常議員会室 1 委員会室 1 講習会室 1  
 談話室 1 和室 2 相談室 2

#### B 施設の利用状況 (商工会議所利用部分を除く)

- (a) 会議室 163件  
 会議等 63件 講習会、説明会 23件 例会その他 77件  
 (b) 駐車場 延 9,403台

## 10. 関係団体への加入及び連繋

### (1) 日本商工会議所

#### A 会員会議所

#### B 会議出席状況

- 検定担当者研修会 平成29年10月 6日 東京 中村職員  
 消費税軽減税率対策ブロック別中小企業相談所長説明会  
 2月 7日 広島 岡田所長  
 第127回日本商工会議所通常会員総会 3月15日 東京 藤田会頭

### (2) 中国地方商工会議所連合会

#### A 会員会議所

#### B 会議出席状況

- 中国地方商工会議所連合会総会 平成29年 7月 5日 岡山 嶋田専務  
 中国ブロック中小企業相談所長会議 (2日間) 11月20日 倉敷 岡田所長  
 中国地方商工会議所専務理事会議 (2日間) 12月 5日 倉敷 嶋田専務  
 事務局長会議 (2日間) 平成30年 2月22日 広島 宮本局長

### (3) 西瀬戸内商工会議所協議会

#### A 会員会議所

#### B 会議出席状況

- 西瀬戸内商工会議所協議会総会 平成29年 8月24日 門司 嶋田専務

### (4) 山口県商工会議所連合会

#### A 会員会議所

#### B 会議出席状況

- 運営委員会 平成29年 5月11日 山口 嶋田専務  
 共済合同キャンペーン進発式 5月11日 山口 嶋田専務他  
 会頭会議 5月30日 下関 藤田会頭他  
 山口県商工会議所連合会通常総会 5月30日 下関 藤田会頭他  
 ビジネスドラフトやまぐち実行委員会 6月22日 防府 中村職員  
 運営委員会 7月14日 柳井 嶋田専務

事務局長会議	8月 2日	山口	宮本局長
県知事への要望活動	9月 4日	県庁	藤田会頭
運営委員会	9月 7日	山口	嶋田専務
会頭会議	9月15日	下関	藤田会頭他
山口県下商工会議所議員大会	9月15日	下関	藤田会頭他
第2回正副会頭・専務理事ゴルフ大会	9月30日	宇部	藤田会頭他
運営委員会	11月 8日	山口	嶋田専務
運営委員会	11月28日	山口	嶋田専務
専務理事視察研修(2日間)	11月30日	熱海	嶋田専務
事務局長会議	12月20日	下関	宮本局長
運営委員会	平成30年 1月19日	下関	嶋田専務
平成29年度ビジネスドラフトやまぐち(2日間)	2月21日	防府	中村職員
県内商工会議所会頭懇談会	3月15日	東京	藤田会頭
中小企業相談所長会議	3月23日	山口	岡田所長

(5) 周辺地域との連携

① 宇部小野田広域商工サミット

美祢市商工会引受 平成29年11月21日 美祢グランドホテル 藤田会頭他

(6) 山口県西部地域商工会議所議員ゴルフ大会

① 長門商工会議所引受 平成29年 6月10日

ブルーラインカントリー倶楽部 藤田会頭他2名

11. その他

諸会合出席状況

平成29年

4月 7日	小規模事業経営支援事業費補助金等実績検収	商工センター	宮本局長他
4月12日	合同就職面接会打合せ	市役所	嶋田専務他
4月14日	中国地方商工会議所&AXA共済制度推進会議	広島商工会議所	中村職員
4月23日	小さな親切運動小野田支部総会	商工センター	藤田会頭他
4月26日	就職フェア打合せ	市役所	松尾係長他
4月28日	全国労働保険事務組合連合会山口支部適用促進連絡協議会	山口	嶋田専務
4月28日	全国労働保険事務組合連合会役員会・加入推進委員会	山口	嶋田専務
5月 9日	経営発達支援計画個別説明会2日間	中小企業庁	松尾係長他
5月11日	アクサ生命保険福祉キャンペーンPart1グランドキックオフKKR朝倉	嶋田専務他	
5月12日	山陽小野田市支え合いの地域づくり推進協議全体会議	市役所	嶋田専務
5月13日	オール山口Jリーグで地方創生のまちづくり決起集会	山口	藤田会頭
5月14日	小野田料飲店組合総会	若新	江田副会頭
5月15日	JR美祢線利用促進協議会総会厚狭地区複合施設	嶋田専務	
5月16日	日本電信電話ユーザ協会宇部山陽小野田美祢地区協会定期総会	ココランド山口宇部	嶋田専務
5月18日	全国労働保険事務組合連合会山口支部宇部地域協議会総会	宇部	嶋田専務



5月19日	山陽小野田市連合女性会総会	市民館	嶋田専務
5月20日	青年会議所山口ブロック球技大会開会式	きららビーチ焼野	畑副会頭
5月21日	復活！住吉まつり決起の集い	須恵福祉会館	藤田会頭
5月22日	環境保全事業団評議員会	県自治会館	藤田会頭
5月22日	平成29年度経営改善普及事業推進会議	山口商工会議所	岡田所長
5月23日	山口県労働保険事務組合連合会山口支部総会	翠山荘	嶋田専務
5月24日	やけの美夕フェスタ実効委員会	市民館	嶋田専務
5月24日	宇部・美祢・山陽小野田産業観光推進協議会総会	宇部興産ビル	嶋田専務
5月25日	平成29年度花火大会主催者向け説明会	宇部	中村職員
5月25日	厚狭税務署管内青色申告会連合会役員会・総会	山陽商工会館	松山副会長他
5月26日	山陽小野田市体育協会総会	商工センター	藤田会頭
5月27日	市長企業訪問	不二輸送機工業他	江田副会頭他
5月31日	山陽小野田市交通安全対策協議会総会	市役所	嶋田専務
6月5日	第51回小野田青色申告会通常総会	商工センター	藤田会頭他
6月6日	小規模事業者経営改善資金推薦団体連絡協議会	下関	重富係長
6月7日	山口県火災共済協同組合理事会	山口	嶋田専務
6月7日	消費税期限内完納推進宣言式	厚狭税務署	畑副会頭
6月8日	中国経済連合会役員会・総会	広島	藤田会頭
6月9日	国際交流協会役員会・総会	市役所	嶋田専務
6月11日	小さな親切運動日本列島クリーン大作戦	きららビーチ焼野	宮本局長他
6月14日	山陽小野田市社会福祉協議会評議員会	中央福祉センター	嶋田専務
6月19日	山口県青色申告会連合会総会	山口グランドホテル	松山会長他
6月20日	小野田工業高校定時制教育振興役員会総会	小野田工業高校	嶋田専務
6月21日	算定基礎届事務説明会	市民館	大田係長
6月22日	山口県火災共済協同組合通常総代会	山口	嶋田専務
6月22日	経営指導員全国研修会2日間	熊本	岡田所長
6月22日	宇部管内食品衛生協会総代会	国際ホテル宇部	藤田会頭
6月23日	アクサ生命保険契約者感謝の会	商工センター	江田副会頭他
6月26日	山口県労働保険事務組合連合会臨時役員会	山口	嶋田専務
6月29日	経営指導員研修会（経営支援コース）2日間	カリエンテ山口	岡田所長他
7月11日	第1回山口県事業承継支援ネットワーク会議	山口	岡田所長
7月12日	甲種防火管理再講習	小野田消防署	嶋田専務
7月13日	山陽小野田市勤労福祉共済会理事会	市役所	嶋田専務
7月16日	やけの美夕フェスタ2017	きららビーチ焼野	江田副会頭
7月19日	地域公共交通会議	市役所	嶋田専務
7月24日	労働保険適正加入推進員及び事務担当者研修会	山口	松尾係長
7月26日	JR美祢線・小野田線利用促進協議会	市役所	嶋田専務
7月31日	山口宇部空港利用促進振興会総会	ANAクラウンプラザホテル宇部	藤田会頭
8月4日	厚狭税務署管内税務懇話会第1回協議会厚	狭税務署	松山会長他
8月5日	ふれあいガラスフェスタ2017	きららガラス未来館	嶋田専務
8月9日	山陽小野田市街路灯管理委員会	市役所	嶋田専務

8月24日	西瀬戸内商工会議所協議会総会	門司	嶋田専務
8月25日	パートナーズクラブ総会	県立おのだサッカー交流公園	嶋田専務他
8月27日	住吉まつり復活委員会総会	須恵公民館	嶋田専務
8月29日	第1回やまぐち健康経営推進コンソーシアム会議	県健康づくりセンター	中村職員
9月1日	山口県労働保険事務組合連合会創立40周年記念行事最終打合せ	山口	嶋田専務
9月3日	モートンベイ市長夫妻との食事会	ソル・ポニエンテ	畑副会頭
9月4日	アクサ生命保険共済フォーラム	商工センター	畑副会頭他
9月11日	共同募金運営委員会	中央福祉センター	嶋田専務
9月20日	おもてなしサポート研修会	市役所	重富係長
9月22日	産学官連携推進協議会	市役所	藤田会頭他
9月22日	厚狭税務署管内青色申告会連合会役員会	山陽商工会館	松山会長他
9月27日	共同募金推進会議	山陽総合福祉センター	嶋田専務
9月28日	就職フェアアンケート集計会議	市役所	嶋田専務他
10月2日	赤い羽根共同募金オープニング街頭募金	小野田駅前	嶋田専務
10月6日	山陽小野田市創業支援計画に基づく創業支援連絡会	市役所	岡田所長他
10月6日	平成29年度商工会議所検定担当者会議	東京	中村職員
10月7日	レノファ山口FCホームゲーム視察	維新百年記念公園	江田副会頭
10月11日	山陽小野田市地方創生協議会	市役所	江田副会頭
10月19日	日本関税協会門司支部宇部地区懇談会	宇部興産ビル	嶋田専務
10月19日	経営指導員研修2日間	光	松尾係長
10月24日	小規模事業者マル経協議会	下関	重富係長
10月26日	厚狭法人会臨時総会	厚狭地区複合施設	嶋田専務
10月30日	山陽小野田市優良勤労者表彰審査委員会	市役所	嶋田専務
10月31日	山口県央連携都市圏域ビジョン懇談会	セントコア山口	嶋田専務
11月6日	山陽小野田市中小企業融資制度の見直しに係る意見交換会	市役所	岡田所長他
11月7日	やまぐち6次産業化農商工連携人材育成研修	山口	嶋田専務
11月7日	事業承継セミナー	セミナーパーク	松尾係長
11月8日	山口県火災共済協同組合理事会	山口	嶋田専務
11月13日	山陽小野田市指定管理者選定委員会	市役所	嶋田専務
11月14日	宇部港長期構想検討委員会	国際ホテル宇部	藤田会頭
11月15日	厚狭税務署管内納税表彰式	厚狭公民館	藤田会頭
11月15日	経営指導員県外研修3日間	長崎他	重富係長
11月17日	山口東京理科大学研究室公開・技術相談会	山口東京理科大学	藤田会頭他
11月20日	源泉所得税の年末調整説明会	市民館	大田係長
11月22日	農商工連携会議	万倉ふれあいセンター	重富係長
11月23日	山陽小野田市優良勤労者表彰	労働会館	嶋田専務
11月24日	山陽小野田市環境審議会	市役所	嶋田専務
11月25日	山陽小野田市社会福祉協議会社会福祉大会	市民館	嶋田専務
11月27日	電気連絡責任者懇談会	不二輸送機ホール	宮本局長
11月27日	山口県労働保険事務組合連合会適用促進連絡協議会	山口	嶋田専務
11月27日	山口県労働保険事務組合連合会役員会・加入促進委員会	山口	嶋田専務
11月29日	山陽小野田市社会福祉協議会評議員会	中央福祉センター	嶋田専務

1 1月 3 0 日	中国経済連合会役員会及び政策会議・幹事会合同会議	広島	藤田会頭
1 1月 3 0 日	経営指導員向け小規模事業者支援研修	山口	松尾係長他
1 2月 2 日	山口東京理科大学薬学部シンポジウム	山口東京理科大学	藤田会頭他
1 2月 4 日	共同募金会審査委員会	中央福祉センター	嶋田専務
1 2月 1 1 日	ふるさと風あげフェスティバル実行委員会	市役所	嶋田専務
1 2月 1 3 日	小野田医師会忘年会	セントラルホテル	畑副会頭
1 2月 1 8 日	経営計画策定支援研修	RCC文化センター	松尾係長他
1 2月 2 0 日	現代ガラス展実行委員会	不二輸送機ホール	畑副会頭
1 2月 2 1 日	地球温暖化対策地域協議会	市役所	嶋田専務
1 2月 2 1 日	特別職報酬等審議会	市役所	江田副会頭
1 2月 2 5 日	山陽小野田パートナーズクラブ総会	市役所	嶋田専務他
1 2月 2 8 日	特別職報酬等審議会	市役所	江田副会頭
平成30年			
1 月 1 0 日	山陽小野田市社会福祉協議会新春職員研修	中央福祉センター	嶋田専務
1 月 1 0 日	チャレンジ山口中小企業総合支援事業合同カンファレンス	セントコア山口	松尾係長他
1 月 1 2 日	山陽小野田市表彰審査委員会	市役所	嶋田専務
1 月 1 2 日	山陽小野田市地域公共交通会議	市役所	嶋田専務
1 月 1 2 日	厚狭税務署管内青色申告会連合会役員会	山陽商工会館	松山会長他
1 月 1 6 日	税務研修会	厚狭税務署	岡田所長他
1 月 1 7 日	税務指導連絡協議会	厚狭税務署	畑副会頭
1 月 1 7 日	厚狭税務署管内税務懇話会第2回協議会	厚狭税務署	松山会長
1 月 2 4 日	第2回山口県事業承継支援ネットワーク会議	山口グランドホテル	松尾係長
2 月 2 日	宇部・美祢・山陽小野田産業観光推進協議会地区会議	市役所	嶋田専務
2 月 9 日	チャレンジ山口中小企業総合支援事業合同カンファレンス	山口	松尾係長他
2 月 1 5 日	平成30年度体育施設利用調整会議	市民館	宮本局長
2 月 1 6 日	職場におけるメンタルヘルス研修会	宇部	嶋田専務
2 月 2 2 日	小野田高校評議員会	小野田高校	嶋田専務
2 月 2 6 日	中国経済連合会政策会議及び役員懇話会	広島	藤田会頭
2 月 2 7 日	宇部商工会議所会員大会	ANAクラウンプラザホテル宇部	藤田会頭
3 月 2 日	宇部・美祢・山陽小野田産業観光推進協議会幹事会	学びの森くすのき	嶋田専務
3 月 2 日	公害健康被害補償業務担当者研修会	東京	中村職員
3 月 8 日	宇部市健康福祉センター管内地域職域連携推進協議会	宇部市総合福祉会館	嶋田専務
3 月 1 6 日	創業関係事務担当者会議	県庁	松尾係長
3 月 1 9 日	宇部港長期構想検討委員会	国際ホテル宇部	嶋田専務
3 月 2 0 日	山陽小野田市支え合いの地域づくり推進協議会	小野田保健センター	嶋田専務
3 月 2 0 日	山口県中小企業制度融資実務担当者会議	県庁	岡田所長
3 月 2 1 日	高校サッカーフェスティバル歓迎会	セントラルホテル	嶋田専務
3 月 2 2 日	山陽小野田市健康づくり地域職域連絡協議会	保健センター	嶋田専務
3 月 2 3 日	山口県労働保険事務組合連合会適用促進連絡協議会	山口	嶋田専務
3 月 2 3 日	山口県労働保険事務組合連合会役員会・加入推進委員会	山口	嶋田専務
3 月 2 6 日	山口県環境保全事業団評議員会	県自治会館	藤田会頭
3 月 2 6 日	山口県美容業生活衛生同業組合小野田支部総会懇親会	ソル・ポニエンテ	藤田会頭
3 月 2 8 日	山陽小野田市社会福祉協議会評議員会	中央福祉センター	嶋田専務

## 平成29年度 会計別収支決算書総括表

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月 31日

(単位：円)

会 計 別	繰 越 金	収 入	支 出	収 支 残 高	繰 入 金 (支出△)	差 引 収 支 残 高	備 考
一 般 会 計	37,570,635	42,232,494	21,540,290	58,262,839	305,132 △ 19,743,259	38,824,712	収支剰余金 次年度へ繰越
法 定 台 帳 関 係 費 特 別 会 計	0	672,000	326,868	345,132	0 △ 345,132	0	
中 小 企 業 相 談 所 特 別 会 計	0	31,010,410	34,098,565	△ 3,088,155	6,105,755 △ 3,017,600	0	
特 定 退 職 金 共 済 事 業 特 別 会 計	0	59,803,160	59,747,723	55,437	44,563 △ 100,000	0	
共 済 事 業 等 特 別 会 計	0	15,381,394	15,744,374	△ 362,980	1,769,220 △ 1,406,240	0	
労 働 保 険 事 務 委 託 事 業 特 別 会 計	0	6,167,492	6,749,813	△ 582,321	1,178,561 △ 596,240	0	
建 物 管 理 特 別 会 計	0	1,524,779	14,180,615	△ 12,655,836	12,655,836 0	0	
駐 車 場 管 理 特 別 会 計	0	1,020,550	1,834,754	△ 814,204	814,204 0	0	
退 職 給 与 資 金 積 立 金 特 別 会 計	460,930	4	2,335,200	△ 1,874,266	2,335,200 0	460,934	期末資金残高 次年度へ繰越
合 計	38,031,565	157,812,283	156,558,202	39,285,646	0	39,285,646	

# 平成29年度 一般会計 収支決算書

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

## 収入の部

(単位：円)

款 項	決算額	予算額	対比増・減(△)	備 考
1. 会 費	25,783,528	26,500,000	△ 716,472	
1. 会 費	25,302,778	26,000,000	△ 697,222	
2. 特別会費	480,750	500,000	△ 19,250	
2. 事業収入	4,015,830	4,800,000	△ 784,170	
1. 受験料	1,539,580	1,500,000	39,580	各種検定試験受験料
2. 受講料	640,396	1,200,000	△ 559,604	講習会、セミナー受講料
3. 一般事業収入	1,583,500	1,750,000	△ 166,500	資料頒布料、広告料、行事参加料等
4. 手数料	94,254	100,000	△ 5,746	各種証明等取扱手数料
5. 使用料	158,100	250,000	△ 91,900	備品等使用料
3. 交付金	12,207,267	11,175,000	1,032,267	
1. 市助成金	5,463,000	5,463,000	0	市一般助成金
2. 市補助金	180,000	0	180,000	「七夕花火」補助金
3. 市委託料	4,212,000	4,212,000	0	市商工センター指定管理料
4. 日商委託金	652,267	0	652,267	日本商工会議所 消費税転嫁対策事業業務委託金
5. 県委託金	1,700,000	1,500,000	200,000	チャレンジ山口創業応援事業業務委託金
4. 雑収入	225,869	203,000	22,869	
1. 預金利息	2,201	3,000	△ 799	
2. 雑収入	223,668	200,000	23,668	
5. 繰入金	305,132	305,100	32	
1. 繰入金	305,132	305,100	32	法定台帳関係費特別会計
6. 繰越金	37,570,635	36,648,400	922,235	
1. 繰越金	37,570,635	36,648,400	922,235	前年度繰越金
合 計	80,108,261	79,631,500	476,761	

支出の部

(単位：円)

款 項	決算額	予算額	対比増・減(△)	備 考
1. 事業費	12,986,560	14,300,000	△ 1,313,440	
1. 商工振興費	1,513,096	3,000,000	△ 1,486,904	商工振興行事費、産業基盤整備促進費
2. 会員組織活動費	1,594,143	1,400,000	194,143	会員大会事業費、会員増強活動費等
3. 地区組織活動費	153,154	100,000	53,154	地区委員会活動費
4. 部会委員会活動費	392,457	1,000,000	△ 607,543	部会・委員会活動費
5. 研修活動推進費	402,980	900,000	△ 497,020	講演会・研修会等開催費
6. 会員福祉事業費	1,366,320	1,000,000	366,320	福祉行事開催費、各種表彰事業費、会員慶弔給付費
7. 労働対策事業費	600,000	600,000	0	労務管理・従業員福祉等労働福祉対策事業費
8. 商工技能振興費	1,228,371	1,000,000	228,371	各種検定・競技大会等事業費、珠算連盟育成費
9. 調査研究広報費	2,443,049	2,000,000	443,049	会報・各種資料発行等広報活動費、調査活動費
10. 商業まちづくり事業費	25,000	50,000	△ 25,000	商店会等育成事業費
11. 広域連携活動事業費	0	250,000	△ 250,000	広域連携活動費
12. インターネット活用推進事業費	111,240	600,000	△ 488,760	当所ホームページ運営費
13. 情報化推進事業費	820,229	800,000	20,229	情報化推進事業費、セキュリティ対策費
14. 消費税転嫁対策事業費	633,633	0	633,633	消費税の価格転嫁・軽減税率対策事業費
15. チャレンジ山口創業応援事業費	1,702,888	1,600,000	102,888	創業個別相談会開催費
2. 給与費	2,742,480	2,742,500	△ 20	
1. 俸給	1,924,800	1,924,800	0	職員 1名
2. 諸給	144,000	144,000	0	諸手当
3. 期末手当	673,680	673,700	△ 20	年 2 回
3. 福利厚生費	758,950	668,000	90,950	
1. 福利厚生費	758,950	668,000	90,950	社会保険料等負担費
4. 旅費交通費	110,560	150,000	△ 39,440	
1. 旅費交通費	110,560	150,000	△ 39,440	役職員出張旅費
5. 事務費	2,082,949	1,930,000	152,949	
1. 通信運搬費	492,753	450,000	42,753	電話代、郵送料他
2. 什器備品費	25,056	50,000	△ 24,944	
3. 消耗品費	220,555	250,000	△ 29,445	事務用消耗品
4. 図書費	258,458	250,000	8,458	図書、新聞購読料
5. 印刷費	109,578	100,000	9,578	庶務関係印刷費
6. 車輻費	92,112	60,000	32,112	燃料費他
7. 支払手数料	389,883	320,000	69,883	会費口座振替手数料他
8. その他諸費	494,554	450,000	44,554	コピーリース料他

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
6. 会 議 費	487,328	550,000	△ 62,672	
1. 会 議 費	360,828	400,000	△ 39,172	常議員会、議員総会等開催費
2. 諸 会 合 費	126,500	150,000	△ 23,500	諸会合出席会費
7. 渉 外 費	332,092	350,000	△ 17,908	
1. 渉 外 費	332,092	350,000	△ 17,908	広告料、祝儀、餞別等交際費
8. 公 課 分 担 金	1,918,137	1,800,000	118,137	
1. 公 課 分 担 金	1,918,137	1,800,000	118,137	日商・中連・県連他各種団体会費他
9. 繰 出 金	19,743,259	20,283,100	△ 539,841	
1. 中小企業相談所 特別会計繰出金	6,105,755	7,731,700	△ 1,625,945	
2. 特定退職金共済事業 特別会計繰出金	44,563	20,500	24,063	
3. 労働保険事務委託 特別会計繰出金	1,178,561	1,374,900	△ 196,339	
4. 建物管理 特別会計繰出金	9,665,836	9,061,900	603,936	
5. 駐車場管理 特別会計繰出金	814,204	446,900	367,304	
6. 退職給与資金積立金 特別会計繰出金	165,120	165,100	20	
7. 共済事業等 特別会計繰出金	1,769,220	1,482,100	287,120	
10. 雑 費	121,234	150,000	△ 28,766	
1. 雑 費	121,234	150,000	△ 28,766	
11. 予 備 費	0	36,707,900	△ 36,707,900	
1. 予 備 費	0	36,707,900	△ 36,707,900	
合 計	41,283,549	79,631,500	△ 38,347,951	

### 収支比較表

収 入 合 計	支 出 合 計	差 引 残 額	備 考
80,108,261	41,283,549	38,824,712	次年度へ繰越

# 平成29年度 中小企業相談所 特別会計 収支決算書

自 平成29年4月1日  
至 平成30年3月31日

## 収入の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 補 助 金	30,766,600	28,567,700	2,198,900	
				(1)給与費(6人) 14,464,800
				(2)期末手当(6人) 5,169,700
				(3)通勤手当 241,200
				(4)超過勤務手当 270,000
				(5)扶養手当 306,000
				(6)福利厚生費 1,686,800
				(7)旅費 114,800
				(8)特別調査研究費 1,296,300
1. 県 補 助 金	29,056,600	26,857,700	2,198,900	(9)指導事業費 52,900
				(10)福利環境整備費 1,317,600
				(11)特別研究指導費 120,000
				(12)指導環境推進費 2,612,800
				(13)資質向上対策事業費 113,000
				(14)小規模企業需要創出事業費 130,000
				(15)人材活用・雇用促進事業費 331,800
				(16)地域経済活性化促進事業費 750,000
				(17)経営発達支援促進対策事業費 78,900
2. 市 補 助 金	1,710,000	1,710,000	0	
2. 会 議 所 負 担 金	6,105,755	7,731,700	△ 1,625,945	
1. 会 議 所 負 担 金	6,105,755	7,731,700	△ 1,625,945	一般会計より繰入
3. 雑 収 入	243,810	140,600	103,210	
1. 雑 収 入	181,810	600	181,210	預金利息、プラスITセミナー開催費他
2. 受 講 料	62,000	140,000	△ 78,000	元気塾
合 計	37,116,165	36,440,000	676,165	



支出の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 事業費	3,920,370	3,240,000	680,370	
1. 講習会費	671,350	700,000	△ 28,650	講習会開催費、一般相談事業費
2. 金融指導費	115,176	130,000	△ 14,824	制度融資等指導斡旋普及費
3. 施策普及費	48,384	140,000	△ 91,616	施策普及パンフレット・ポスター
4. 青年部女性会活動推進費	1,000,000	1,000,000	0	
5. 経営発達支援事業費	43,800	50,000	△ 6,200	
6. 能力開発事業費	589,585	750,000	△ 160,415	平成元気塾
7. 創業支援事業費	279,530	250,000	29,530	創業セミナー開催費
8. 事業承継支援事業費	65,784	0	65,784	事業承継支援関係費
9. プラスITセミナー事業費	146,701	0	146,701	ITセミナー開催費
10. 県下商工会議所女性会 会会員大会事業費	750,000	0	750,000	山口県下商工会議所女性会会員 大会開催費
11. その他事業費	210,060	220,000	△ 9,940	
2. 給与費	25,186,623	25,026,200	160,423	
1. 俸給	18,184,800	18,184,800	0	職員7名
2. 諸給	1,832,043	1,671,600	160,443	諸手当
3. 期末手当	5,169,780	5,169,800	△ 20	年2回
3. 福利厚生費	4,181,297	4,144,000	37,297	
1. 福利厚生費	4,181,297	4,144,000	37,297	社会保険料等負担費
4. 旅費交通費	452,575	550,000	△ 97,425	
1. 旅費交通費	452,575	550,000	△ 97,425	一般指導旅費、研修会等出席旅費
5. 事務費	2,018,040	2,098,000	△ 79,960	
1. 調査研究費	9,400	40,000	△ 30,600	
2. 備品費	0	5,000	△ 5,000	
3. 通信運搬費	149,029	150,000	△ 971	電話代、郵送料他
4. 消耗品費	87,882	100,000	△ 12,118	
5. 印刷製本費	0	3,000	△ 3,000	
6. 情報処理費	71,729	100,000	△ 28,271	情報システム維持費負担金他
7. 施設管理費	1,700,000	1,700,000	0	会館維持費負担費
6. 繰出金	1,317,600	1,323,900	△ 6,300	
1. 退職給与資金積立金 特別会計繰出金	1,317,600	1,323,900	△ 6,300	
7. 雑費	39,660	40,000	△ 340	
1. 雑費	39,660	40,000	△ 340	
8. 予備費	0	17,900	△ 17,900	
1. 予備費	0	17,900	△ 17,900	
合 計	37,116,165	36,440,000	676,165	

## 平成29年度 法定台帳関係費 特別会計 収支決算書

自 平成29年 4 月 1 日

至 平成30年 3 月31日

### 収入の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 本年度負担金	672,000	675,000	△ 3,000	
1. 本年度負担金	672,000	675,000	△ 3,000	
2. 雑収入	0	100	△ 100	
1. 雑収入	0	100	△ 100	
合 計	672,000	675,100	△ 3,100	

### 支出の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 事業費	289,891	280,000	9,891	
1. 印刷費	205,879	180,000	25,879	
2. 通信運搬費	84,012	80,000	4,012	
3. 広報費	0	20,000	△ 20,000	
2. 事務費	76,977	90,000	△ 13,023	
1. 施設管理費	40,000	40,000	0	会館維持費負担費
2. 消耗品費	36,977	50,000	△ 13,023	
3. 繰出金	305,132	305,100	32	
1. 一般会計繰出金	305,132	305,100	32	一般会計へ繰入
合 計	672,000	675,100	△ 3,100	

# 平成29年度 特定退職金共済事業 特別会計 収支決算書

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月 31日

## 収入の部

(単位：円)

款 項	決算額	予算額	対比増減(△)	備 考
1. 共済事業掛金収入	31,430,000	31,200,000	230,000	
1. 保 険 料	29,858,500	29,640,000	218,500	
2. 事 務 費 収 入	1,571,500	1,560,000	11,500	
2. 企業年金契約給付金受入	28,373,120	20,000,000	8,373,120	
1. 給 付 金 受 入	28,373,120	20,000,000	8,373,120	
3. 補 填 金	44,563	20,500	24,063	
1. 補 填 金	44,563	20,500	24,063	一般会計より繰入
4. 雑 収 入	40	100	△ 60	
1. 雑 収 入	40	100	△ 60	
合 計	59,847,723	51,220,600	8,627,123	

## 支出の部

(単位：円)

款 項	決算額	予算額	対比増減(△)	備 考
1. 事 業 費	296,460	250,000	46,460	
1. 普 及 費	296,460	250,000	46,460	普及活動費
2. 共済事業給付金	28,373,120	20,000,000	8,373,120	
1. 退 職 金	28,373,120	20,000,000	8,373,120	
3. 給 与 費	954,000	954,000	0	
1. 俸 給	924,000	924,000	0	職員1名 兼任
2. 諸 給	30,000	30,000	0	
4. 福 利 厚 生 費	160,480	164,600	△ 4,120	
1. 福 利 厚 生 費	160,480	164,600	△ 4,120	社会保険料等負担費
5. 管 理 事 務 費	205,163	212,000	△ 6,837	
1. 通 信 運 搬 費	28,188	32,000	△ 3,812	
2. 印 刷 消 耗 品 費	76,975	80,000	△ 3,025	
3. 施 設 管 理 費	100,000	100,000	0	会館維持費負担金
6. 支 払 保 険 料	29,858,500	29,640,000	218,500	
1. 共済事業積立金	29,228,484	29,017,560	210,924	
2. 運用委託手数料	630,016	622,440	7,576	
合 計	59,847,723	51,220,600	8,627,123	

# 平成29年度 共済事業等特別会計 収支決算書

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月 31日

## 収入の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 運営事務費収入	14,717,697	15,335,000	△ 617,303	
				(1) 生命共済 5,616,555
				(2) 福祉プラン 17,340
				(3) 新大型保障プラン 492,324
				(4) 医療共済 145,354
				(5) ガン保険 1,257,554
				(6) 終身年金 240,180
				(7) 終身保険 1,895,727
				(8) アクセス 36,157
				(9) 総合医療 3,068,500
1. 運営事務費収入	14,717,697	15,335,000	△ 617,303	(10) 火災共済 (イ) 862,784
				(ロ) 267,569
				(11) P L 保険 32,476
				(12) 自動車事故費用共済 123,726
				(13) 経営セーフティ共済 24,840
				(14) 小規模企業共済 181,224
				(15) 個人情報保護保険 27,648
				(16) 業務災害補償プラン 342,069
				(17) ビジネス総合保険 85,670
2. 事務委託料	582,379	590,000	△ 7,621	
1. 公害健康被害保障 予防事業事務委託料	544,579	545,000	△ 421	
2. 容器包装リサイクル 事業事務委託料	37,800	45,000	△ 7,200	
3. 補 填 金	1,769,220	1,482,100	287,120	
1. 補 填 金	1,769,220	1,482,100	287,120	一般会計より繰入
4. 雑 収 入	81,318	80,000	1,318	
1. 雑 収 入	81,318	80,000	1,318	預金利息、自販機販売手数料
合 計	17,150,614	17,487,100	△ 336,486	

支出の部

(単位：円)

款 項	決算額	予算額	対比増・減(△)	備 考
1. 事業費	540,806	700,000	△ 159,194	
1. 普及推進費	6,000	50,000	△ 44,000	広報活動・加入促進 ・募集活動費
2. 共済加入者福祉事業費	209,306	250,000	△ 40,694	ボウリング大会開催費他
3. 見舞金等給付金	325,500	400,000	△ 74,500	生命共済見舞金等給付
2. 給与費	9,965,220	9,983,300	△ 18,080	
1. 俸給	6,685,200	6,685,200	0	職員2名
2. 諸給	885,600	903,600	△ 18,000	諸手当
3. 期末手当	2,394,420	2,394,500	△ 80	年2回
3. 福利厚生費	1,637,311	1,672,000	△ 34,689	
1. 福利厚生費	1,637,311	1,672,000	△ 34,689	社会保険料等負担費
4. 旅費交通費	24,000	50,000	△ 26,000	
1. 旅費交通費	24,000	50,000	△ 26,000	
5. 管理事務費	3,584,094	3,635,000	△ 50,906	
1. 通信運搬費	499,884	550,000	△ 50,116	電話代等負担費、郵送料
2. 消耗品費	118,708	150,000	△ 31,292	
3. 図書費	21,600	25,000	△ 3,400	
4. 印刷費	109,578	100,000	9,578	
5. 支払手数料	893,106	850,000	43,106	預金口座振替手数料他
6. 情報処理費	477,048	480,000	△ 2,952	情報機器保守料他
7. 車輻関係費	274,714	280,000	△ 5,286	燃料費他
8. 施設管理費	800,000	800,000	0	会館維持費負担費
9. その他諸費	389,456	400,000	△ 10,544	コピーリース料他
6. 会議費	5,360	40,000	△ 34,640	
1. 会議費	5,360	40,000	△ 34,640	
7. 公租公課	787,583	800,000	△ 12,417	
1. 公租公課	787,583	800,000	△ 12,417	消費税等
8. 繰出金	606,240	606,800	△ 560	
1. 退職給与資金積立金 特別会計繰出金	606,240	606,800	△ 560	
合 計	17,150,614	17,487,100	△ 336,486	

# 平成29年度 労働保険事務委託事業 特別会計 収支決算書

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

## 収入の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増減(△)	備 考
1. 交 付 金	3,514,980	3,400,000	114,980	
1. 労働保険報奨金	3,514,980	3,400,000	114,980	
2. 手 数 料	2,652,499	2,600,000	52,499	
1. 労働保険事務手数料	2,652,499	2,600,000	52,499	
3. 雑 収 入	13	100	△ 87	
1. 雑 収 入	13	100	△ 87	預金利息
4. 補 填 金	1,178,561	1,374,900	△ 196,339	
1. 補 填 金	1,178,561	1,374,900	△ 196,339	一般会計より繰入
合 計	7,346,053	7,375,000	△ 28,947	

## 支出の部

(単位：円)

款 項	決算額	予算額	対比増減(△)	備 考
1. 給 与 費	5,140,920	5,141,000	△ 80	
1. 俸 給	3,919,200	3,919,200	0	職員 専任1名 兼任1名
2. 諸 給	270,000	270,000	0	諸手当
3. 期 末 手 当	951,720	951,800	△ 80	年2回
2. 福 利 厚 生 費	884,834	867,700	17,134	
1. 福 利 厚 生 費	884,834	867,700	17,134	社会保険料等負担費
3. 旅 費 交 通 費	38,720	50,000	△ 11,280	
1. 旅 費 交 通 費	38,720	50,000	△ 11,280	
4. 事 務 費	944,301	980,000	△ 35,699	
1. 通 信 運 搬 費	285,849	280,000	5,849	電話代負担料、郵送料
2. 印 刷 消 耗 品 費	105,705	150,000	△ 44,295	
3. 電 算 委 託 費	202,747	200,000	2,747	県労保連委託
4. 施 設 管 理 費	350,000	350,000	0	会館維持費負担費
5. 公 課 分 担 金	84,000	84,000	0	
1. 公 課 分 担 金	84,000	84,000	0	県労保連会費
6. 繰 出 金	246,240	244,800	1,440	
1. 退職給与資金積立金 特別会計繰出金	246,240	244,800	1,440	
7. 雑 費	7,038	7,500	△ 462	
1. 雑 費	7,038	7,500	△ 462	
合 計	7,346,053	7,375,000	△ 28,947	

## 平成29年度 建物管理 特別会計 収支決算書

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月 31日

### 収入の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 貸 室 料	1,524,740	1,750,000	△ 225,260	
1. 貸 室 料	1,524,740	1,750,000	△ 225,260	
2. 施設使用管理費負担金	12,655,836	12,051,900	603,936	
1. 施設使用管理費負担金	12,655,836	12,051,900	603,936	(1) 一般会計 9,665,836 (2) 中小企業相談所会計 1,700,000 (3) 法定台帳会計 40,000 (4) 特退金共済会計 100,000 (5) 共済事業等会計 800,000 (6) 労働保険会計 350,000
3. 雑 収 入	39	100	△ 61	
1. 雑 収 入	39	100	△ 61	預金利息
合 計	14,180,615	13,802,000	378,615	



支出の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 借 室 料	4,830,570	4,804,800	25,770	
1. 借 室 料	3,304,800	3,304,800	0	山陽小野田市
2. 設備使用負担金	1,525,770	1,500,000	25,770	山陽小野田市
2. 施 設 管 理 費	7,240,459	7,016,700	223,759	
1. 水 道 光 熱 費	2,538,940	2,400,000	138,940	
2. 冷 暖 房 費	1,541,210	1,400,000	141,210	燃料費
3. 電話自動交換機保守委託料	194,400	194,400	0	
4. 電気工作物保安全管理委託料	168,015	168,100	△ 85	
5. エレベーター保守委託料	777,600	777,600	0	
6. 消 防 設 備 保 守 点 検 等 委 託 料	54,000	54,000	0	
7. 空調設備保守委託料	777,600	777,600	0	
8. 清 掃 委 託 料	851,642	850,000	1,642	会館、設備等清掃委託
9. 消 耗 品 費	78,802	50,000	28,802	
10. 修 繕 費	216,000	300,000	△ 84,000	
11. 保 險 料	42,250	45,000	△ 2,750	
3. 人 件 費	2,081,687	1,950,000	131,687	
1. 人 件 費	2,081,687	1,950,000	131,687	管理人2名
4. 事 務 費	27,899	30,500	△ 2,601	
1. 消 耗 品 費	11,463	15,500	△ 4,037	事務用
2. 印 刷 費	16,436	15,000	1,436	
合 計	14,180,615	13,802,000	378,615	

## 平成29年度 駐車場管理 特別会計 収支決算書

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月 31日

### 収入の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 使 用 料	1,020,550	1,300,000	△ 279,450	
1. 使 用 料	1,020,550	1,300,000	△ 279,450	駐車場使用料
2. 雑 収 入	0	100	△ 100	
1. 雑 収 入	0	100	△ 100	
3. 補 填 金	814,204	446,900	367,304	
1. 補 填 金	814,204	446,900	367,304	一般会計より繰入
合 計	1,834,754	1,747,000	87,754	

### 支出の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 給 与 費	1,803,738	1,700,000	103,738	
1. 給 与 費	1,803,738	1,700,000	103,738	管理人 2名
2. 福 利 厚 生 費	31,016	30,000	1,016	
1. 福 利 厚 生 費	31,016	30,000	1,016	社会保険料等負担費
3. 管 理 費	0	17,000	△ 17,000	
1. 消 耗 品 費	0	1,000	△ 1,000	
2. 印 刷 費	0	15,000	△ 15,000	
3. 修 繕 費	0	1,000	△ 1,000	
合 計	1,834,754	1,747,000	87,754	

## 平成29年度 退職給与資金積立金 特別会計 収支決算書

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月 31日

### 収入の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 繰越金	460,930	461,000	△ 70	
1. 繰越金	460,930	461,000	△ 70	前年度繰越金
2. 積立金	2,335,200	2,340,600	△ 5,400	
1. 積立金	2,335,200	2,340,600	△ 5,400	(1)一般会計 165,120 (2)中小企業相談所会計 1,317,600 (3)共済事業等会計 606,240 (4)労働保険会計 246,240
3. 受取給付金	0	1,000	△ 1,000	
1. 受取給付金	0	1,000	△ 1,000	全国商工会議所共済会
4. 雑収入	4	100	△ 96	
1. 雑収入	4	100	△ 96	預金利息
合 計	2,796,134	2,802,700	△ 6,566	

### 支出の部

(単位：円)

款 項	決 算 額	予 算 額	対比増・減(△)	備 考
1. 共済掛金	2,335,200	2,340,600	△ 5,400	
1. 共済掛金	2,335,200	2,340,600	△ 5,400	全国商工会議所共済会
2. 退職給与金	0	462,100	△ 462,100	
1. 退職給与金	0	462,100	△ 462,100	
合 計	2,335,200	2,802,700	△ 467,500	

### 収支比較表

収入合計	支出合計	差引残額	備 考
2,796,134	2,335,200	460,934	次年度繰越金

# 貸 借 対 照 表

(平成30年 3 月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
流動資産	38,824,712	流動負債	0
現金	48,685		
預金	38,602,277	固定負債	460,934
未収金	173,750	退職給与引当金	460,934
		負 債 合 計	460,934
固定資産	5,041,153	〔正味財産の部〕	
(有形固定資産)	19		
建物	1		
車輛運搬具	2	積立金	0
什器備品	16		
(その他の固定資産)	5,041,134	剰余金	43,404,931
投資有価証券	500,000	固定財産	4,580,219
出資金	4,080,200	一般会計収支剰余金	38,824,712
退職給与資金積立預金	460,934	正味財産合計	43,404,931
合 計	43,865,865	合 計	43,865,865

# 財 産 目 録

(平成30年 3 月31日現在)

(単位：円)

科 目	摘 要	要	金 額
<b>〔資産の部〕</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び預金	現金	48,685	
	普通預金 (山口銀行、西京銀行、山口県信用組合他)	30,533,654	
	定期預金 (山口銀行)	8,068,623	38,650,962
未収金	平成29年度未収会費	173,750	173,750
<b>固定資産</b> (有形固定資産)			
建物	倉庫兼車庫 40㎡	取得価格 770,000 償却累計額 △ 769,999	1
車輛運搬具	軽自動車 2台	取得価格 1,190,000 償却累計額 △ 1,189,998	2
什器備品	事務機器他	取得価格 2,775,950 償却累計額 △ 2,775,934	16
<b>(その他の固定資産)</b>			
投資有価証券	アクサ保険ホールディング(株)	500,000	500,000
出資金			
出捐金	山口県信用保証協会	4,030,000	
出資金	山口県信用組合	50,000	
出資金	山口県火災共済協同組合	200	4,080,200
退職給与資金積立預金	普通預金 (山口県信用組合)	460,934	460,934
	<b>資 産 の 部 合 計</b>		<b>43,865,865</b>
<b>〔負債の部〕</b>			
<b>流動負債</b>			
<b>固定負債</b>			
退職給与引当金			460,934
	<b>負 債 の 部 合 計</b>		<b>460,934</b>
差 引	正 味 財 産		<b>43,404,931</b>

# 監 査 意 見 書

平成29年度会計収支決算書並びに財務諸表の監査をいたしました結果、いずれもその正確なることを認めます。

平成 30 年 5 月 23 日

小野田商工会議所

会 頭 藤 田 敏 彦 殿

(株)西京銀行日の出支店長

監 事 三 好 伸 康 ㊞

エネックス(株)代表取締役社長

監 事 福 田 誠 ㊞

小野田商業開発(株)代表取締役専務

監 事 野 口 嘉 一 ㊞

## 山陽小野田市労働会館の指定管理者の指定について

### 【提出資料一覧】

- ①指定管理者評価表
- ②指定管理者選定委員会審査集計表
- ③募集要項
- ④仕様書
- ⑤審査基準表
- ⑥企画提案書

# 指 定 管 理 者 評 価 表

施 設 名	労働会館					
指 定 管 理 者	日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会					
指 定 期 間	自	H28.4.1	至	H31.3.31	指 定 期 間	3.0 年
評 価 対 象 年 度	平成29年度			施 設 所 管 課	商工労働課	
指 定 管 理 料	6,080,000 円		税抜き	評 価 年 月 日	平成30年6月1日	
利 用 料 金 制 度	なし			ア ン ケ ー ト	未実施	
選 定 方 法	公募			単 独 指 定 回 数		

	項 目	評 価	コ メ ン ト 欄
管理運営の状況	開館日数及び開館時間は適切か	3	条例通りの開館が行われている
	保守管理業務は適切に行われたか	3	老朽化が激しい施設であるため、日々の見回りを実施
	清掃業務は適切に行われたか	3	きれいに清掃されている
	保安警備業務は適切に行われたか	3	閉館時：機械警備、夜間等シルバー
	外構や植栽等の管理は適切に行われたか	3	定期的な草刈、伐採が行われている
	事故、苦情及び緊急時の対応は適切であったか	3	迅速に対応している
	事故、苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったか	3	迅速に対応している
	個人情報の管理は適切か	3	適切である
	現金の管理は適切か	3	金庫にて適切に管理されている
	減免申請に対する取り扱いは適正か	3	適切である
	修繕は適切に行われたか	3	施設が老朽化しているため、突発的な修繕が懸念される。
	各種報告書等は遅滞なく提出されたか	3	適切である
人員配置等	人員配置は適切か	3	別①に詳細を記入してください
	必要な有資格者は適切に配置されているか	3	防火管理者を配置済
	労働条件は適切か	3	市に準拠している
	職員の資質向上を図る取組(職員研修)は適切に行われたか	3	意識・知識向上のため学習会等を実施している。
事業実施	事業計画どおりに事業が実施されたか	3	
	講座やイベントは満足できる内容であったか	-	
	施設の設置目的に沿った自主事業を行ったか	-	
サービス向上	アンケート等により利用者ニーズの把握に努めているか	2	利用者への聞き取り、意見箱の設置により対応している
	利用者の苦情・要望を反映させる取組を行っているか	2	利用者からの要望があれば対応している
	接客態度は良いか	3	
	HP等による広報活動は効果的に行われたか	2	HP等で周知している
	特定の利用者を有利又は不利に扱っていないか	3	
	利用者の満足度は高いか	3	リピータが多い
	利用者サービスの向上を図る取組は行われたか	2	
状況用	利用状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別②に詳細を記入してください
	利用者増加のための取組をしたか	-	
収支状況	収入の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	別③に詳細を記入してください
	支出の状況はどうか(前年及び計画との比較)	/	
	収支の状況はどうか(支出超過になっていないか)	/	
	収入増加の取組は行われたか	-	
	経費節減の取組は行われたか	-	



別①(人員配置について)

平成29年度

労働会館

前年度	労働会館の運営にあたる職員を常時1名配置し、適正な管理を行う。館の利用状況に合わせて、連合山口西部地域協議会の専従役員と協力体制をとって適正な館の運営にあたる。なお、就業時間外は、シルバー人材センターを利用する。
計画	労働会館の運営にあたる職員を常時1名配置し、適正な管理を行う。館の利用状況に合わせて、連合山口西部地域協議会の専従役員と協力体制をとって適正な館の運営にあたる。なお、就業時間外は、シルバー人材センターを利用する。
実績	計画どおり

別②(利用状況について)

単位:人・件

内 訳	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
会議室	3,323	3,150	3,150	2,284
大ホール	11,460	11,327	11,327	11,226
和室	218	306	306	238
合 計	15,001	14,783	14,783	13,748

利用評価
0

評価	
----	--

備考

別③(収入状況)

単位:円

収 入	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
利用料金	0	0	0	0
指定管理料	6,356,571	6,566,400	6,566,400	6,566,400
前期繰越金	651,263	0	180,050	180,050
その他	250	40	250	13
合 計	7,008,084	6,566,440	6,746,700	6,746,463

収入評価
1

評価	
----	--

備考

別③(支出状況)

単位:円

支 出	H27 実績	H28 実績	H29 計画	H29 実績
人件費	1,595,836	1,660,513	1,804,000	1,728,376
需用費	2,151,116	2,108,008	2,270,000	1,891,887
役務費	52,361	57,222	190,000	103,882
委託料	2,153,344	2,217,065	2,353,000	2,106,471
その他	486,781	343,582	698,296	696,710
合 計	6,439,438	6,386,390	7,315,296	6,527,326

支出評価	収支評価
2	4

評価	
----	--

備考

総合評価

88

# 【山陽小野田市労働会館】指定管理者選定委員会 審査集計表

平成30年11月14日

申し込み団体 日本労働組合総連合会山口県連合会西部地域協議会

審査項目	審査員 A	審査員 B	審査員 C	審査員 D	審査員 E	審査員 F		合 計	平均点	補正後 平均点
I 事業計画書等の内容が、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。(12点満点)	11	11	9	12	9	7		59	9.8	
II 事業計画書等の内容等が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(12点満点)	8	11	8	12	8	7		54	9.0	
III 事業計画書等に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、または確保できる見込みがあるか(19点満点)	16	19	16	18	15	14		98	16.3	
IV 事業計画書等の内容が、施設の経費節減が図られたものであるか。(7点満点)	2	3	3	4	3	2		17	2.8	
<b>合 計 (50点満点)</b>	37	44	36	46	35	30		228	38.0	38.0

■審査において得点の分散値(異常値)を除外するため、合計の平均点の150%以上及び50%以下の得点を付した審査員の得点を除外して平均点を算出することとする。

特に評価される点	<p>館の運営については、「勤労者の福祉向上に資する」という目的に沿って、誰もが気軽に利用できる施設としての管理運営を行っている。また、事業についても計画どおりに実施されており、組合員による清掃活動(ボランティア)、地域住民も対象としたセミナーの開催などを行っている。</p>
改善すべき点	<p>労働会館は、その施設の性質上、貸館業務が主であり、指定管理制度導入の主旨である、住民サービス・地域福祉の向上の効果を図るのが難しい施設ではあるが、利用者のサービス向上に向けた取組として、利用者ニーズを把握するための工夫を検討する必要がある。</p>
その他	

評価基準

基準	点数
該当なし	-
計画を大きく下回っている 期待する水準を大きく下回っている 達成度イメージ 60%未満	0
一部分を除き事業計画どおりである 一部分を除き期待する水準どおりである 達成度イメージ 60%~79%	1
ほぼ事業計画どおりである ほぼ期待する水準どおりである 達成度イメージ 80%~99%	2
事業計画どおりである 期待する水準どおりである 達成度イメージ 100%以上	3

利用状況及び収入状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 $\geq$ 実績 かつ 計画 $>$ 実績	0
前年度実績 $<$ 実績	1
計画 $\leq$ 実績	2
前年度実績 $<$ 実績 かつ 計画 $\leq$ 実績	3

支出状況について

基準	点数
該当なし	-
前年度実績 $\leq$ 実績 かつ 計画 $<$ 実績	0
前年度実績 $>$ 実績	1
計画 $\geq$ 実績	2
前年度実績 $>$ 実績 かつ 計画 $\geq$ 実績	3

収支状況について

利益率 = 収入実績  $\div$  支出実績

利益率	点数
0.6未満	0
0.6~0.7未満	1
0.7~0.9未満	2
0.9~1未満	3
1以上	4

## 山陽小野田市労働会館指定管理者募集要項

山陽小野田市労働会館の指定管理者を下記により募集します。

### 記

#### 1 施設の概要

##### (1) 施設の所在地及び名称

山陽小野田市北竜王町9番45号

山陽小野田市労働会館

##### (2) 施設の目的

本市の勤労者の福祉増進を図る

##### (3) 施設の内容

建築年度 昭和56年3月竣工

建物面積 1,243.228 m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート造2階建

1階部分 852.854 m<sup>2</sup>

管理事務室、大ホール、小会議室、談話室、器具室

2階部分 390.374 m<sup>2</sup>

大会議室、和室、機械室、倉庫

##### (4) 施設の利用状況（29年度実績）

区 分	利用状況
大ホール、小・大会議室、和室	13,758人

#### 2 応募資格（以下の要件を全て満たしていること）

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 市から指名停止措置を受けていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成15年法律第154号）に基づく会社更生手続又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立て

を行っていないこと、又はこれらの手続きを行っていないこと。

- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 市内の団体であること。(原則主たる事務所の所在が市内にあること、又は支店、営業所、出張所等の活動の拠点が市内にあること。)
- (6) 山陽小野田市暴力団排除条例(平成23年山陽小野田市条例第18号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。
- (7) 共同体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

### 3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び例規の規定を順守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 施設管理に係る情報は市に準じた開示を行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

### 4 指定管理者の業務等

- (1) 施設の使用許可に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

### 5 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

### 6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 事業計画書

ア 施設の管理運営方針

イ 指定期間内の業務計画（年度ごと、全体）

ウ 指定期間内の利用計画（年度ごと、合計）

エ 指定期間内の収支計画（年度ごと、合計）

オ 指定管理料（年度ごと、合計）

カ 管理運営体制（組織・人員体制、雇用計画等）

キ その他必要事項

(3) 応募の資格及び要件に関する書類

(4) 定款、寄附行為、規約、設置要綱その他これらに類する書類

(5) 登記事項証明書（法人の場合）

(6) 市税の滞納がないことを証明する書類

(7) 過去の指定実績がわかる書類

※申請に当たって提出していただく書類は、原則として山陽小野田市情報公開条例による情報公開の対象となります（ただし、山陽小野田市情報公開条例第9条各号に定める非公開情報に該当するものを除く。）。

## 7 指定管理料

市は、指定管理者に対し、次の金額を限度として指定管理料を支払います。

単年度額 ※別に消費税及び地方消費税の額を加算します。	6,164,000円 (税抜き)
3か年合計額 ※別に消費税及び地方消費税の額を加算します。	18,492,000円 (税抜き)

この額には、以下の費用が含まれています。

人件費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、軽微な修繕料等を含んでいます。）、役務費、委託料（管理委託料、清掃委託料、警備委託料等を含んでいます。）、使用料及び賃借料。

なお、修繕料の取扱いは、双方協議の上、修繕の効果が長年にわたるものは「資産」（減価償却対象）として市が負担し、そうでないものは「費用」として

指定管理者が負担するものとします。

応募の際は、指定管理料が市の示す上記限度額を上回ることがないようにしてください。

また、指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として変更は行いません。

指定管理料の算定に当たっては、消費税及び地方税に関して、税抜き額で算定してください。

## 8 質問事項の受付

- (1) 受付期間 平成30年10月 1日(月) から  
平成30年10月15日(月) まで
- (2) 受付方法 質問票に記入の上、商工労働課にファックス、郵送又は電子メールで提出してください。

## 9 申請書の提出先、提出方法及び提出期間

- (1) 提出先 山陽小野田市商工労働課(市役所2階)  
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
電話 0836-82-1150 FAX 0836-83-2604
- (2) 提出方法 書留郵便又は持参  
※電子メール、ファックスでの提出は認めません。
- (3) 提出期間 平成30年10月1日(月) から平成30年10月31日(水)  
まで(土・日・祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。  
※郵送の場合、最終日の午後5時15分までに必着のこと。
- (4) 提出部数 正本1部及び副本10部

## 10 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が選定基準に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補者として選考します。

なお、指定管理者選定委員会で審査した結果、施設の管理を行うに相当と認

められる者がいないと判断された場合は、再度募集します。

### 【選定基準】

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

ア 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針について

- (ア) 施設の「設置目的」の理解度
- (イ) 市が示した管理基準との整合性
- (ウ) 団体の経営（運営）モラルの妥当性

イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果について

- (ア) 実施事業の平等性
- (イ) 利用者ニーズに対する対応
- (ウ) 利用者トラブルの未然防止及び対処方法

(2) 施設の効用が最大限に発揮されること。

ア 利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果について

- (ア) 広報活動やイベント等の内容及び実現性
- (イ) 地域・関係団体との連携

イ サービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果について

- (ア) サービス向上策の内容と実現性
- (イ) 施設の活用策の内容と実現性

ウ 施設の維持管理及び保守点検管理の内容、的確性について

- (ア) 施設の管理方法
- (イ) プライバシーポリシー（個人情報の保護対策）
- (ウ) 情報の開示方法

(3) 施設の管理を安定して行う能力を有していること。

ア 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性について

- (ア) 収支計画の妥当性

イ 安定的な運営が可能となる人的能力について



- (ア) 組織の配置人員の妥当性
- (イ) 職員の確保の妥当性
- (ウ) 指導育成、研修体制の妥当性
- (エ) 緊急時の対応の妥当性

ウ 安定的な運営が可能となる経理的基盤について

- (ア) 団体の財政状況
- (イ) 団体の活動状況
- (ウ) 当該施設又は類似施設の管理経験

(4) 施設の管理経費の縮減が図られること。

ア 経費縮減策、省エネ対策の内容について

- (ア) 維持管理経費の縮減策と実現性
- (イ) 光熱水費等の縮減策と実現性
- (ウ) 指定期間中（年額）の提案数値

### 1 1 申請に要する経費

申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。

### 1 2 無効又は失効

以下の事項に該当する場合は、無効又は失効となることがあります。

- (1) 申請書の提出先、提出方法、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 事業計画書等において、市が示した上限額を超える指定管理料の額を提示した場合。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

### 1 3 選定委員会

平成30年11月14日（水）午後3時から実施します。（予定）

当日は申請団体によるプレゼンテーションを行っていただきますので、出席方をお願いします。

時間、場所、方法、手順等については後日連絡します。

#### 1 4 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

#### 1 5 指定管理者の決定及び指定管理料

- (1) 指定管理者は平成30年12月山陽小野田市議会の議決を経て決定(指定)されます。(予定)
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の指定管理料は当該年度予算額以内となりますので、申請時に提出のあった指定管理料の提案価格を下回る場合があります。

#### 1 6 その他

- (1) 既定の様式は別添のとおりです。
- (2) 提出書類はお返しできません。
- (3) 提出された書類は、選定協議の目的で使用する場合に限り複写します。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。

#### 問合せ先

山陽小野田市商工労働課 担当：福田

電話 0836-82-1150

ファックス 0836-83-2604

電子メール shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp

# 事業計画書

## 1. 基本的事項

施設名			
団体名		代表者	
団体所在地			
設立年月日		従業員数	人
電話番号		Fax 番号	
Eメール			
主たる業務内容			
団体の運営方針			
経理状況	H29年度決算書別添のとおり	類似施設運営の実績の有無	有( 年)・無

## 2. 管理運営方針

(1) 施設管理の方法（危機管理マニュアルを含む。）
(2) 年間の事業実施計画
(3) サービス向上の方策（広報、イベント、連携事業等を含む。）
(4) 利用者トラブルの防止及び対処（利用者の平等な利用の確保策を含む。）
(5) 個人情報の保護措置
(6) その他（利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等）

## 3. 管理運営体制

(1) 組織及び配置職員数
(2) 職員（資格者等を含む。）の確保
(3) 雇用の予定
(4) 職員研修の方針
(5) 緊急時の連絡体制

4. 利用計画 (H31年4月1日からH34年3月31日まで)

単位：人

区分	H31年度	H32年度	H33年度	計
〇〇会議室				
〇〇会議室				

5. 収支計画 (H31年4月1日からH34年3月31日まで)

単位：千円

区分		H31年度	H32年度	H33年度	計
項目	内訳				
収 入	指定管理料				
	合計				
支 出	人件費				
	事務費				
	管理費				
	事業費				
	合計				

※収支計画は税抜き額で作成してください。

## 労働会館管理業務仕様書

山陽小野田市労働会館の管理業務の仕様を下記のとおり定める。

### 記

- 1 施設の使用許可については、山陽小野田市労働会館条例及び同条例施行規則の規定に基づき業務を行うものとする。
- 2 使用許可等事務に関する必要な帳簿を備え適宜報告すること。
- 3 市の許可に基づく使用料の減免、還付手続を行うこと。
- 4 地方自治法施行令第158条に基づき、使用料の徴収業務を行い、使用料の適正な保管に努めること。
- 5 施設の維持管理に関する業務については、施設及び施設に附属する物件の維持保全について山陽小野田市労働会館条例及び同条例施行規則の規定に基づき、善良な管理者として注意を払うこと。

なお、次の事項について保守点検等を実施すること。

- ① 山陽小野田市労働会館館内清掃 週1回以上
- ② 山陽小野田市労働会館周辺敷地内剪定、除草 適宜
- ③ 冷暖房切り替え 年2回

# 山陽小野田市労働会館 指定管理者審査基準

審査項目	審査基準
<b>I 事業計画書等の内容が、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。(12点満点)</b>	
1. 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針	<p>①施設の「設置目的」を理解しているか。(2点満点)</p> <p>☆設置目的 健全な勤労文化の高揚を図り広く市民の福祉増進に寄与する。                      ◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法、(2)年間の事業実施計画」で確認のこと。労働会館は、貸館業務が主な業務であるため、適正な維持管理、運営が可能であるか、または、ヒアリングで確認できるかで判断する。</p>
	<p>②市が示した管理運営方針と団体が提案した管理運営方針が合致するか。(2点満点)</p> <p>☆管理基準                      ①関係法令及び例規の規定を遵守すること。                      ②施設整備及び物品の維持管理を適切に行うこと。                      ③施設管理に係る情報は市に準じた開示を行うこと。                      ④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。                      この内容が、◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)～(6)」やその他の添付資料に記載されているか、または、ヒアリングで確認できるかで判断する。</p>
	<p>③団体の経営(運営)モラルは適切か。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法」に「関係法令を遵守することが、記載されているか、または、ヒアリングで確認できるかで判断する。</p>
2. 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	<p>①実施事業の内容は妥当か。また、偏りはないか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法～(6)その他」に記載内容を確認。また、ヒアリングで確認できるかで判断する。                      ①指定管理者が、公の施設の使用の許可権を有し、利用者の利用の公平と平等を確保しなければならないことを認識しているかどうかを判断する。</p>
	<p>②利用者のニーズに応えることができるか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(6)その他」の記載内容を確認。                      ①利用者からのニーズにどう対処していくのかを判断する。                      ②具体的な施策があれば、その効果や経費等の内容について聞き、実現性があるかを判断する。</p>
	<p>③利用者トラブルの未然防止及び対処方法は適切か。(2点満点)</p> <p>「定期的な安全点検の実施、事故発生の際の対処方法について」                      ◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(4)利用者トラブルの防止及び対処」の記載内容の確認。                      ①利用者からのクレームへの対処                      ②事故防止対策                      ③事故発生時の対応                      についてどうするのかを審査する。また、記載がなければ、ヒアリングで聞き、判断する。</p>
<b>II 事業計画書の内容等が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(12点満点)</b>	
1. 利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	<p>①広報活動やイベント等の内容及び実現性はあるか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(3)サービス向上の方策」の記載内容の確認。                      ①これらの活動が実現性のあるものかどうかをヒアリングを行いながら判断する。                      ②具体的な内容が記載されていれば、事業内容、経費等を審査のうえ、実現性があるかどうかで判断する。</p>
	<p>②地域・関係団体との連携は図られているか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)～(3)」の記載内容の確認。                      ①地域全体の活性化、利用増につながる施策を尋ねる。またそれが実現性があるかを判断する。</p>
2. サービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	<p>①サービス向上の方策は適切か。また、実現性はあるか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(3)サービス向上の方策」の記載内容の確認。                      ①利用者へのサービス向上に対する取り組み方法をヒアリングを行いながら審査する。</p>
	<p>②施設の機能を活用した内容となっているか。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(3)サービス向上の方策」の記載内容の確認。                      ①施設の活用策として、独創的な企画をもっているかをヒアリングする。またそれが労働会館の設置目的にあったものであり、実現可能なものかを判断する。</p>
3. 施設の維持管理の内容及び適格性及び実現の可能性	<p>① 施設管理の方法(防火、防犯、利用者の事故対応を含む。)は適切か。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「3管理運営体制」、または、その他添付資料の記載内容の確認。                      ①人的管理-十分な職員体制であるか、防火管理者は置いているか、いなければどうするのか。平日、土、日の勤務体制が整えられているか。                      ②機械警備-十分な体制であるか。</p>
	<p>② 利用者の個人情報保護は適切か。(2点満点)</p> <p>◎事業計画書「2管理運営方針(5)個人情報の保護措置」の記載内容の確認。                      ①個人情報の保護対策についての考え方を尋ねる。                      ②個人情報保護条例に基づくマニュアルを作成し、運用する準備があるかどうか。                      ③個人情報保護対策に対する従事者への指導の考え方を確認する。</p>

Ⅲ 事業計画書等に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、または確保できる見込みがあるか。(19点満点)

1. 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	① 収支計画の整合性は図られているか。(3点満点) ◎事業計画書「5収支計画書」の内容の確認。 ①収支計画書の内容が事業計画と合致しているか。 ②利用増を目的とした事業費があれば、その内容を聞く。
	② 収支計画の実現性はあるか。(2点満点) ◎事業計画書「5収支計画書」の内容の確認。 ①実現可能な収支計画となっているか。
2. 安定的な運営が可能となる人的能力	① 組織及び配置職員数は適切か。(2点満点) ◎事業計画書「3管理運営体制(1)組織及び配置職員数」の記載内容の確認。 ①総括責任者や従事者の配置がなされているか。具体的に記載されているか。 ②従事者は専任か。勤務体制はどのようになっているのか。専任の場合、当該従事者が休みの場合の対応はどうか。 ③総括責任者にはどのような人が配置予定であるか。
	② 職員の確保は適切か。(2点満点) ◎事業計画書「2(1)施設管理の方法」及び「3管理運営体制(1)組織及び配置職員数、(2)職員の確保、(3)雇用の予定」の記載内容の確認。 ①従事者に類似施設の管理あるいは運営に精通している者が配置予定か。記載がなければ内容について聞く。 ②従事者は、地元からの雇用を優先しているか。記載がなければ内容について聞く。
	③ 職員の指導育成、研修体制は十分か。(2点満点) ◎事業計画書「3管理運営体制(4)職員研修の方針」の記載内容の確認。 ①従事者に類似施設の管理あるいは運営に精通している者が配置予定か。記載がなければ内容について聞く。 ②接遇研修、管理運営に必要な研修を適切に行う計画があるか。
	④ 緊急時の対応は十分か。(2点満点) ◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法」及び「3管理運営体制(5)緊急時の連絡体制」の記載内容の確認。 ①施設内での事故、急病への対応や火災、地震等への対応が具体的に記載されているか。記載がなければ内容について聞く。 ②緊急時における市との連絡体制が記載されているか。
3. 安定的な運営が可能となる経理的基盤	① 団体の財政状況は健全か。(2点満点) ◎添付書類(財務諸表及び納税証明)の審査。 ①市税の滞納がないこと。記載がなければ聞く。 ②債務超過でないこと。財務内容がわかりにくければ聞く。 ③リスクに耐えうる財力があるか。
	② 団体の活動状況(2点満点) ◎事業計画書「1基本的事項」の記載内容の確認。 ①定款等が出されているか。 ②過去からの活動実績があり、収支報告も適正になされているか。
4. 類似施設等の運営実績	① 当該施設又は類似施設の管理経験はあるか。(2点満点) ◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法」の記載内容の確認。添付書類の確認。 ①類似施設の管理実績があれば、具体的な施設名と経験年数の記載があること。施設名や年数の記載がなければ聞くこと。

Ⅳ 事業計画書等の内容が、施設の経費節減が図られたものであるか。(7点満点)

1. 経費縮減策、省エネ対策の内容	① 維持管理経費の縮減策と実現性はあるか。(2点満点) ◎事業計画書「2管理運営方針(基本的事項)(1)施設管理の方法」又は「4収支計画」の記載内容の確認。 ☆過去の実績と比べ、どのようにして経費縮減を図っていくか、ヒアリング等で確認する。 ①創意工夫をもって全体的な経費の縮減が図られているか。 ②必要な経費を落としていないか。 ③無理な縮減をしていないか。
	② 光熱水費等の縮減策と実現性はあるか。(2点満点) ◎事業計画書「2基本的事項(1)施設管理の方法」又は「4収支計画」の記載内容の確認。 ☆過去の実績と比べ、どのようにして光熱水費縮減を図っていくか。 ①サービス低下や安全性、利便性を極端に低下させない範囲で、省エネ対策を講じているか。 ②単に「使わない」ことで光熱水費の縮減を図っていないか。 ③無理な縮減をしていないか。
	③ 指定期間中(年額)の提案数値(3点満点) ◎事業計画書「4収支計画」の収入欄の「指定管理料」の確認。 ☆指定管理料(年額)が幾らかで判断。管理料が少なければ、少ないほど評価が大となる。



# 山陽小野田市労働会館 指定管理者審査基準表

審査委員

審査項目	審査基準	配点	連合山口西部地域協議会
<b>I 事業計画書等の内容が、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。(12点満点)</b>			
1. 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針	①施設の「設置目的」を理解しているか。(2点満点)		
	理解が深い。	2	
	理解がある。	1	
	理解していない。	0	
	②市が示した管理運営方針と団体が提案した管理運営方針が合致するか。(2点満点)		
	管理基準に関する記載がある。	2	
	記載がないが、ヒアリングで確認できた。	1	
	管理基準に関する考えがない。	0	
	③団体の経営(運営)モラルは適切か。(2点満点)		
記載があり、かつ妥当性が高い。	2		
記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1		
記載がない。妥当性に欠ける。	0		
2. 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	①実施事業の内容は妥当か。また、偏りはないか。(2点満点)		
	平等な利用を図るための記載がある。	2	
	記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1	
	記載がない。平等な利用に対する考えがない。	0	
	②利用者のニーズに応えることができるか。(2点満点)		
	利用者のニーズの把握に努め、対応も盛り込まれている。	2	
	利用者からの直接的なニーズに対しては、対応が盛り込まれている。	1	
	対応策がない。	0	
	③利用者トラブルの未然防止及び対処方法は適切か。(2点満点)		
「定期的な安全点検の実施、事故発生の際の対処方法について」			
記載があり、かつ実現性が高い。	2		
記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1		
記載がない。対処方法を考えていない。	0		
<b>II 事業計画書の内容等が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。(12点満点)</b>			
1. 利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	①広報活動やイベント等の内容及び実現性はあるか。(2点満点)		
	記載があり、かつ実現性が高い。	2	
	記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1	
	記載がない。対処方法を考えていない。	0	
	②地域・関係団体との連携は図られているか。(2点満点)		
	利用増が期待でき、実現性がある。	2	
実現性はあるが、あまり効果は期待できない。	1		
取り組む姿勢が見られない。	0		
2. サービス向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	①サービス向上の方策は適切か。また、実現性はあるか。(2点満点)		
	利用者の向上につながる具体的な提案がなされ、かつ、実現性がある。	2	
	提案はあるが、具体性に乏しい、または実現性に乏しい。	1	
	具体的提案がない。	0	
	②施設の機能を活用した内容となっているか。(2点満点)		
	独創的な企画力を持っており、施設の新たな活用が期待でき、かつ実現性が高い。	2	
効果は期待できるが、実現性に乏しい。	1		
具体的提案がない。	0		
3. 施設の維持管理の内容及び適格性及び実現の可能性	① 施設管理の方法(防火、防犯、利用者の事故対応を含む。)は適切か。(2点満点)		
	記載があり、かつ十分な管理体制である。	2	
	記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1	
	管理方法に対する考えがない。	0	
	② 利用者の個人情報保護は適切か。(2点満点)		
	効果的な記載がある。	2	
記載はないが、ヒアリングで確認できた。	1		
記載がない。対処方法を考えていない。	0		

Ⅲ 事業計画書等に沿った管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、または確保できる見込みがあるか。(19点満点)

1. 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	① 収支計画の整合性は図られているか。(3点満点)		
	事業計画に基づく綿密な積算を行っており、整合性が図られている。	3	
	過去の実績を参考に、事業計画に基づく積算を行っており、整合性が高い。	2	
	過去の実績は把握しているが、過少な部分があり、赤字の可能性が高い。	1	
	根拠もなく過小に積算し、実現性がない。	0	
	② 収支計画の実現性はあるか。(2点満点)		
	適切な収支計画となっており、実現性がある。	2	
	実現性に乏しい。	1	
実現性がない。	0		
2. 安定的な運営が可能となる人的能力	① 組織及び配置職員数は適切か。(2点満点)		
	総括責任者及び従事者が適正に配置されている。	2	
	総括責任者や従事者の配置があいまいで、具体的な配置や勤務時間が記載されていない。	1	
	記載がない。	0	
	② 職員の確保は適切か。(2点満点)		
	従事者に類似職種に精通している地元者を雇用予定にし、適切に配置するなど円滑な運営に心がけている。	2	
	従事者に類似職種に精通している者を雇用予定にし、適切に配置するなど円滑な運営に心がけているが、地元採用の予定がない。	1	
	従事者の業務に対する精通具合や、配置などの具体的な計画がない。	0	
	③ 職員の指導育成、研修体制は十分か。(2点満点)		
	具体的な研修計画が記載されていて、かつ実現性が高い。	2	
	記載内容が具体性に乏しい、または実現性に乏しい。	1	
	研修計画がない。	0	
④ 緊急時の対応は十分か。(2点満点)			
緊急時の対応が記載され、かつ実現性が高い。	2		
記載はあるが、具体性に欠ける。	1		
緊急時の対応が妥当でない。	0		
3. 安定的な運営が可能となる経理的基盤	① 団体の財政状況は健全か。(2点満点)		
	適正な財務処理がされていて、債務超過がなく、リスクに耐えうる良好な財務状況が認められる。	2	2
	過去の実績からは判別できないが、諸条件から適切な財務状況と推定される。	1	
	財務状況に懸念がある。債務超過であるなど安定経営に疑問がある。	0	
	② 団体の活動状況(2点満点)		
	活動実績があり、定款等もあって、収支報告も適正になされている団体である。	2	2
過去の活動実績がない、または新たに設立された団体である。	1		
定款等もなく、活動実績のない団体である。	0		
4. 類似施設等の運営実績	① 当該施設又は類似施設の管理経験はあるか。(2点満点)		
	当該施設又は類似施設の管理実績がある団体である。	2	2
	その他管理施設の管理実績がある団体である。	1	
	上記の経験がない団体である。	0	

Ⅳ 事業計画書等の内容が、施設の経費節減が図られたものであるか。(7点満点)

1. 経費縮減策、省エネ対策の内容	① 維持管理経費の縮減策と実現性はあるか。(2点満点)		
	創意工夫を持って全体的な経費の縮減を図り、実現性も高い。	2	
	実現性は高いが、人件費抑制など、特定の経費で縮減を図っている。	1	
	経費縮減の方法に根拠がなく、実現不可能。	0	
	② 光熱水費等の縮減策と実現性はあるか。(2点満点)		
	安全性や利便性を極端に低下させない範囲で省エネ対策を講じ、かつ実現性が高い。	2	
	省エネ対策があいまいで、実現性が低い。	1	
	利用者の安全性や利便性を無視した内容で、実行すると著しいサービス低下となる。	0	
	③ 指定期間中(年額)の提案数値(3点満点)		
	指定管理料が614.4万円未満	3	0
	指定管理料が614.4万円以上615.4万円未満	2	
	指定管理料が615.4万円以上616.4万円未満	1	
指定管理料が上限額と同額616.4万円	0		

# 事業計画書

## 1. 基本的事項

施設名	山陽小野田市労働会館				
団体名	日本労働組合総連合会山口県連合会 西部地域協議会 (通称名：連合山口西部地域協議会)		代表者名	議長 吉田 和久	
団体所在地	下関市幸町8-16	設立年月日	2012年5月26日	従業員数	1名
電話番号	083-222-0869	FAX番号	083-223-9428	Eメール	seibu@rengo-y.com
主たる 業務内容	<p>連合は、組織の連帯や運動の実績を組織内に留めることなく、地域で暮らし・働くすべてののに貢献する社会的運動を推進し、「働くことを軸とする安心社会」実現のため、以下9項目の業務を行っています。</p> <p>①社会的影響力を高めるため、仲間を増やし組織を強化する。          ②中小・地場組合支援のため、各種助成金等に関する相談に対応する。          ③中小・地場労組の交渉支援のため、春闘学習会や企業訪問等を実施する。          ④地域における労働相談窓口として労働相談や労紛争解決等に取り組む。          ⑤地域における生活相談窓口として、多岐に渡る生活相談に対応する。          ⑥制度・政策課題について。関係機関に対し労働者・生活者の立場で提言する。          ⑦各種ボランティア活動に取り組む。          ⑧集会動員やカンパ・署名活動等、連合山口からの要請に対応する。          ⑨構成組織間の連帯強化・活動支援のため、日常的に情報交換や相談対応する。</p>				
団体の 運営方針	<p>連合は「働くことを軸とする安心社会」（働くことに最も重要な価値を置き、誰もが公正な労働条件のもと多様な働き方を通じて社会に参加でき、社会的・経済的に自立することを軸とし、それを相互に支え合い、自己実現に挑戦できるセイフティーネットが組み込まれている活力ある参加型の社会）の実現を目指します。そのために、組織された労働組合が大きな役割を發揮し、地域すべての働く者の労働条件・処遇改善を図っていきます。</p>				
経理状況	<p>年間の経理状況を示す書類として2018年度会計決算書（2017年9月1日～2018年8月31日）を提出致します。</p>				

## 2. 管理運営方針

### (1) 施設管理の方法（危機管理マニュアルを含む。）

労働会館の施設管理にあたっては、下記7項目を基本に運営します。

- ① 「健全な勤労文化の高揚を図り、広く市民の福祉増進に資する」という労働会館の設立趣旨を尊重し、勤労者をはじめ一般市民が安心して利用できるように努める。
- ② 管理にあたっては、関係法例を順守し、施設の整備及び物品の維持管理を適切に行うとともに、更なる経費節減に取り組む。
- ③ 運営にあたっては、常時1名を配置する。また、緊急時には、危機管理マニュアルに基づき、地協職員・役員も対応にあたる。
- ④ 閉館時及び休館日については機械警備で対応し、異常時は、地協職員・役員による緊急連絡体制で対応するとともに、市担当職員に対しても速やかに報告する。
- ⑤ 利用者の声を大切にし、運営に生かしていきます。また、植栽などの美化活動にも取り組むなど、お客様に気持ちよく施設を利用していただけるよう心がける。
- ⑥ 騒音やゴミなど、周辺住民とのトラブルを未然に防止する対策にも積極的に取り組む。
- ⑦ 省エネを心がけ、またリサイクル品の積極的な活用など、エコ対策にも積極的に取り組む。

### (2) 年間の事業実施計画

勤労者の福祉の増進等の総合生活改善に関する事業として会議室や体育館の使用許可業務を行い、誰もが気軽に参加できる労働相談会や講演会の開催等も行います。また、施設の維持管理に関する事業として、建物・施設の定期的な保守・点検の実施等、適切適法な維持管理に努めるとともに、年3回程度、ボランティアによる清掃活動を実施します。その他、労働会館の目的を達成するための必要な事業を実施します。

### (3) サービス向上の方策（広報、イベント、連携事業等を含む。）

勤労者をはじめ年配者を含めた一般市民が安心して利用できることを優先し、労働会館の利用方法等は判りやすい所に掲示するなど利用促進に努めます。また、公的な掲示物を建物内に掲示し市民へ情報を積極的に提供するとともに、勤労者の総合生活改善に関する資料・情報なども提供していきます。また、イベントや連携事業として労働相談会や講演会を開催するとともに、労働団体の積極的な活用を図っていきます。それから、エントランスや窓口周辺には季節の草花を飾るなど、修景にも心がけます。

### (4) 利用者トラブルの防止及び対処（利用者の平等な利用の確保策を含む。）

広く市民の福祉増進に資するとともに、利用者トラブルの防止のため山陽小野田市労働会館条例及び同施行規則を順守して、労働会館の目的を達成するため平等かつ適正に運営します。対策として、施設の定期的な見回りを行い、危険箇所や破損箇所の早期発見に努め、異常を発見した際には危機管理マニュアルに沿って危険箇所の締め切りや関係機関への連絡等、迅速かつ適切に対応します。

### (5) 個人情報の保護措置

労働会館の業務に関連して取得した個人情報については、山陽小野田市個人情報保護条例及び協定書で定められた事項を順守して適切に保護します。

### (6) その他（利用者ニーズの把握、地域・関係団体連携の推進等）

利用者ニーズの把握にあたっては、現在受付に設置している利用者意見・要望箱を継続して常に利用者ニーズを把握し、要望があるごとに市と協議し、適切な対応に努めます。また、溝普請など地域の清掃活動にも積極的に参加します。

### 3. 管理運営体制

<p>(1) 組織及び配置職員数</p> <p>連合山口西部地協は、下関市、宇部市、山陽小野田市内の連合加盟の労働組合により組織される団体で、加盟組合数は102組合、加盟組合員数は12,122人(2018年10月1日現在)。事務局の運営にあたる役員数は11名で、うち事務局長は専従、別に専従職員が1名(5ページ参照)。労働会館の管理運営にあたっては、職員を別に常時1名配置して効率的な運営に努めます。また、職員の就業時間外には別にシルバー人材センターを利用して補助職員を確保し、施設の管理運営を行います。</p>
<p>(2) 職員(資格者等を含む。)の確保</p> <p>労働会館の管理及び運営に必要な資格は取得します。現在、防火管理者3名。</p>
<p>(3) 雇用の予定</p> <p>労働会館の管理運営にあたっては、現在雇用している職員を継続雇用する予定です。新規に採用する場合は、市内在住者を優先的に雇用するよう努めます。</p>
<p>(4) 職員研修の方針</p> <p>勤労者をはじめ年配者を含めた一般市民が安心して利用できるために必要な業務についての意識や知識向上のため、上部団体や関係団体が主催する職員の業務研修会に積極的に参加するとともに、平素より事務局内においても職員の資質向上を図るための学習会等を開催します。</p>
<p>(5) 緊急時の連絡体制</p> <p>事故や災害等が発生した場合の緊急連絡体制を別添連絡網のとおり整備し、関係者に周知徹底することにより確実な連絡体制の構築を図ります。(6・7ページ参照)</p>

### 4. 利用計画(2019年4月1日から2022年3月31日まで) 単位

区分	2019年度	2020年度	2021年度	計
小会議室	300	300	300	900
大ホール	3,300	3,300	3,300	9,900
大会議室1・2(※1)	400	400	400	1,200
和室	100	100	100	300

※1:大会議室1・2の使用件数は、1または2のみの利用も含む。

## 5. 収支計画 (2019年4月1日から2022年3月31日まで)

単位：円

区 分		2019年度	2020年度	2021年度	計	
項 目	内 訳					
収入	指定管理料	6,164,000	6,164,000	6,164,000	18,492,000	
	合 計	6,164,000	6,164,000	6,164,000	18,492,000	
支出	人件費	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000	
	委託料	業務委託料	2,290,000	2,290,000	2,290,000	6,870,000
		管理委託料(シルバー)	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000
		機械警備委託料	460,000	460,000	460,000	1,380,000
		清掃委託料	30,000	30,000	30,000	90,000
	需用費	需用費	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000
		光熱水費	1,550,000	1,550,000	1,550,000	4,650,000
		消耗品費	100,000	100,000	100,000	300,000
		修繕費等	150,000	150,000	150,000	450,000
	使用料等	使用料及び賃借料	65,000	65,000	65,000	195,000
		下水道使用料	50,000	50,000	50,000	150,000
		防火施設点検手数料	15,000	15,000	15,000	45,000
	役務費	通信費及び手数料	95,000	95,000	95,000	285,000
		電話代	55,000	55,000	55,000	165,000
		防火設備点検手数料	40,000	40,000	40,000	120,000
	事業費	講習会等開催費	114,000	114,000	114,000	342,000
	合 計		6,164,000	6,164,000	6,164,000	18,492,000

## 6. 業務計画 (2019年4月1日から2022年3月31日まで)

業 務		2019年度	2020年度	2021年度	全体	
名称	内 訳					
事務関係	施設の使用許可業務	条例及び施行規則に定める日			同左	
維持管理関係	機械警備業務(委託)	毎日	毎日	毎日	同左	
	清掃業務	施設内外(※1)	週1回	週1回	週1回	同左
		草刈・剪定・溝掃除等	ボランティア 年3回	ボランティア 年3回	ボランティア 年3回	同左
事業関係	労働相談(※2)	随時	随時	随時	同左	
	講演会等	年1回	年1回	年1回	3回	

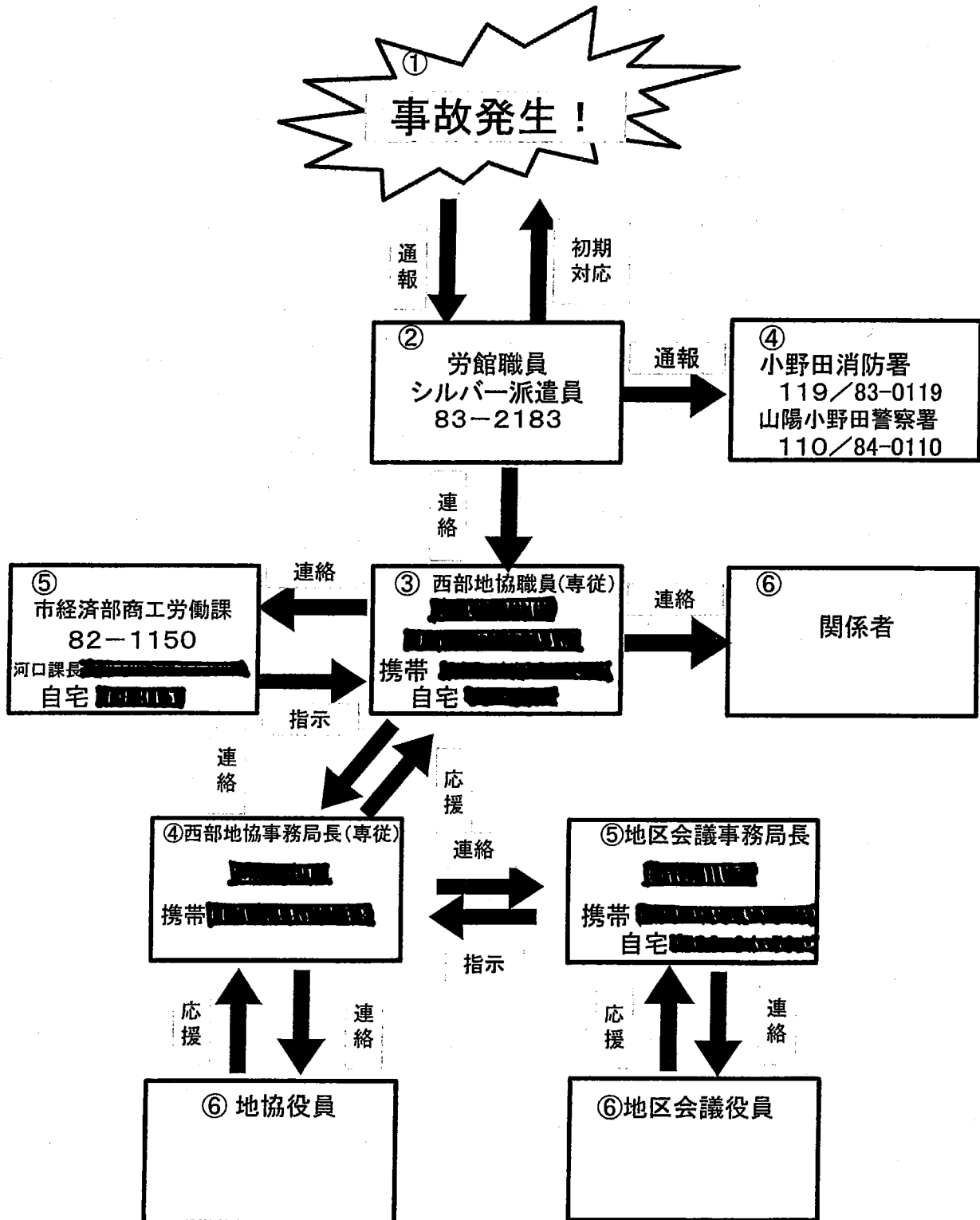
(※1) 会館内全般の清掃の他、駐車場や庭のごみ拾いを含む。

連合山口西部地域協議会 役員及び職員一覧

2018年10月1日現在

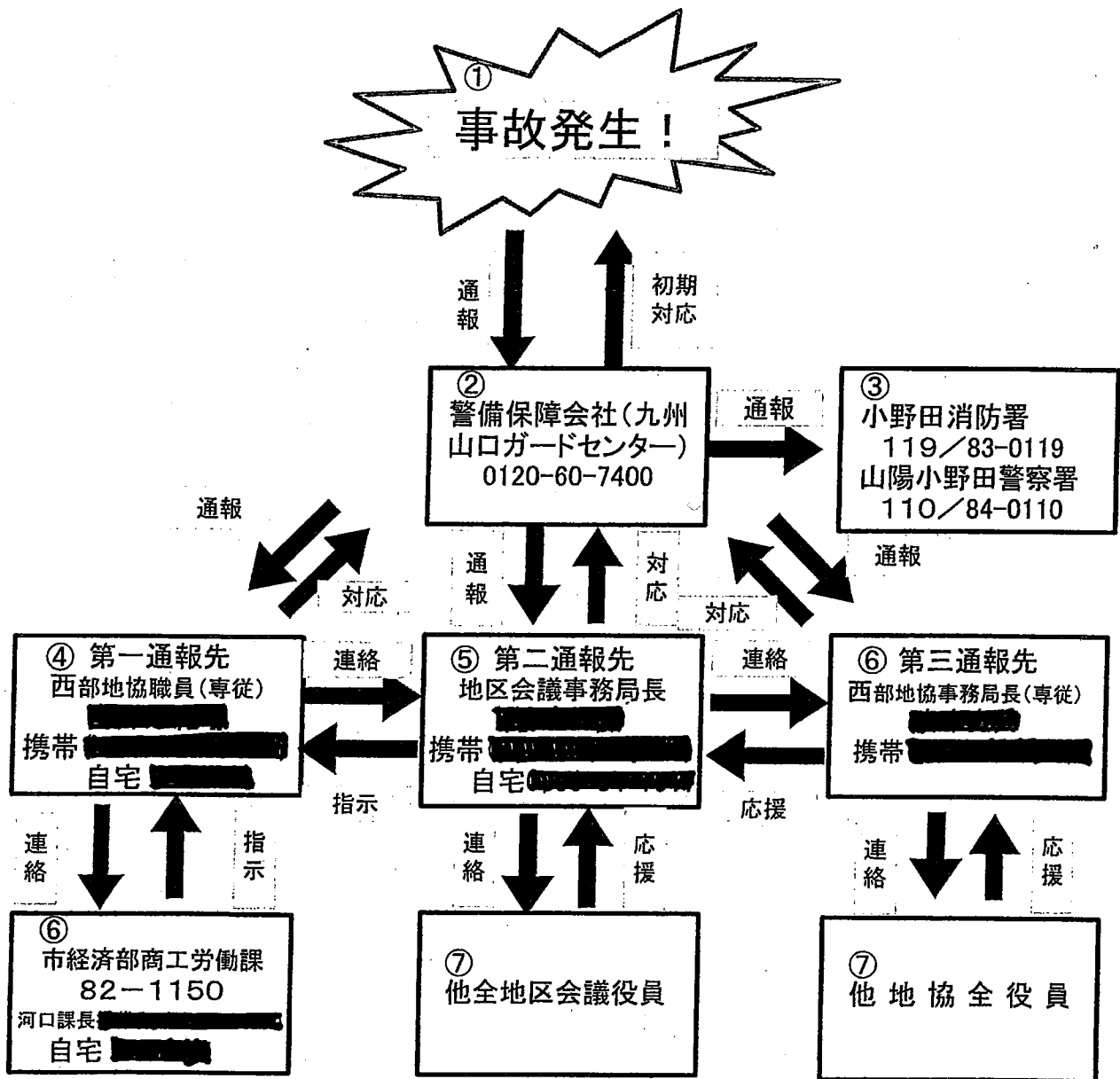
役職名	氏名	単産名	出身組合
議長	吉田 和久	基幹労連	神戸製鋼所労働組合アルミ・銅支部長府地区
副議長	坪野 隆之	自治労	下関市職員労働組合
副議長	松谷 竹雄	基幹労連	宇部スチール労働組合
副議長	木戸 宏司	JEC連合	日産化学労働組合 小野田支部
事務局長	吉中 寛典	JP労組	連合山口副事務局長（専従）
事務局次長	西本 和史	JR連合	西日本旅客鉄道労働組合山口第一支部
事務局次長	矢幡 和勝	自治労	山口県上下水道労働組合 宇部支部
事務局次長	縄田 誠	自治労	山陽小野田市職員労働組合
会計監査	尾崎 聡	全労金	中国労働金庫労働組合山口支部下関分会
会計監査	小村 裕子	全労金	中国労働金庫労働組合山口支部宇部分会
職員	安井万紀子	—	連合山口職員（専従）

# 緊急連絡網(開館時間内の場合)





# 緊急連絡網(開館時間外の場合)



2018年10月29日

山陽小野田市長 藤田剛二様

申請団体	所在地	下関市幸町	
名称		日本労働組合	県連合会西部地域協議会
		(通称名:	西部地域協議会)
代表者の氏名		議長 吉田和	
電話番号		(083) 222-08	

指定管理者応募の資格及び要件について

指定管理者応募の資格及び要件については下記のとおりです。

## 記

### 1. 資格及び要件について

募集要項に記載の以下の資格及び要件については、全て満たしています。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法に基づく更正手続又は再生手続を行っていないこと。
- (4) 破産者で、復権を得ない者に該当しないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 市内の団体であること。(原則主たる事務所の所在が市内にあること、又は支店、営業所、出張所等の活動の拠点が市内にあること。)
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に既定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。
- (9) 共同体においては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

日本労働組合総連合会山口県連合会  
(通称名：連合山口)

規約・規則集(抜粋)

◇規約	…	P 1～11
◇地域協議会運営規則	…	P 12～18

# 規 約

## 第1章 総 則

### 第1条（規約の準拠）

この規約は、「連合」規約第4章第13条（地方連合会、地域組織の組織・運営の基準）に基づき、「地方組織の規約基準」に準拠して定める。

### 第2条（名称）

この組織の名称は、日本労働組合総連合会山口県連合会といい、略称を連合山口という。

### 第3条（位置づけ）

連合山口は、連合の地方組織であり、連合の組織および運動を形成する一体的組織と位置づける。

### 第4条（事務所）

連合山口の事務所を山口市緑町3-29番地におく。

## 第2章 目的と事業

### 第5条（目的と事業）

連合山口は、「連合の進路」に基づく目的を達成するために、次の事業に関係する活動を地方、地域で行う。

1. 民主主義を擁護し、自由・平等・公正・平和な社会の建設
2. 労働者の諸権利の確立、自由にして民主的な労働運動の強化・拡大
3. 未組織労働者の組織化、構成組織の拡大と充実・強化。構成組織相互の協力推進
4. 賃金、労働時間など、基本的労働条件の維持・向上のための政策・方針の作成・決定とその実現
5. 労働者の総合生活改善のための地域に即した政策立案と合意形成
6. 社会・産業構造の変化を展望した雇用・環境改善と労働に関する教育
7. 労働者の福祉、教育、文化向上のための政策推進
8. 地域経済・社会の発展のための参加と分権の推進、ならびに事業の発展
9. あらゆる分野への女性の参加を進め、男女平等の社会づくりをめざす活動
10. 目的を実現するための教育、宣伝、出版活動
11. その他、「連合」の大会ならびに中央委員会で決定した目的を達成するために必要な事業および諸団体との連携

## 第3章 組織構成と運営の基本

### 第6条（組織構成）

1. 連合山口は、「連合」構成組織の山口県内にある組織をもって構成する。

但し、連合の構成組織の地方組織であっても、「連合山口規約」に賛同しない組織については、加盟の対象としない。

2. 連合におけるオブザーバー組織および友好参加組織は、連合山口においてもオブザーバー組織および友好参加組織とする。

#### 第7条（運営の基本）

連合山口の組織運営にあたっては、構成組織の自主性尊重と相互信頼を基盤とし、民主的運営を行う。

#### 第8条（加盟、脱退）

1. 構成組織の加盟および脱退の扱いは、連合本部で扱うものであり、原則として連合山口では扱わない。

2. 連合山口に新たに加盟する組織は、「連合山口規約」に賛同する旨の証明を付し、書面で連合山口の会長に申請するものとする。

### 第4章 権利・義務

#### 第9条（構成組織の権利）

構成組織は、規約の定めに従うことのほかは、連合山口によって組織の自主権を侵されない。構成組織は、この規約のもと、すべて平等に取り扱われ、連合の活動から生ずる利益を公平に受ける。

#### 第10条（構成組織の義務）

1. 規約の遵守、および連合山口の機関の決定を誠実に守ること。

2. 連合山口の諸活動に対し、組織として協力すること。

3. 連合山口の会費、賦課金を納入すること。

#### 第11条（脱退組織の権利義務）

構成組織が連合山口から脱退する場合、脱退の日までは連合山口に対する一切の義務を負い、脱退した日以降一切の権利を失う。この場合、連合山口に対する債務は、脱退の日以降においてもその組織に履行の義務が残る。

### 第5章 地域組織

#### 第12条（地域組織の設置と組織運営）

連合山口は、連合山口のもとに山口県内に地域組織をおくことができる。地域組織の組織・運営等に関する規則は、別に定める。

### 第6章 機関

#### 第13条（機関の種類）

1. 大会
2. 執行委員会

#### 第14条（大会の権限）

大会は最高の決議機関である。

#### 第15条（大会の種類）

1. 定期大会
2. 臨時大会

#### 第16条（定期大会）

定期大会は毎年1回原則として11月に開催し、次の事項を付議事項とする。

1. 連合本部が決定した方針にもとづく運動方針または活動方針
2. 活動経過報告
3. 財政に関する報告と予算
4. 役員を選出
5. 規約の改廃
6. 構成組織からの提案
7. 表彰
8. 役員等の罷免
9. 構成組織の権利停止
10. 役員等の罷免または構成組織の権利停止に対する抗告の審理
11. その他重要事項

#### 第17条（臨時大会）

臨時大会は、執行委員会がとくに必要と認めるとき、または構成組織の3分の1以上から同一の理由による開催請求があつたときに招集する。

#### 第18条（大会の公示）

大会の公示は、会長が執行委員会の議を経て、会日の60日前に、臨時大会にあたっては30日前に日時・期間・場所・主要議題を示して構成組織に公示しなければならない。

#### 第19条（大会提案事項の取り扱い）

1. 提案内容は、大会開催日の10日前までに、構成組織に届けられねばならない。但し、臨時大会にあつてはこの限りではない。
2. 構成組織および地域組織は、大会へ提案する案件を有するときは、大会開催日の14日前までに、提案する内容を付して執行委員会に届け出なければならない。

#### 第20条（大会の構成）

1. 大会は代議員と役員をもって構成し、代議員数の3分の2以上、役員の大過半数が出席することによって成立する。
2. 構成組織は、別に定める基準により大会代議員を選出する。
3. 大会には、執行委員会の定める基準により、地域組織から特別代議員を出席させることができる。
4. 大会の議長は、そのつど代議員の中から選出するものとし、選出方法はその大会の定めるところによる。

#### 第21条（代議員・役員の大發言権と表決権）

1. 代議員は、議事のすべてについて大發言権と表決権をもつ。
2. 役員は、議事のすべてについて大發言権はあるが大表決権はない。
3. 特別代議員は、大發言権はあるが大表決権はない。

#### 第22条（議事の採決）

1. 大会の議事は、規約の改廃および制裁・懲戒に関する採決については出席代議員の3分の2以上、その他については出席代議員の大過半数の賛否によって決し、賛否同数のときは議長が決める。
2. 議事の採決は、起立、挙手、または直接無記名投票による。

#### 第23条（大会の運営規定）

この規約に定めのない大会召集に必要な事項、議事の処理などについては執行委員会で別に定める。

#### 第28条（執行委員会）

1. 執行委員会は、大会で決定した方針にもとづき、連合山口の日常業務財政支出などにかかわる執行方針を決定し、執行する。
2. 執行委員会は、会長、副会長、事務局大長、副事務局大長、常任執行委員および執行委員をもって構成し、必要に応じて随時開催する。
3. 執行委員会は、会長が会議を主宰し構成員の大過半数の出席によって成立する。但し、特別な理由により出席できない場合は、委任をすることができる。
4. 執行委員会の議決は、出席構成員（委任を含む）の大過半数の賛否によって決する。賛否同数のときは、議長が決める。但し、第41条の4、第41条の5、第41条の6に定めた構成組織に対する制裁に関わる議決は、挙手によって行い、執行委員総数の3分の2以上の賛成によって決する。

#### 第28条の1（三役会議）

1. 三役会議は、大会で決定した方針にしたがい、連合山口の重要課題について、基本的な論議を行うとともに、至近の執行委員会の開催までの間の緊急案件について審議・決定できる。なお、三役会議にて審議・決定された案件は、至近の執行委員会に報告し、事後の承認

を要する。

2. 三役会議は、必要により随時開催し、会長が招集する。
3. 三役会議は、会長、副会長、事務局長で構成する。
4. 三役会議には、前項の構成員のほか必要に応じ副事務局長、常任執行委員および執行委員も出席し、議長の許可を得て発言することができる。
5. 三役会議は、会長が会議を主宰し、構成員の3分2が出席することによって成立する。
6. 三役会議の議決は、出席構成員の過半数の賛否によって決する。賛否同数の時は議長が決する。

#### 第28条の2（常任役員会）

1. 常任役員会は、大会で決定した方針・予算にもとづき、その執行のための計画を策定し、執行委員会または三役会議に提案し、承認を受ける。
2. 常任役員会は、随時開催し、会長、事務局長、副事務局長および常任執行委員で構成し、会長が会議を主宰する。

#### 第29条（特別委員会及び専門委員会）

1. 大会は、特定の事項を執行するための機関として特別委員会を設けることができる。特別委員会の構成、運営その他必要な事項については、別に定める。
2. 執行委員会は、業務遂行の必要に応じて、各種事項の調査、研究、立案、実践のために専門委員会を設けることができる。専門委員会の構成と運営その他必要な事項は、別に定める。

#### 第29条の2（役員推せん委員会）

1. 執行委員会は、役員推せんに関わる事項を審議するために役員推せん委員会を設置することができる。
2. その構成、運営等は別に定める。

### 第7章 構成組織代表者会議および地域組織代表者会議

#### 第30条（構成組織および地域組織代表者会議）

連合山口の活動の円滑な推進のため、必要に応じて構成組織代表者会議および地域組織代表者会議を開催することができる。

### 第8章 役員

#### 第31条（役員の種類と定数）

1. 連合山口に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
副事務局長	若干名



常任執行委員 若干名  
執行委員 若干名  
会計監査 若干名

2. 副会長の中から、会長代行を若干名おくことができる。
3. 定数の定まっていない役員の定数については、その都度執行委員会の議を経て決める。

### 第32条（役員の選出方法）

1. 役員は、大会で出席代議員の直接無記名投票で選出する。但し、大会の議決により、投票によらない選出をとることができる。
2. 役員選出に関する規則は別に定める。

### 第33条（役員の任期と欠員の補充）

1. 役員の任期は、選出された定期大会から翌々年の定期大会までの2年間とする。但し、再選されることを妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときは、執行委員会において補充することができる。その場合の任期は前任者の残り期間とする。
3. 前項の取り扱いについては次期大会で追認を得なければならない。

### 第34条（役員の任務と権限）

1. 会長は、連合山口を代表する。
2. 会長は、大会、執行委員会および構成組織代表者会議、地域組織代表者会議を招集する。
3. 会長代行副会長および副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
4. 事務局長は、事務局の業務および財政の執行を統括し、事務局を掌理する。
5. 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局の業務を分担して執行し、事務局長事故あるときはこれを代理する。
6. 常任執行委員は、執行委員会の審議に参画し、その決定事項を執行するとともに、事務局の業務を分担する。
7. 執行委員は、構成組織を代表して執行委員会の審議に参画し、その決定事項を執行する。
8. 会計監査は、財産の管理業務および財政の運営と経費の支出について監査し、会計に関わる事項についての勧告、助言を行うとともに、監査状況を大会に報告する。

### 第34条の2（地域組織の専従役員の取り扱い）

地域組織の専従役員は、第31条に定める役員（会計監査は除く）が兼務する。

### 第35条（役員解任）

役員は、その任期中であっても、何らかの事由をもってその任に堪えないと判断される場合は、大会の決定により解任されることがある。

### 第36条（顧問）

連合山口に顧問をおくことができる。顧問は、大会の議を経て会長が委嘱し、執行委員会の諮問に応じる。

### 第36条の2（職員の採用および解雇）

職員の採用および解雇は執行委員会の承認を得なければならない。

### 第37条（職員および組織外からの役員登用）

職員および組織外からの役員登用については、第32条によらず、執行委員会の議を経て、会長が任命し、大会の承認を受ける。

### 第37条の2（特別専門委員）

1. 連合山口より推薦され、行政の審議会等の委員となる者のうち、役員・顧問および職員を除いた者を特別専門委員とする。
2. 特別専門委員は、執行委員会の議を経て決定し、定められた任務を遂行する。

### 第37条の3（服務および懲戒）

役員、顧問、特別専門委員および職員は、その責務を自覚し、職務の公正な執行にあたらなくてはならない。役員等の服務および懲戒基準に関する規則は、別に定める。

## 第9章 事務局

### 第38条（事務局）

1. 事務局は、事務局長の統括のもとに、連合山口の業務執行上必要な事務を処理する。
2. 事務局は、事務局長以下の専従役員と職員をもって構成する。
3. 事務局には、必要に応じて部局を設けることができる。

### 第39条（事務局に関する細則）

事務局の運営、職員の資格・人事・報酬等に関する事項については、別に定める。

## 第10章 表彰・統制

### 第40条（表彰）

構成組織、またはその組合員が次の各項の1つに該当する行為のあった時は、大会の議を経てこれを表彰する。なお、取り扱いについては別に定める。

1. 連合の発展にとくに功労があったとき。
2. 連合山口の発展にとくに功労があったとき。
3. 連合山口の名誉を高める行いがあったとき。

### 第41条（制裁の事由）

連合山口は、構成組織が次の各号に定める行為を行ったとき、その組織に対し制裁を加えることができる。

1. 正当な事由がなく連合山口の会費、賦課金を3ヶ月にわたり滞納したとき。
2. 「連合の進路」および規約に違反する行為、または連合山口の行う活動を妨害する行為があったとき。
3. 連合山口の名誉を社会的に著しく損ねる行為があったとき。

#### 第41条の2（制裁の種類）

1. 制裁の種類は、その行為の内容により、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 改善勧告
  - (2) 権利停止
  - (3) 除名
2. 改善勧告とは、執行委員会の決定により、当該の構成組織に対して、第41条各号に示した行為を速やかに改善するよう促すことをいう。
3. 権利停止とは、執行委員会または大会の決定により、期限を示して、当該の構成組織およびその構成員から一切の連合の活動に参加する権利を喪失させることをいう。権利停止の期間であっても、当該の構成組織は、第10条第3号に定めた、連合山口の会費、賦課金を納入する義務を負う。

#### 第41条の3（統制委員会の設置）

第37条の3に関わる役員等に対する懲戒および第41条、第41条の2に定める制裁に関わる事務をつかさどる機関として、統制委員会を設置する。統制委員会の組織と運営に関する規則は、別に定める。

#### 第41条の4（制裁に関する手続き）

1. 執行委員会は、特定の構成組織の行為に関する構成組織または地域組織の執行機関からの告発、または執行委員会自らの発議により、これを統制委員会に付議する。
2. 前項の告発・発議は、その理由を明示した文書によって行わなければならない。
3. 統制委員会は、告発された事案について速やかに調査を行う。この際、必ず告発された当該組織の弁明の機会を設けなければならない。
4. 統制委員会は、調査結果および相当と認められる制裁の内容を付して執行委員会に勧告する。制裁に値しないと認める場合は、調査結果およびその理由を執行委員会に報告する。
5. 地域組織における構成組織に対する制裁は、執行委員会において行う。
6. 執行委員会は、制裁を行おうとする場合、必ず事前に連合事務局長に報告しなければならない。

#### 第41条の5（制裁の決定）

1. 執行委員会は、統制委員会の勧告にもとづき、当該組織に対し改善勧告を行うことができる。但し、その決定については、直近の大会で承認を得なければならない。
2. 執行委員会は、統制委員会の勧告にもとづき、当該組織の行為を権利停止に値すると認めた場合は、執行委員会の決定により、大会に付議しなければならない。

3. 執行委員会は、統制委員会の勧告にもとづき、当該組織の行為を除名に値すると認められた場合は、執行委員会の決定により連合へ制裁の申請を行う。
4. 前1項から3項により処分が決定された場合、連合山口は、その旨を当該組織に文書で速やかに通知しなければならない。

#### 第41条の6（制裁に対する抗告）

1. 規約第41条に定めた制裁を受けた構成組織が、その決定に不服であるときは、執行委員会に対して抗告することができる。但しその場合でも、抗告について決定するまでの間、当該組織は決定した処分に服する。
2. 抗告を受けた執行委員会は、再度審議した上で、改善勧告に対する抗告については執行委員会において決定する。但し、その決定については、直近の大会で承認を得なければならない。権利停止に対する抗告については大会に再度審議した上で付議する。

### 第11章 財政

#### 第42条（予算）

1. 連合山口の財政は、大会で決定された年度予算にもとづいて運営する。
2. 新会計年度予算決定までの間は、前年度予算に準拠し運営する。

#### 第43条（歳入）

連合山口の経費は、会費、地方交付会費、寄付金、その他をもって充てる。

#### 第44条（会費）

会費は、大会で決める。

#### 第46条（賦課金）

財政上、特別の必要が生じたときは、大会の議を経て、その性格、目的、金額、納入期限を定め、構成組織から賦課金を徴収することができる。

#### 第47条（会費の納入）

会費は、毎月末に納入することを原則とし、遅くともその翌々月の月末までに納入する。但し、会計年度の終了月においては、当月納入とする。

#### 第48条（会費等の減免）

構成組織の財政が困窮をきたし、それが連合山口の執行委員会が正当な理由によるものと判断したときは、当該組織の申請により、会費、賦課金の減免を行うことができる。

#### 第49条（会費等の不返却）

会費、賦課金は、いかなる場合においても返却しない。

#### 第50条（借入れ・寄付・貸付け・保証行為の制限）

1. 財政運営上やむをえないときは、執行委員会の事前の承認のもとに借入れすることができる。
2. 寄付を受ける場合は、組織内からの寄付を除き、すべて執行委員会の承認を要する。
3. 他への貸付けもしくは寄付は、日常業務に関わる慣行的なものを除き、すべて執行委員会の事前の承認を要する。
4. 連合山口の名をもってする金銭上の保証行為は、すべて執行委員会の事前の承認を要する。

#### 第51条（地域組織の財政）

地域組織の財政は、連合山口からの交付金、その他によってまかなう。

#### 第52条（会計年度と決算報告）

1. 連合山口の会計年度は、毎年9月1日にはじまり、8月末日までの1年間とする。
2. 決算報告は、すべて会計分類別に、一切の収支の科・費目と金額、主要な寄付者および財政の状況を明らかにして、毎年会計年度の中間と会計年度末にそれぞれ作成し、会計監査の監査結果にもとづく証明を付して、書面により公表する。

#### 第53条（会計監査）

連合山口の会計監査に関する規則は、別に定める。

#### 第54条（会計処理、および資産管理）

この規約に定めるもののほか、会計処理および資産管理に関する規則は、別に定める。

### 第12章 付則

#### 第55条（同盟罷業）

同盟罷業は、参加各単組の規約による。

#### 第56条（産別組織未加盟組合の当面と暫定措置）

産別未加盟組合のうち、当面の暫定措置として、次の要件を満たした組織に限り連合山口に特別参加組織として加盟をさせることができる。但し、権利と義務は、オブザーバー加盟とする。

- (1) 「連合の進路」「規約」「運動領域と活動のあり方」に賛同する。
- (2) 産別加盟の意志と加盟に至る計画を明確にする。
- (3) 会費は、中央・地方連合会の会費および構成組織平均会費の合計相当額とする。

#### 第57条（規約の解釈）

この規約に疑義が生じた場合の解釈の権限は、執行委員会が有する。

## 第58条（規約の改廃）

この規約の改廃の権限は大会が有するが、連合本部に報告し、中央委員会の承認を受けなければならない。

## 第59条（規約の発効）

この規約は、1989年11月26日からその効力を発する。

この規約の一部改正は、1991年2月14日（第2回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、1992年1月19日（第3回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、1993年11月21日（第4回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、1995年11月23日（第5回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、2001年11月23日（第8回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、2005年11月23日（第12回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、2006年11月23日（第13回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、2007年11月23日（第14回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、2010年11月13日（第17回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、2014年11月8日（第21回定期大会）より施行する。

この規約の一部改正は、2016年10月29日（第23回定期大会）より施行する。

# 地域協議会運営規則

## 第1章 総則

### 第1条（規約との関係）

この規則は、規約第12条によって定める。

### 第2条（目的）

この規則は、連合山口のもとに山口県内におく地域組織の組織・運営等について定める。

### 第3条（位置づけ）

地域組織は、連合山口の組織および運動を形成する一体的組織と位置づける。

### 第4条（名称と事務所）

地域組織は、山口県内4ヶ所におき、その名称および事務所は次のとおりとする。

- ① 山口市、防府市、周南市を活動範囲とする地域組織の名称は、県央地域協議会といい、事務所を周南市の「周南市役所仮庁舎別館」内におく。
- ② 下松市、岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町を活動範囲とする地域組織の名称は、東部地域協議会といい、事務所を岩国市の「こども館」内におく。
- ③ 下関市、宇部市、山陽小野田市を活動範囲とする地域組織の名称は、西部地域協議会といい、事務所を下関市の「下関市勤労福祉会館」内におく。
- ④ 萩市、長門市、美祢市、阿武町を活動範囲とする地域組織の名称は、中部地域協議会といい、事務所を山口市の「山口県労働者福祉文化中央会館」内におく。

## 第2章 組織構成

### 第5条（組織構成）

1. 県央地域協議会は、連合山口構成組織の山口市、防府市、周南市にある組織をもって構成する。
2. 東部地域協議会は、連合山口構成組織の下松市、岩国市、光市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町にある組織をもって構成する。
3. 西部地域協議会は、連合山口構成組織の下関市、宇部市、山陽小野田市にある組織をもって構成する。
4. 中部地域協議会は、連合山口構成組織の萩市、長門市、美祢市、阿武町にある組織をもって構成する。

## 第3章 機関

### 第6条（機関の種類）

- ① 総会

## ②幹事会

### 第7条（総会の権限）

総会は最高の決議機関である。

### 第8条（総会の種類）

- ①定期総会
- ②臨時総会

### 第9条（定期総会）

定期総会は毎年1回開催し、次の事項を付議事項とする。

- ①連合山口が決定した方針に基づく年間活動計画
- ②活動経過報告
- ③財政に関する報告と予算
- ④役員を選出
- ⑤構成組織からの提案
- ⑥その他重要事項

### 第10条（臨時総会）

臨時総会は、幹事会がとくに必要と認めたとき、または構成組織の3分の1以上から同一の理由による開催請求があったときに招集する。

### 第11条（総会の公示）

総会の公示は、議長が幹事会の議を経て、会日の60日前に、臨時総会にあたっては30日前に日時・期間・場所・主要議題を示して構成組織に公示しなければならない。

### 第12条（総会提案事項の取り扱い）

- 1. 提案内容は、総会開催日の10日前までに、構成組織に届けられねばならない。但し、臨時総会にあつてはこの限りではない。
- 2. 構成組織は、総会へ提案する案件を有するときは、総会開催日の14日前までに、提案する内容を付して幹事会に届け出なければならない。

### 第13条（総会の構成）

- 1. 総会は、代議員と役員をもって構成し、代議員数の3分の2以上（委任を含む）、役員の過半数が出席することによって成立する。
- 2. 代議員定数は、その都度、幹事会において定める。
- 3. 構成組織は、前号で定めた代議員定数に基づき総会代議員を選出する。
- 4. 総会の議長は、その都度代議員の中から選出するものとし、選出方法はその総会の定め



るところによる。

#### 第14条（代議員・役員の発言権と表決権）

1. 代議員は、議事のすべてについて発言権と表決権をもつ。
2. 役員は、議事のすべてについて発言権はあるが表決権はない。

#### 第15条（議事の採決）

1. 総会の議事は、出席代議員の過半数の賛否によって決し、賛否同数のときは議長が決める。
2. 議事の採決は、挙手、拍手、または直接無記名投票による。

#### 第16条（総会の運営）

この規則に定めのない総会招集に必要な事項、議事の処理および運営等については、連合山口大会運営規則を準用し、その詳細は幹事会で決定する。

#### 第17条（幹事会）

1. 幹事会は、総会で決定した年間活動計画に基づき、地域協議会の日常業務、財政収支などに関わる執行方針を決定し執行する。また総会開催までの緊急の重要案件について審議、決定する。
2. 幹事会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長、幹事をもって構成し、原則として四半期に1回開催する。
3. 幹事会は、議長が会議を主宰し構成員の過半数の出席によって成立する。但し、特別な理由により出席できない場合は、委任することができる。
4. 幹事会の議決は、出席構成員の過半数の賛否によって決する。賛否同数のときは、議長が決める。

#### 第18条（三役会議）

三役会議は、議長、副議長、事務局長、事務局次長をもって構成し、幹事会の諮問会議として幹事会の議事提案にあたっての論議、総会で決定した年間活動計画および連合山口執行委員会決定事項を円滑に遂行するため、必要により随時開催する。

#### 第19条（専門委員会）

1. 幹事会は、業務遂行の必要に応じて、専門委員会を設けることができる。
2. 専門委員会の構成と運営その他必要な事項は、その都度幹事会で定める。

### 第4章 地区会議

#### 第20条（地区会議）

1. 地域協議会内における行政区単位での業務を円滑に推進するため、市単位に地区会議を

- おく。但し、必要に応じて、町単位にも地区会議をおくことができる。
2. 地区会議は、地域協議会業務の特定の事項を執行し、総会に対して責任を負う。
  3. 地区会議は、代表、副代表、事務局長、幹事をもって構成し、必要に応じて随時開催する。
  4. 地区会議は、代表が会議を主宰し構成員の過半数の出席によって成立する。但し、特別な理由により出席できない場合は、委任することができる。
  5. 地区会議の議決は、出席構成員の過半数の賛否によって決する。賛否同数のときは、代表が決める。

#### 第21条（地区会議の役員の種類と定数）

1. 地区会議に次の役員を置く。

(1) 代表	1名
(2) 副代表	若干名
(3) 事務局長	1名
(4) 幹事	若干名
2. 定数の定まっていない役員の定数については、その都度地区会議の議を経て決める。

### 第5章 役員

#### 第22条（地域協議会の役員の種類と定数）

1. 地域協議会に次の役員を置く。

(1) 議長	1名
(2) 副議長	若干名
(3) 事務局長	1名
(4) 事務局次長	若干名
(5) 幹事	若干名
(6) 会計監査	2名
2. 定数の定まっていない役員の定数については、その都度幹事会の議を経て決める。

#### 第23条（地域協議会の役員の選出方法）

地域協議会の役員は、総会において、各地区会議より推薦された役員をもって選出する。但し、事務局長については、連合山口大会で選出する。

- (1) 議長は、各地区会議代表の中から互選とする。
- (2) 副議長は、原則として議長以外の各地区会議代表があたる。
- (3) 事務局長は、連合山口副事務局長または常任執行委員が兼任する。
- (4) 事務局次長は、各地区会議事務局長があたる。
- (5) 幹事の定数は、各地区会議単位で1,000名毎に1名を目安とし、原則として各地区会議副代表があたる。なお、幹事選出組織およびその選出人数は、幹事会で決める。
- (6) 会計監査は、あらかじめ幹事会において担当地区会議を決めたうえで、議長、副議長および幹事選出単組以外の単組から各1名を選出する。

#### 第24条（地区会議の役員および選出方法）

地区会議の役員および役員の選出方法は、地区会議で決定する。但し、全傘下組織から役員を選出することを原則とする。

#### 第25条（役員の任期と欠員の補充）

1. 役員の任期は、選出された総会から翌々年の総会までの2年間とする。但し、再選されることを妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときは、幹事会において補充することができる。その場合の任期は前任者の残り期間とする。

#### 第26条（地域協議会の役員の任務と権限）

1. 議長は、地域協議会を代表する。
2. 議長は、総会、幹事会、三役会議を招集する。
3. 議長は、幹事会、三役会議の進行にあたる。
4. 副議長は、議長を補佐し、議長事故あるときはこれを代理する。
5. 事務局長は、地域協議会の事務、財政を統括し、事務局を掌理する。
6. 事務局次長は、事務局長を補佐するとともに当該地区会議の実務にあたる。
7. 幹事は、幹事会の審議に参画し、その決定による業務を遂行する。
8. 会計監査は、財政の運営と経費の支出について監査し、会計に関する事項についての報告、助言を行なうとともに監査状況を総会に報告する。

#### 第27条（地域協議会の役員の解任）

役員は、その任期中であっても、何らかの事由をもってその任に堪えないと判断される場合は、総会の決定により役員を解任されることがある。

### 第6章 会議手当

#### 第28条（会議手当の支給対象者）

手当支給対象者は、次の各号に定める非専従役員とする。

- (1) 地域協議会議長
- (2) 地域協議会副議長
- (3) 地域協議会事務局次長
- (4) 地域協議会幹事
- (5) 地域協議会会計監査

#### 第29条（会議手当）

1. 会議手当は、前条に定める役員が、次の各号に定める会議または会計監査に出席した場合に3,000円を支給する。

- (1) 地域協議会幹事会
- (2) 地域協議会三役会議
- (3) 会計監査

2. 第1項に定める会議に出席する場合は、会議手当の金額に加え、交通費を支給する。交通費の算定は、個人所有車両の業務上使用規定に準じ支給することとし、あらかじめ登録された役員の勤務地を起点に会議開催地までの最短距離で計算する。但し、その距離が片道5km未満の場合は、交通費の支給はしない。
3. 第1項に定める会議が同日に開催された場合は、重複支給しない。

### 第30条 (手当の支給方法)

会議手当は、原則として事由が発生した日から5日以内に第28条に定める役員に支給する。

## 第7章 事務局

### 第31条 (事務局)

1. 事務局は、事務局長の統括のもとに地域協議会の業務執行上必要な事務を処理する。
2. 事務局は、事務局長、職員をもって構成する。

## 第8章 財政

### 第32条 (予算)

1. 財政は、総会で決定された年度予算に基づいて運営する。
2. 新会計年度予算決定までの間は、前年度予算に準拠し、運営する。

### 第33条 (歳入)

経費は、交付金、寄付金その他をもって充てる。

### 第34条 (会計年度と決算報告)

1. 会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日までの1年間とする。
2. 決算報告書は、すべて会計分類別に一切の収支の科・費目と金額、主要な寄付者および財政の状況を明らかにして、毎年、会計年度の中間と会計年度末にそれぞれ作成し、会計監査の監査結果に基づく証明を付して、書面により公表する。

### 第35条 (会計監査)

会計監査に関しては、連合山口会計監査規則を準用する。

### 第36条 (会計処理)

この規則に定めるもののほか、会計処理に関しては、連合山口資産管理・会計処理規則を準用する。

## 第9章 旅費

### 第37条 (旅費)

旅費の取り扱いに関しては、連合山口旅費規則を準用する。

## 第10章 役員の服務等

### 第38条 (地域協議会および地区会議役員の服務等)

地域協議会および地区会議役員の服務等に関しては、連合山口役員等の服務および懲戒基準に関する規則を準用する。

## 第11章 付則

### 第39条 (改廃)

この規則の改廃は、執行委員会の議を経なければならない。

### 第40条 (実施)

この規則は、2012年5月26日から実施する。

この規則の一部改正は、2015年9月1日より実施する。

この規則の一部改正は、2016年12月1日より施行する。

市税の滞納がないことを証明する書類  
(納税証明書の写し)

# 納 税 証 明 書

納税証明第 6032 号

納税義務者	住所（所在）	山口県下関市幸町8-16
	氏名（名称）	連合山口西部地域協議会

証明日現在において納期限の到来している市税については、未納の額はありません。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成30年10月26日

山陽小野田市長 藤田 剛二



※この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

## 過去の指定実績がわかる書類

### 1 指定管理者事業の実績について

2007年10月1日より業務を開始し、現在に至る。

### 2 指定管理者事業報告について

直近3か年分の実績は、下記のとおり。

◇2015年度事業報告書の写し（抜粋）

◇2016年度事業報告書の写し（抜粋）

◇2017年度事業報告書の写し（抜粋）



# 指定管理者事業報告書

(2015年4月1日～2016年3月31日)

山陽小野田市労働会館  
指定管理者  
連合山口中部地域協議会

2016年5月31日

山陽小野田市長 白井博文様

指定管理者所在地 山陽小野田市北竜王町9-45  
名称 日本労働組合総連合会  
山口県連合会  
中部地域協議会  
代表者の氏名 議長 鈴木 享靖 印

指定管理者事業報告書

山陽小野田市労働会館における2015年度の施設の管理に関する事務について  
地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条に第27項の規定により、下記のとおり  
報告いたします。

1 管理業務の実施期間

2015年4月1日から2016年3月31日まで

2 管理業務を行った公の施設の名称

山陽小野田市労働会館

3 管理業務の実施状況及び利用状況

管理業務については例年通り。加盟労組の協力を得て、年2回（8月、12月）  
館内清掃・敷地内外の草刈りボランティアと基本的に6月第1週の日曜日の町  
内一斉溝掃除の前日に毎回50～60名の参加を頂き、敷地内外の草刈り・大溝  
掃除を行っている。

利用状況については別紙－①

4 使用料又は利用に係る料金の収入実績

別紙－②

5 管理に係る経費の収支状況

### 別紙一③

収支状況は、収入支出ともにほぼ予算枠内で納めることができた。

#### [その他]

##### ○予算を超過した支出の主な内訳

- ・清掃委託費は、正面玄関横の庭木を剪定したことによるもの。
- ・水道代は、凍結による水道管破裂の漏水のため。（減免措置対応）
- ・雑費は、設備の修理（男子トイレLED照明工事）によるもの。

#### 6 その他報告事項

##### ○市民向けの事業の実施について

- ・被爆ピアノ・コンサート 「平和の誓い」（2015/6/19・142名来場）  
被爆ピアノを使用した演奏会を開き、ピアノの音色を通じて戦争の悲惨や平和の尊さを共有した。奏者は地元で活躍中の方に依頼した。
- ・よろず労働相談会の実施（2016/3/26）

暮らしや働くうえでの困りごとに、ワンストップサービスで対応するための「よろず相談会」を実施した。当日は、当組織の顧問弁護士や労働相談アドバイザー、DV専門アドバイザーが対応した。

##### ○安全対策や施設設備・備品等の改善について

- ・消防署員の立会いの下、自衛消防訓練を実施した。（2015/12/17）
- ・男子用トイレと階段天井の照明器具に不具合が生じたため、中期的な電気代の節約等も考慮し、LED照明に切り替えた。
- ・一昨年度より計画的にブラインドの破損個所を取り替えており、今年度も応接室と旧地区労福協事務室の2か所を取り換えた。
- ・談話室のソファ・テーブルの老朽化が目立つことから、テーブルや椅子を更新し、快適な空間提供に努めた。

##### ○利用者からの要望に応えた事項

- ・2階和室の畳上敷きの更新。
- ・卓球・インディアカネットの購入

##### ○その他気づき

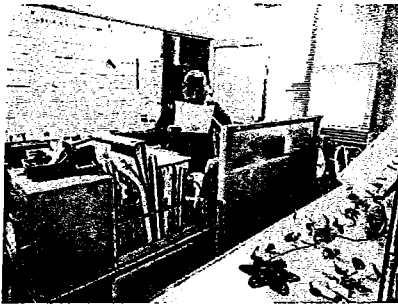
- ・建物や設備器具が老朽化しているため、突発的な修繕が発生している。  
市におかれても、耐震検査含め設備点検や予算措置の検討を願いたい。

<参考資料>



▲清掃ボランティア 年3回実施 (2015/6/6、8/8、12/12)  
山陽小野田地区会議・山陽小野田地区労福協とも連携して、庭木の剪定・草刈り・草ひき・溝掃除、労働会館内の清掃活動を実施した。

▲被爆ピアノ・コンサート  
—平和の誓い— (2015/6/19)



▲自衛消防訓練の実施 (2015/12/17)

消防署および警備会社と連携して、全職員を対象 (夜間・休日対応職員含む) に消防訓練を実施し、緊急時の対応に備えている。



←照明器具の取り替え (左)  
(男性用トイレ)

←畳の上敷きの取り替え (右)  
(2階和室)



▲会館内外の修景およびエコの取り組み

利用者が快適に過ごせる施設を目指して、年間を通じ積極的に美化やエコに努めている。とりわけ、今年度は談話室の備品を入れ替え明るい空間を提供している。

## 貸借対照表

2016年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 の 部						
科	目	金 額	科	目	金 額				
現	金	0	仮	受	金	0			
預	金	568,596	預	り	金	0			
出	資	金	0	固定資産見返正味財産	0				
未	収	金	0	固定資産引当積立金繰入	0				
什	器	・	0	記念行事積立金繰入	0				
	備	品							
	固定資産引当積立金資産	0							
	記念行事積立金資産	0							
	計	568,596		計	0				
		0	次	年	度	繰	越	金	568,596
合	計	568,596	合	計	568,596				

## 収支計算書

自2015年4月1日～至2016年3月31日

(単位：円)

支 出 の 部			収 入 の 部								
科	目	金 額	科	目	金 額						
人	件	費	1,595,836	前	期	繰	越	金	651,263		
管	理	委	託	費	1,658,486	指	定	管	理	料	6,356,571
警	備	保	障	費	454,308	繰	入	金	0		
清	掃	委	託	費	40,550	単	組	支	援	金	0
需	用	費	2,151,116	賦	課	金	0				
使	用	・	貸	借	費	44,647	雑	収	入	200	
役	務	費	52,361								
予	備	費	442,134								
	計	6,439,438		計	7,008,034						
	次	年	度	繰	越	金	568,596				
合	計	7,008,034	合	計	7,008,034						

## 予算実績比較表

自2015年4月1日～至2016年3月31日

### 収入の部

(単位：円)

科	目	予	算	実	績	残	高	予算対比率%
前期繰越	金	651,263		651,263		0		100.0%
前期繰越	金	651,263		651,263		0		100.0%
指定管理	料	6,356,571		6,356,571		0		100.0%
指定管理	料	6,356,571		6,356,571		0		100.0%
繰入	金	0		0		0		0.0%
繰入	金	0		0		0		0.0%
単組支援	金	0		0		0		0.0%
単組支援	金	0		0		0		0.0%
雑収	入	250		200		50		80.0%
雑収	入	250		200		50		80.0%
合	計	7,008,084		7,008,034		50		100.0%

### 支出の部

科	目	予	算	実	績	残	高	予算対比率%
人件	費	1,754,000		1,595,836		158,164		91.0%
賃金		1,700,000		1,552,574		147,426		91.3%
通勤	費	24,000		24,000		0		100.0%
厚生	費	30,000		19,262		10,738		64.2%
管理委託	費	1,824,900		1,658,486		166,414		90.9%
賃金		1,659,000		1,506,657		152,343		90.8%
手数	料	165,900		151,829		14,071		91.5%
警備保障	費	454,308		454,308		0		100.0%
清掃委託	費	40,000		40,550		△ 550		101.4%
需用	費	2,320,000		2,151,116		168,884		92.7%
ガス		170,000		119,928		50,072		70.5%
空調A重油		170,000		77,280		92,720		45.5%
電気		1,450,000		1,343,217		106,783		92.6%
水道		180,000		181,502		△ 1,502		100.8%
消耗品		150,000		134,074		15,926		89.4%
雑費		200,000		295,115		△ 95,115		147.6%
使用・貸借	費	63,990		44,647		19,343		69.8%
下水		50,000		30,657		19,343		61.3%
NHK受信料		13,990		13,990		0		100.0%
役務	費	95,000		52,361		42,639		55.1%
電話		55,000		52,361		2,639		95.2%
消火器		40,000		0		40,000		0.0%
予備	費	455,886		442,134		13,752		97.0%
合	計	7,008,084		6,439,438		568,646		91.9%

次期繰越金	568,596
-------	---------

# 指定管理者事業報告書

(2016年4月1日～2017年3月31日)

山陽小野田市労働会館  
指定管理者  
連合山口西部地域協議会

2017年5月31日

山陽小野田市長 藤田剛二様

指定管理者所在地 山陽小野田市北竜王町9-45  
山陽小野田市労働会館内  
山陽小野田事務所  
名称 日本労働組合総連合会  
山口県連合会  
西部地域協議会  
代表者の氏名 議長 吉田和久 印

指定管理者事業報告書

山陽小野田市労働会館における2016年度の施設の管理に関する事務について地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条に第27項の規定により、下記のとおり報告いたします。

- 1 管理業務の実施期間  
2016年4月1日から2017年3月31日まで
- 2 管理業務を行った公の施設の名称  
山陽小野田市労働会館
- 3 管理業務の実施状況及び利用状況  
管理業務については例年通り。加盟労組の協力を得て、年2回（8月、12月）館内清掃・敷地内外の草刈りボランティアと基本的に6月第1週の日曜日の北竜王町内一斉溝掃除の前日の土曜日に毎回40～50名の参加を頂き、敷地内外の草刈り・大溝掃除を行っている。  
利用状況については別紙①
- 4 使用料又は利用に係る料金の収入実績  
別紙②
- 5 管理に係る経費の収支状況



別紙一③

収支状況は、収入支出ともにほぼ予算枠内で納めることができた。

[その他]

○予算を超過した支出の主な内訳

- ・水道代は、トイレの水タンクレバー一定位置戻りが確実の行われておらず数十日間にわたり閉館後から開館時まで（夜間）水が流れ続けた為
- ・電話代はパソコン設置に伴いプロバイダー料が2016年12月より付加されたため。

6 その他報告事項

○安全対策や施設設備・備品等の改善について

- ・自衛消防訓練を2回実施した。（2016/6/8、2016/12/17）
- ・男子用トイレと階段天井の照明器具に不具合が生じたため、中期的な電気代の節約等も考慮し、LED照明に切り替えた。
- ・3年前より計画的にブラインドの破損個所を取り替えており、今年度も地協事務局と旧地区労福協事務室の2か所の取換えを行い終了した。

○利用者からの要望に応えた事項

- ・卓球・インディアカ用ネットの購入

○その他気づき

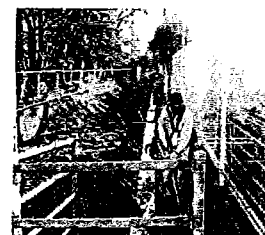
- ・建物や設備器具が老朽化しているため、突発的な修繕が発生している。  
特に空調設備については業者よりモーターの取換えは必須と言われている。  
市におかれても、アスベスト・耐震検査含め設備点検や予算措置の検討を願いたい。

## <参考資料>

6月



8月



12月



▲清掃ボランティア 年3回実施 (2016/6/4 敷地内館外【地協独自行事】・敷地外溝、8/6 館内・館外、12/10 館内・館外) 山陽小野田地区会議・山陽小野田地区労福協とも連携して、庭木の剪定・草刈り・草ひき・溝掃除、労働会館内の清掃活動を実施した。



▲自衛消防訓練の実施 (2016/6/8, 2016/12)

消防署および警備会社と連携して、全職員を対象 (夜間・休日対応職員含む) に消防訓練を実施し、緊急時の対応に備えている。

▲会館内外の修景およびエコの取り組み

利用者が快適に過ごせる施設を目指して、年間を通じ積極的に美化やグリーンカーテン等エコに努めている。

## 貸借対照表

2017年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 の 部												
科	目	金 額	科	目	金 額										
現	金	0	仮	受	金	0									
預	金	748,646	預	り	金	0									
出	資	金	0	固	定	資	産	見	返	正	味	財	産	0	
未	収	金	0	固	定	資	産	引	当	積	立	金	繰	入	0
什	器	・	備	品	0	記	念	行	事	積	立	金	繰	入	0
固	定	資	産	引	当	積	立	金	資	産	0				
記	念	行	事	積	立	金	資	産	0						
	計	748,646		計									0		
		0	次	期	繰	越	金						748,646		
合	計	748,646	合	計									748,646		

## 収支計算書

自2016年4月1日～至2017年3月31日

(単位：円)

支 出 の 部			収 入 の 部								
科	目	金 額	科	目	金 額						
人	件	費	1,660,513	前	期	繰	越	金	568,596		
管	理	委	託	費	1,735,203	指	定	管	理	料	6,566,400
警	備	保	障	費	454,308	繰	入	金	0		
清	掃	委	託	費	27,554	単	組	支	援	金	0
需	用	費	2,108,008	賦	課	金	0				
使	用	・	貸	借	費	87,031	雑	収	入	40	
役	務	費	57,222								
予	備	費	256,551								
	計	6,386,390		計					7,135,036		
次	期	繰	越	金	748,646						
合	計	7,135,036	合	計					7,135,036		

## 予算実績比較表

自2016年4月1日～至2017年3月31日

### 収入の部

(単位：円)

科	目	予	算	実	績	残	高	予算対比率%
前	期	繰	越	金	568,596	568,596	0	100.0%
前	期	繰	越	金	568,596	568,596	0	100.0%
指	定	管	理	料	6,566,400	6,566,400	0	100.0%
指	定	管	理	料	6,566,400	6,566,400	0	100.0%
繰	入	金		0	0	0	0	0.0%
繰	入	金		0	0	0	0	0.0%
雑	収	入		250	40	210		16.0%
雑	収	入		250	40	210		16.0%
合	計			7,135,246	7,135,036	210		100.0%

### 支出の部

科	目	予	算	実	績	残	高	予算対比率%	
人	件	費	1,754,000	1,660,513	93,487			94.7%	
賃		金	1,700,000	1,621,506	78,494			95.4%	
通	勤	費	24,000	24,000	0			100.0%	
厚	生	費	30,000	15,007	14,993			50.0%	
管	理	委	託	費	1,848,000	1,735,203	112,797	93.9%	
賃		金	1,680,000	1,577,453	102,547			93.9%	
手	数	料	168,000	157,750	10,250			93.9%	
警	備	保	障	費	454,308	454,308	0	100.0%	
清	掃	委	託	費	30,000	27,554	2,446	91.8%	
需	用	費	2,370,000	2,108,008	261,992			88.9%	
ガ		ス	150,000	68,117	81,883			45.4%	
空	調	A	重	油	150,000	80,000	70,000	53.3%	
電		気	1,450,000	1,390,936	59,064			95.9%	
水		道	220,000	233,471	△ 13,471			106.1%	
消	耗	品	100,000	53,015	46,985			53.0%	
雑		費	300,000	282,469	17,531			94.2%	
使	用	・	貸	借	費	63,990	87,031	△ 23,041	136.0%
下		水	50,000	73,041	△ 23,041			146.1%	
N	H	K	受	信	料	13,990	13,990	0	100.0%
役	務	費	65,000	57,222	7,778			88.0%	
電		話	55,000	57,222	△ 2,222			104.0%	
消	火	器	10,000	0	10,000			0.0%	
予	備	費	549,948	256,551	293,397			46.7%	
合	計		7,135,246	6,386,390	748,856			89.5%	

次月繰越金	748,646
-------	---------

# 指定管理者事業報告書

(2017年4月1日～2018年3月31日)

山陽小野田市労働会館  
指定管理者  
連合山口西部地域協議会

## 5 管理に係る経費の収支状況

### 別紙－③

収支状況は、収入支出ともにほぼ予算枠内で納めることができた。

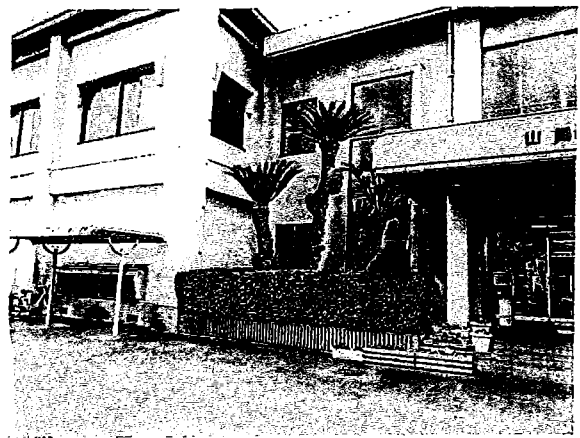
## 6 その他報告事項

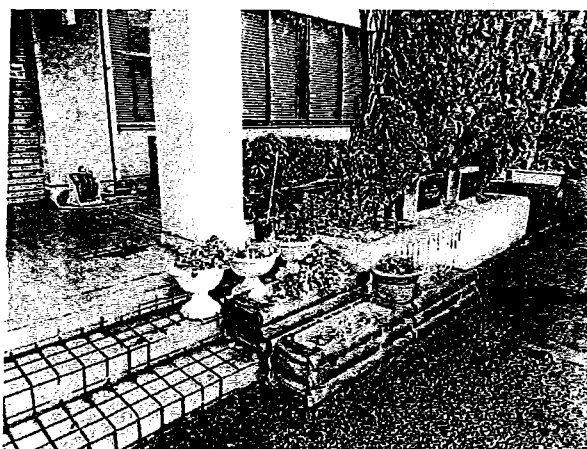
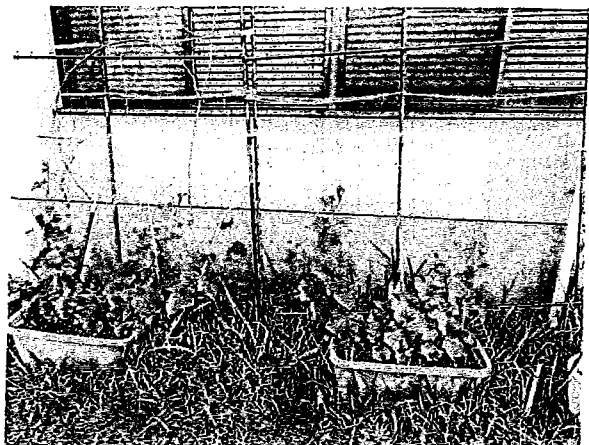
### ○安全対策や施設設備・備品等の改善について

- ・玄関入口自動ドアの不具合が続いており（特に冬場は館内に冷気が流れ込み利用者からも改善を求められていた）現行様式が古く、部品等も保管年数経過の為無く、一新せざるを得なかった。予算を考慮し、部品の内、ガラス戸など再利用できるものは再利用依頼し修理を完了した。

### ○その他

- ・指定管理者を受けて10年が経過し敷地内の樹木も大きくなり敷地外の電線等にかかるようになったため大規模な剪定をおこなった。  
また空調設備については以前から業者よりモーターの取換えは必須と言われている。市におかれましても、アスベスト・耐震検査含め設備点検や予算措置の検討を引き続きお願いしたい。





▲会館内外の修景およびエコの取り組み  
利用者が快適に過ごせる施設を目指して、年間を通じ積極的に美化や  
グリーンカーテン等エコに努めている。



# 経理状況を示す書類

連合山口西部地域協議会2018年度一般会計決算書

## 貸借対照表

2018年3月31日現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	仮 受 金	0
預 金	787,733	預 り 金	0
出 資 金	0	固定資産見返正味財産	0
未 収 金	0	固定資産引当積立金繰入	0
什 器 ・ 備 品	0	記念行事積立金繰入	0
固定資産引当積立金資産	0		
記念行事積立金資産	0		
計	787,733	計	0
	0	次 期 繰 越 金	787,733
合 計	787,733	合 計	787,733

## 収支計算書

自2017年4月1日～至2018年3月31日

(単位：円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
人 件 費	1,728,376	前 期 繰 越 金	748,646
管 理 委 託 費	1,615,532	指 定 管 理 料	6,566,400
警 備 保 障 費	454,308	繰 入 金	0
清 掃 委 託 費	36,631	単 組 支 援 金	0
需 用 費	1,891,887	賦 課 金	0
使 用 ・ 貸 借 費	37,358	雑 収 入	13
役 務 費	103,882		
予 備 費	659,352		
計	6,527,326	計	7,315,059
次 期 繰 越 金	787,733		
合 計	7,315,059	合 計	7,315,059

## 予算実績比較表

自2017年4月1日～至2018年3月31日

### 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算	実 績	残 高	予算対比率%
前期繰越金	748,646	748,646	0	100.0%
前期繰越金	748,646	748,646	0	100.0%
指定管理料	6,566,400	6,566,400	0	100.0%
指定管理料	6,566,400	6,566,400	0	100.0%
繰入金	0	0	0	0.0%
繰入金	0	0	0	0.0%
雑収入	100	13	87	13.0%
雑収入	100	13	87	13.0%
合 計	7,315,146	7,315,059	87	100.0%

### 支出の部

科 目	予 算	実 績	残 高	予算対比率%
人件費	1,804,000	1,728,376	75,624	95.8%
賃金	1,750,000	1,690,800	59,200	96.6%
通勤費	24,000	24,000	0	100.0%
厚生費	30,000	13,576	16,424	45.3%
管理委託費	1,848,000	1,615,532	232,468	87.4%
賃金	1,680,000	1,468,672	211,328	87.4%
手数料	168,000	146,860	21,140	87.4%
警備保障費	455,000	454,308	692	99.8%
清掃委託費	50,000	36,631	13,369	73.3%
需用費	2,270,000	1,891,887	378,113	83.3%
ガソリン	100,000	60,256	39,744	60.3%
空調A重油	100,000	0	100,000	0.0%
電気	1,450,000	1,300,134	149,866	89.7%
水道	220,000	150,204	69,796	68.3%
消耗品	100,000	81,293	18,707	81.3%
雑費	300,000	300,000	0	100.0%
使用・貸借費	65,000	37,358	27,642	57.5%
下水	50,000	23,368	26,632	46.7%
NHK受信料	15,000	13,990	1,010	93.3%
役員務費	190,000	103,882	86,118	54.7%
電話	160,000	103,882	56,118	64.9%
消火器	30,000	0	30,000	0.0%
予備費	633,146	659,352	△ 26,206	104.1%
合 計	7,315,146	6,527,326	787,820	89.2%

次月繰越金	787,733
-------	---------